【資　料　編】

目　　次

第１章　総則 1
【総則関係】 1
◆矢板市防災会議関係 1
○矢板市防災会議条例　（昭和３７年矢板市条例第２２号） 1
○矢板市防災会議委員名簿 2
○防災関係機関の連絡先一覧 2
◆本市の概況 6
○位置 6
○総人口・世帯数の推移　（単位：人）（資料：各年１０月１日、国勢調査・住民基本台帳） 6
○一世帯あたりの構成人員の推移　（単位：人）（資料：各年１０月１日、国勢調査・住民基本台帳） 6
○年齢階層別人口の推移　（単位：人）（資料：各年１０月１日、国勢調査・住民基本台帳） 6
○土地利用の推移　（単位：ｈａ）（資料：各年１月１日、矢板市統計書） 6
◆本市の気象概要 6
○気象（平均気温・年間降水量）　（単位：℃、ｍｍ）[参考資料: 矢板市統計書] 6
◆本市の活動体制 7
○本市の活動体制 7
【水害・台風、竜巻等風害・雪害対策関係】 9
○宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準 9
○地域気象観測所（気象庁管理） 10
○主な防災気象情報 11
○細分区域図 12
【震災対策・火山災害対策関係】 13
○気象庁震度階級関連解説表 13
○気象庁の発表する地震情報の種類 18
○気象庁の発表する緊急地震速報の種類 18
○気象庁の火山観測の種類 18
○気象庁の発表する火山情報 19
○火山災害の種類と特徴 19
【過去における主な災害一覧】 20
○過去の災害の状況 20
第２章　災害予防 22
【地域防災関係】 22
○個人の防災心得 22
◆自主防災組織の現況 27
○自主防災組織一覧 27
◆消防団の現況 28
○矢板市消防団組織図 28

【要配慮者利用施設関係】 28
○市内社会福祉施設一覧 28
【備蓄関係】 30
○主な備蓄品の目標数量及び備蓄数量 30
【まちづくり関係】 30
○重要水防箇所一覧表 30
【災害危険箇所関係】 31
○災害危険箇所（総括）一覧表 31
○土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表 31
○地すべり防止区域指定状況一覧表 31
○山地災害危険地区一覧表（環境森林部所管） 32
○土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表 35
○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表 38
○土砂災害警戒区域（土石流）一覧表 38
【水防関係】 39
○水防倉庫・水防資機材一覧 39
○雨量・水位観測所一覧表（栃木県管理） 39
○県が指定して洪水予報を実施する河川 40
○県が水位情報の通知及び周知を実施する河川 40
○知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所 40
○水防警報の内容及び発表基準 41
【消防関係】 41
○消防組織・設備の状況 （令和７年４月１日） 41
【通信関係】 42
○通信手段の種類 42
○栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書 42
○栃木県非常通信用無線局局名一覧 43
○市（同報系）防災行政無線屋外拡声器設置箇所 44
○市（移動系）防災行政無線一覧表 47
○災害時優先電話登録一覧 47
【危険物関係】 49
○消防法上の危険物 49
○危険物の大量貯蔵所一覧表 50
【公共施設関係】 50
○上水道施設一覧表 50
○下水道施設一覧表 50
【救急・救助関係】 51
○特殊災害消防相互応援協定書 51
【避難関係】 52
○避難場所一覧 52
○水防法第 15 条、土砂災害防止法８条の２の要配慮者利用施設等 58

○避難場所ピクトグラム 60
○避難指示等の判断・伝達マニュアル 61
○避難指示等の発令基準 64
○原子力災害屋内退避及び避難等に関する指標 66
【航空消防防災関係】 67
○飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領 67
○飛行場外・緊急離着陸場一覧 68
○防災ヘリ・ドクターヘリランデブーポイント 68
【広域応援関係】 69
○災害時における市町村相互応援協定書 69
○災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目 71
○栃木県広域消防応援等計画 73
○応援協定締結一覧 81
第３章　災害応急対策 85
【活動体制関係】 85
○矢板市災害対策本部条例　　昭和 37 年 12 月 24 日条例第 23 号 85
○矢板市災害対策本部組織図（令和７年４月） 86
○災害対策本部設置時における各部各班の事務分掌　　令和７年４月現在 87
○災害対策本部職員の証票等 101
○災害警戒本部要領 102
◆自衛隊の災害派遣の態勢 103
○自衛隊に対する災害派遣要請の範囲 103
○自衛隊に対する災害派遣要請（要請先・様式） 103
【災害情報・伝達関係】 104
○栃木県火災・災害等即報要領 104
NTT-FAX 028-623-2146 119
○即報基準一覧 122
○関東地方非常通信協議会構成表 123
○被害状況調査票 124
○被害の分類と判定の基準 124
○矢板市被災宅地危険度判定実施要綱　　平成２５年４月１日制定 125
○矢板市震災建築物応急危険度判定要綱　　平成２５年４月１日制定 127
【広報関係】 129
○関係報道機関一覧表 129
【災害救助法関係】 130
○災害救助法適用基準一覧表 130
○災害救助法施行細則 130
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表） 140
○費用の限度額 144
【給食・給水・生活必需品供給関係】 144
◆米穀 144

○「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づく協定書 144
◆給水 145
○上水道施設一覧表 145
○市内プール設置状況一覧表 146
【医療救護関係】 146
○医療機関の収容能力一覧表 146
【廃棄物処理関係】 147
○がれき等処理 147
【文教対策関係】 147
○学校安全計画の概要 147
○学校等一覧 149
【住宅応急対策関係】 150
○災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 150
【自発的支援受入関係】 151
○災害ボランティアセンターの概要 151
第４章　災害復旧・復興 152
【主な金融支援制度】 152
○栃木県の主な金融支援制度 152
○融資・貸付・その他資金等の概要 161
○災害復旧事業の種類 161
○栃木県農漁業災害対策特別措置条例による農作物等災害助成 162
◆激甚災害適用 163
○災害適用措置と指定基準 163
【被災者生活再建支援制度】 166
○被災者生活再建支援制度の支援金支給事務手続 166
○栃木県被災者生活再建支援制度の支援金支給事務手続 166
第５章　原子力災害対策 167
【原子力災害対策関係】 167
○避難・屋内退避等の基準と措置の概要 167
○人のスクリーニング等の基準と措置の概要 167
○飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要 167
○近隣県における原子力発電所 168
○避難等の基準 169
○用語集 176

第１章　総則

【総則関係】

◆矢板市防災会議関係

〇矢板市防災会議条例　（昭和３７年矢板市条例第２２号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、矢板市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

⑴　矢板市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

⑴　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

⑵　栃木県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

⑶　矢板警察署の警察官のうちから市長が任命する者

⑷　市長がその部内の職員のうちから指名する者

⑸　教育長

⑹　塩谷広域行政組合消防本部の職員のうちから市長が任命する者

⑺　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

⑻　消防団長

⑼　自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する者

６　前項の委員の定数は、２０人以内とする。

７　第５項第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会

長が防災会議にはかって定める。

附　則　　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４０年矢板市条例第１２号）　　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年矢板市条例第９号）　　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年矢板市条例第１９号）　この条例は、公布の日から施行し、昭和５４年４月１日から適用する。

附　則（平成１２年矢板市条例第１８号）　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第３０号）　　この条例は、公布の日から施行する。

〇矢板市防災会議委員名簿

区　分	所　　属	所在地
会長	市長	本町 5-4
（1）	宇都宮国道事務所長	宇都宮市平松町 504
（3）	矢板警察署長	中 2001-1
（2）	矢板土木事務所長	鹿島町 20-11
（9）	陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊第４中隊長	宇都宮市茂原 1-5-45
（4）	副市長	本町 5-4
（5）	教育長	矢板 106-2
（6）	矢板消防署長	富田 94-1
（4）	総合政策部長	本町 5-4
（4）	総務部長	本町 5-4
（4）	健康福祉部長	本町 5-4
（4）	市民生活部長兼危機管理監	本町 5-4
（4）	経済部長	本町 5-4
（4）	建設部長	本町 5-4
（4）	上下水道事務所長	本町 4-39
（9）	東京電力パワーグリッド㈱　栃木北支社長	大田原市山の手 1-9-14
（8）	矢板市消防団長	本町 5-4
（9）	矢板市議会議長	本町 5-4
（9）	矢板市区長会長	本町 5-4
（7）	矢板市社会福祉協議会長	泉 526
（9）	矢板市女性防火クラブ会長	本町 5-4

〇防災関係機関の連絡先一覧

1　市

機　　関　　名	所　在　地	電 話 番 号
矢板市役所	矢板市本町５－４	0287-43-1114

2　消防機関

機　関　名	所　在　地	電 話 番 号
塩谷広域行政事務組合消防本部	矢板市富田 94－1	0287-44-2513
矢板消防署	矢板市富田 94－1	0287-44-2511

3　警察

機　関　名	所　在　地	電 話 番 号
矢板警察署	矢板市中 2001-1	0287-43-0110
矢板駅前交番	矢板市扇町一丁目 1-48	0287-44-0780
片岡駐在所	矢板市片岡 2096-22	0287-48-0110
泉駐在所	矢板市田野原 394-1	0287-43-2144
沢駐在所	矢板市沢 589-2	0287-44-0781

4　県の機関

機　関　名	所　在　地	電 話 番 号
栃木県危機管理防災局危機管理課	宇都宮市塙田 1－1－20	028-623-2129
栃木県危機管理防災局消防防災課	宇都宮市塙田 1－1－20	028-623-2136
矢板土木事務所	矢板市鹿島町 20-11	0287-44-2185
矢板健康福祉センター	矢板市鹿島町 20-22	0287-44-1296
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町 20-22	0287-43-1251
矢板森林管理事務所	矢板市鹿島町 20-22	0287-43-0427
矢板県税事務所	矢板市鹿島町 20-22	0287-43-2171

5　指定地方行政機関

機　関　名	所　在　地	電 話 番 号
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2－1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000
関東財務局（宇都宮財務事務所）	宇都宮市桜 3－1－10	028-633-6221
関東信越厚生局（栃木事務所）	宇都宮市本町 3－9 栃木県本町合同ビル 2 階	028-341-2009
関東農政局（宇都宮地域センター）	宇都宮市中央 2－1－16	028-633-3311
関東森林管理局（塩那森林管理署）	大田原市宇田川 1787-15	0287-28-3125
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1－1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1－1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階	048-600-0433
関東運輸局（栃木運輸支局）	宇都宮市八千代 1－14－8	028-658-7011

東京管区気象台（宇都宮地方気象台）	宇都宮市明保野町 1－4	028-635-7260
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1－2－1 九段第 3 合同庁舎 22 階・23 階	03-6238-1600
栃木労働局（大田原労働基準監督署）	大田原市本町 2-2828-19	0287-22-2279
関東地方整備局（宇都宮国道事務所）	宇都宮市平松町 504	028-638-2181
同（宇都宮国道事務所　矢板出張所）	矢板市扇町 2-4-23	0287-44-0461
関東地方整備局（下館河川事務所）	茨城県筑西市二木成 1753	0296-25-2161
関東地方整備局（常陸河川国道事務所）	茨城県水戸市千波町 1962-2	029-240-4601
東京航空局（東京空港事務所）	東京都大田区羽田空港 3－3－1	03-5757-3000
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心 11－2　明治安田生命さいたま新都心ビル 18 階	048-600-0516

6　自衛隊

機　関　名	所　在　地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 12 旅団司令部	群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017－2	0279-54-2011
陸上自衛隊第 12 特科隊	宇都宮市茂原 1－5－45	028-653-1551

7　指定公共機関

機　関　名	所　在　地	電 話 番 号
矢板郵便局	矢板市扇町二丁目 1-27	0287-44-5171
片岡郵便局	矢板市乙畑 1643-4	0287-48-0050
泉郵便局	矢板市泉 371-2	0287-43-2350
矢板本町郵便局	矢板市本町 15-14	0287-44-1233
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草 1－10－6 とちぎ福祉プラザ内	028-622-4326
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央 3－1－2	028-634-9155
東日本高速道路株式会社関東支社	東京都台東区北上野 1－10－14 住友不動産上野ビル 5 号館	03-5828-8181
東日本高速道路株式会社 宇都宮管理事務所	鹿沼市茂呂 24－2	0289-76-3135
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	埼玉県さいたま市大宮区錦町 434－4	048-642-7401
東日本電信電話株式会社栃木支店	宇都宮市平出工業団地 48－2	028-662-4256
東京ガス株式会社宇都宮支社	宇都宮市東宿郷 4－2－16	028-634-1911
日本通運株式会社宇都宮支店	宇都宮市駅前通 1－2－5	028-621-0611
東京電力株式会社栃木支店	宇都宮市馬場通り 1－1－11	0120-995-112
日本原子力発電株式会社 （東海第二発電所）	茨城県那珂郡東海村白方 1－1	029-282-1211
株式会社ＮＴＴドコモ栃木支店	宇都宮市大通り 2－4－3	028-651-6084
ＫＤＤＩ株式会社 小山テクニカルセンター	小山市大字神鳥谷 1828	285-28-5156

8　指定地方公共機関

機　　関　　名	所　在　地	電 話 番 号
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上 2－18－12	03-5962-2295
東野交通株式会社	宇都宮市平出工業団地 19－8	028-662-1080
関東自動車株式会社	宇都宮市駅前通り 3－2－5	028-634-8131
社団法人栃木県ＬＰガス協会	宇都宮市東今泉 2－1－21	028-689-5200
株式会社栃木放送	宇都宮市本町 12－11	028-622-1111
株式会社エフエム栃木	宇都宮市中央 1－2－1	028-638-7640
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2－2－2	028-623-0031
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代 1－5－12	028-658-2515
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代 1－4－12	028-658-2622
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代 1－4－12	028-658-2411
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町 3337－1 とちぎ健康の森内	028-622-2655
(一社)栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢 2－2－5	028-648-0471
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑 5－1－5	028-658-9877
(公社)栃木県看護協会	宇都宮市駒生町 3337－1 とちぎ健康の森内	028-625-6141
(一社)栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町 4－7	028-648-0502
(福)栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草 1－10－6 とちぎ福祉プラザ 3 階	028-622-0524
栃木県石油商業組合	宇都宮市昭和 1-3-10 県庁舎西別館３F	028-622-0435
(一社)栃木県建設業協会	宇都宮市簗瀬町 1958－1	028-639-2611
栃木県浄化槽協会	宇都宮市簗瀬町 2390	028-633-1650
日本下水道事業団　栃木事務所	宇都宮市栄町 1-15 栃木県開発センタービル 5F	028-616-1510

9　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	所　在　地	電 話 番 号
塩谷郡市医師会	さくら市桜野 1319-3 さくら市氏家保健センター内	028-682-3518
塩野谷野農業協同組合 矢板地区営農生活センター	矢板市本町 126	0287-44-2312
たかはら森林組合	矢板市館ノ川 777-1	0287-43-0451
矢板市商工会	矢板市扇町一丁目 2-7	0287-43-0272
矢板市社会福祉協議会	矢板市扇町二丁目 4-19 （令和６年４月～　矢板市泉 526）	0287-44-3000

◆本市の概況

○位置

市　役　所 所　在　地	東経１３９度５５分２７秒 北緯　３６度４８分２４秒	海抜	１９６．４２ｍ	矢板市本町５番４号

○総人口・世帯数の推移

（単位：人）（資料：各年１０月１日、国勢調査・住民基本台帳）

区　　分	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年
人口（人）	３６，４６６	３５，６８５	３５，３４３	３３，３５４	３１，８３１
世帯数(戸)	１１，６３７	１１，９９２	１２，４３８	１２，３４２	１３，１９６
１世帯当たり人数	３．１３	２．９８	２．８４	２．７０	２．４１

○一世帯あたりの構成人員の推移

（単位：人）（資料：各年１０月１日、国勢調査・住民基本台帳）

区　　分	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年
１人	２，３６８	２，６２０	２，９９６	３，１７１	４，２１４
２人	２，５９４	２，９４４	２，２３６	３，４９５	３，７３９
３人	２，２７３	２，４１３	２，４４４	２，４２６	２，４２５
４人	２，１４５	２，１０３	２，０５９	１，８３６	１，７７８
５人以上	２，２２４	１，８９５	１，６８２	１，３８３	１，０４０

○年齢階層別人口の推移

（単位：人）（資料：各年１０月１日、国勢調査・住民基本台帳）

区　　分	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年
０～１４歳	５，７９８	５，１１４	４，６３８	４，０１１	３，３４５
１５～６４歳	２４，２４８	２３，２８４	２２，５１９	１９，８２９	１８，１５３
６５歳以上	６，４２０	７，２８７	８，１８６	９，５１４	１０，３３３
計	３６，４６６	３６，４６６	３５，３４３	３３，３５４	３１，８３１

○土地利用の推移

（単位：ｈａ）（資料：各年１月１日、矢板市統計書）

区　　分	平成２２年	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年
農　用　地	３，４１９	３，３９７	３，３８４	３，３７５	３，３７２
宅　　地	９８０	９７０	９７２	９７９	９８１
山　　林	５，８８８	５，７１８	５，７０６	５，６９２	５，７１５
そ　の　他	６，７７９	６，９６１	６，９８４	７，０００	６，９７８
計	１７，０６６	１７，０４６	１７，０６６	１７，０４６	１７，０４６

◆本市の気象概要

○気象（平均気温・年間降水量）

（単位：℃、ｍｍ）[参考資料：矢板市統計書]

区　　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年
平均気温	14.1	14.0	13.0	13.9	13.6	13.1	13.0
年間降水量	1,659.5	1,719.0	1,354.0	1,195.5	1,772.0	1,544.0	1,878.0

◆本市の活動体制

○本市の活動体制

体制	適用基準（災害の様態）	本部	体制の概要	備考
注意体制	①気象警報が発表されたとき ②震度４の地震が発生したとき ③高原山の火山観測情報等により噴火の前兆現象等が確認された場合 ④火災が発生したとき ⑤近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合 ⑥小規模な災害が発生するおそれがある場合 ⑦小規模な災害が発生した場合 ⑧各河川観測所のいずれかが水防団待機水位（レベル１）となる場合 ・箒川：佐久山観測所 1.9m ・内川：京町橋観測所 1.2m ・鬼怒川：佐貫下観測所 1.5m ⑨その他危機管理監が必要と認めたとき	－	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	生活環境課職員及び関係課職員は直ちに参集し、小規模災害対策を実施
警戒体制	①震度５弱の地震が発生したとき ②高原山が噴火した場合（微噴火に限る。） ③高原山に臨時火山情報が発表された場合 ④大規模火災が発生したとき又は発生が予想されるとき ⑤土砂災害警戒情報が発表されたとき ⑥中規模な災害が発生するおそれがある場合 ⑦中規模又は局所的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等を含む。）	災害警戒本部	災害警戒本部が設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	生活環境課職員及び警戒配備に該当する関係課職員は直ちに参集し、災害応急対策を実施

	⑧各河川観測所のいずれかが氾濫注意水位（レベル２）となる場合 ・箒川：佐久山観測所 2.5m ・内川：京町橋観測所 1.6m ・鬼怒川：佐貫下観測所 2.3m ⑨その他副市長が必要と認めたとき			
第１非常体制	①震度５強の地震が発生したとき ②高原山が噴火した場合（微噴火を除く。） ③高原山に緊急火山情報が発表された場合 ④大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき ⑤特別警報が発表されたとき ⑥大規模な災害が発生するおそれがある場合 ⑦大規模な災害が発生した場合 ⑧市内に災害救助法が適用されたとき ⑨各河川観測所のいずれかが避難判断水位（レベル３）となる場合 ・箒川：佐久山観測所 3.5m ・内川：京町橋観測所 2.1m ・鬼怒川：佐貫下観測所 2.6m ⑩その他副市長が必要と認めたとき	災害対策本部	災害対策本部が設置され、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が参集し、各役割に応じた災害応急対策を実施
第２非常体制	①震度６弱以上の地震が発生したとき ②大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合 ③各河川観測所のいずれかが氾濫危険水位（レベル４）となる場合 ・箒川：佐久山観測所 4.0m ・内川：京町橋観測所 2.6m ・鬼怒川：佐貫下観測所 3.3m	災害対策本部	災害対策本部が設置され、全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員が参集し、各役割に応じた災害応急対策を実施

【水害・台風、竜巻等風害・雪害対策関係】

○宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

矢板市	府県予報区		栃木県	
	一次細分区域		北　部	
	市町村等をまとめた地域		那須地域	
特別警報	大　雨		台風や集中豪雨により数十年に一度となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴　風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大　雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警　報	大　雨	浸水害	雨量基準	１時間雨量９０mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準	１５２
	洪　水		雨量基準	１時間雨量９０mm
			流域雨量指数基準	内川流域＝８
			複合基準	
	暴　風		平均風速	２０m/s
	暴風雪		平均風速	２０m/s　雪を伴う
	大　雪		降雪の深さ	２４時間降雪の深さ 平地３０ｃｍ　山地７０ｃｍ
注意報	大　雨		雨量基準	１時間雨量６０mm
			土壌雨量指数	９１
	洪　水		雨量基準	１時間雨量６０mm
			流域雨量指数基準	内川流域＝６
			複合基準	
	強　風		平均風速	１２m/s
	風　雪		平均風速	１２m/s　雪を伴う
	大　雪		降雪の深さ	２４時間降雪の深さ 平地１０ｃｍ　山地３０ｃｍ
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融　雪			
	濃　霧		視程	１００ｍ
	乾　燥		最小湿度３０％　実効湿度６０％	

	なだれ	① ２４時間降雪の深さが３０ｃｍ以上 ②４０ｃｍ以上の積雪があって日最高気温が６℃以上	
	低　温	夏期：最低気温１６℃以下が２日以上継続 冬期：最低気温－９℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温４℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	１１０ｍｍ

○地域気象観測所（気象庁管理）

観測所番号	観測所名	観測種目						所　在　地
		降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他	
41181	塩　谷	○	○	○	○			塩谷町大字田所

○主な防災気象情報

防災気象情報	概　　要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 （府県情報） ＜大雨に関する情報／大風に関する情報等＞	大雨・強風の可能性がある場合に、発表する総合的な気象情報。 懸念される災害についての注意も喚起。	台風に関する情報など大規模で顕著な現象の場合は、２～３日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。 台風が本県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。
栃木県気象情報 ＜竜巻注意情報＞	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。 ドップラーレーダーのエコー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を捕捉することが困難であり、予測の的中も低い。 そのため、黒く厚い雲の接近など竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表される。 情報の有効期間(注意が必要な期間）は発表してから１時間が目安。 より発生確度の高い地域は気象庁のホームページ「レーダーナウキャスト」から閲覧できる。 有効期間中は空模様に注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある最も頑丈な建物の中に避難する。 屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。
注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表。	警報を行う必要性がごく近い将来予想される場合には、その旨を予告することがある。
警　報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表。	避難準備情報や避難指示など市長の防災活動の判断支援とともに、住民の自主避難への警戒を呼びかける。
特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧等により大雨、暴風、大雪等が予想される場合に発表。	住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が著しく高まっているため、市長はただちに避難指示を行う。
土砂災害 警戒情報	大雨警報発表中に土砂災害の危険度が高まった場合に県と共同して発表。	避難指示等災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主的避難の判断等にも利用出来るよう、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。

記録的短時間 大雨情報	数年に１度程度にしか発生しない、まれな大雨（１時間雨量１１０㎜以上）となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表。	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生のおそれが高まっていることを周知する。

〇細分区域図

【震災対策・火山災害対策関係】

○気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は,原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　語	意　味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
が(も)ある が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。 下位の階級で上記の「多くなる」が使われる場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、 屋内の状況、 屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、 はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損､落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ､動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損､落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2)この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3)木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、 震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。　１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり) 、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。　1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。　１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1)　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2)　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱 ５強	亀裂(※1)や液状化(※2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある（※3)。

(※1)亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(※2)地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(※3)大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある(※)。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※)。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

(※)震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動(※)による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性があ
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

(※)規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

○気象庁の発表する地震情報の種類

情報の種類		内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分）と地震の揺れの発生時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度３以上の地域名と市町村名を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね３０分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

○気象庁の発表する緊急地震速報の種類

速報の種類	内　　容
緊急地震速報 (警報)(地震動警報)	最大震度５弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表
緊急地震速報 (予報)(地震動予報)	最大震度３以上又はマグニチュード３．５以上と予想されたときに発表

【注】緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

○気象庁の火山観測の種類

観測の種類		那　須　岳	日光白根山	高原山
常時観	火山性振動の観測	地震計による観測	常時観測	同　左
	表面現象の観測	火山望遠装置、空振計による観測		
	火山体の変形の観測	ＧＰＳによる観測		

測				
機動観測	調査観測	①山体構造の解明や中期的な火山活動の総合的な診断のために火山性振動の観測などの観測体制を強化して行う観測 ②現地において実施する火山の熱の観測及び火山体の変形の観測	火山の状態を把握するために行う観測	同　左
	緊急観測	火山の噴火等火山現象に異常が発生した場合に、緊急に当該火山の状態を把握するために行う観測	同　左	同　左

○気象庁の発表する火山情報

種　　類	発表基準等	内　　容
緊急火山情報	火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合	①火山活動の状態及びその推移 ②前号に掲げる事項の解説 ③警戒すべき火山現象 ④その他必要と認める事項
臨時火山情報	火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合	①火山活動の状態及びその推移 ②前号に掲げる事項の解説 ③注意すべき火山現象 ④その他必要と認める事項
火山観測情報	緊急火山情報又は臨時火山情報の補完その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認める場合	①緊急火山情報又は臨時火山情報の発表後 ・緊急火山情報又は臨時火山情報に含めなかったより詳細な状況等を周知する必要がある場合 ・その他の観測、調査、情報収集等により新たに判明した状況を周知する必要がある場合 ・火山活動の継続を周知する必要がある場合（多少の変動を含む） ・火山活動の低下を周知する必要がある場合 ②その他 ・防災上の注意を喚起する必要はないが、火山活動に変化があり、観測成果等を防災関係機関等に周知した方がよいと判断される場合 ・防災関係機関から要望がある等観測成果等を周知する必要がある場合

○火山災害の種類と特徴

主な現象	特　　徴
降下火砕物（降灰等）	火口から空中に噴出した火山灰等が降ってくる現象で、多くの火山に共通した現象である。火山のすぐ周辺では厚く堆積することで埋没等の被害が生じる場合がある他、噴火の規模によっては風にのって遠方に運ばれ堆積する。人的被害に結びつくことはまれであるが、火山活動が長期化すると周辺住民の生活に影響を与える。
溶岩流	火口から流れ出た溶岩が流下する現象で、通過域では、破壊・焼失・埋没等の被害が生じる。流下速度は、溶岩の粘り気等によって異なるが、多くの場合、時速１km 程度以下と遅いため徒歩による避難が可能である。まれに、溶岩の質や流下する地形によっては時速十数 km 程度になる場合もある。
噴石（火山弾等）	噴火に伴い吹き飛ばされた岩石等が落ちてくる現象で、建物の破壊、死傷の被害が生じる。噴石は噴出後すぐに落下してくるため、噴火が発生してからの避難は困難である。
火砕流	高温の火山砕屑物（火山灰、軽石等）が、ガスと一体となり高速で流下する現象

火砕サージ	で、その運動エネルギー及び熱エネルギーにより、通過域では焼失、破壊等壊滅的な被害が生じる。流下速度は１００㎞を超える場合もあり、発生後に避難することは困難である。特に火山灰を含む高温のガスを主体としたものを火砕サージといい、火砕流よりも広範囲かつ高速に流下する。
火山泥流	噴火による火口湖の決壊や急激な融雪等により発生した泥水が岩石や木を巻き込みながら流下する現象で、地形にもよるが、時速３０㎞～６０㎞になる。破壊力が大きく通過域では壊滅的な被害が生じる。我が国では冬期冠雪する火山も多く、噴火による融雪が泥流発生の引き金として懸念される。
火山ガス	火山の活動に伴い火口や噴気口から大気中に火山ガスが放出される。火山ガスの大半は水蒸気であるが、その他に二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素等の有毒な成分を含むことがある。

〈参考資料：防災白書(内閣府編)〉

【過去における主な災害一覧】

○過去の災害の状況

年　月　日	原因（地域）	被害の概要	雨量その他
昭和 40 年 9 月 4 日	降ひょう (片岡地区)	農作物被害 143,000 千円	
昭和 44 年 6 月 21 日	火　災 (鹿島町)	病棟本館１棟、焼失面積 39,300 ㎡ 損害額 19,202 千円	
昭和 46 年 1 月 18 日	火　災 (下伊佐野)	住宅２棟 焼失面積 39,500 ㎡、負傷者１名 損害額 8,916 千円	
昭和 54 年 10 月 1 日	台風１６号 (全域)	農作物被害 87,942 千円	
昭和 54 年 10 月 19 日	台風２０号 (全域)	市道路肩崩壊１箇所 農作物被害 7,112 千円	
昭和 62 年 9 月 10 日	豪　雨 (全域)	床上浸水８棟、床下浸水９０棟、道路２８箇所、河川３６箇所、農林業用施設６６箇所、被害総額 559,083 千円	186.5 ㎜
昭和 63 年 6 月 14 日	大　雨、 降ひょう	床下浸水 16 棟、道路４箇所 被害総額 285,550 千円	100 ㎜
平成 2 年 8 月 9 日	台風１１号 (全域)	道路２箇所、河川２５箇所、床下浸水４棟、農地冠水 0.4ha、崖崩れ１箇所	
平成 2 年 9 月 19 日	台風１９号 (全域)	道路１箇所、河川１箇所、リンゴ園 80a	
平成 3 年 8 月 20 日 ～21 日	台風１２号 (全域)	道路９２箇所、河川４１箇所、床上浸水１８棟、床下浸水８３棟、住宅全壊１棟、文教施設４棟、農地冠水 83a、崖崩れ１５箇所、その他１７箇所	
平成 3 年 8 月 31 日	台風１４号 (全域)	道路４箇所、床下浸水１５棟、畦畔 300m	
平成 3 年 9 月 19 日	台風１８号 (全域)	道路３箇所、河川２箇所、床下浸水１棟	
平成 3 年 9 月 28 日	台風１９号 (全域)	崖崩れ１箇所	
平成 5 年 6 月 21 日	大　雨 (全域)	道路１箇所、河川４箇所、 リンゴ園 20a	
平成 6 年 9 月 17 日	台風２６号	道路３箇所、河川５箇所、	

	（全域）	農作物被害 62a	
平成 10 年 8 月 27 日 ～30 日	集中豪雨 （全域） 《８月末 豪雨》	家屋全壊１棟、床上浸水４棟、床下浸水６６棟、農地冠水３３．７ha、文教施設１箇所、道路３１箇所、橋梁４箇所、河川１１７箇所、崖崩れ７０箇所、林道３７箇所、農地２７箇所、農業施設７１箇所、避難者 155 人	総雨量 547 ㎜ 《参考:アメダス》 八方ヶ原 931 ㎜ （２７日雨量 409 ㎜）塩谷町 567 ㎜
平成 11 年 7 月 12 日 ～14 日	集中豪雨 （全域）	農地６箇所、農業施設１１箇所、治山２箇所、林道２箇所、道路５箇所、河川３箇所	総雨量 187 ㎜
平成 11 年 8 月 23 日	集中豪雨 （片岡）	床上浸水２棟、床下浸水２０棟	総雨量 90.5 ㎜
平成 12 年 7 月 7 日 ～ 8 日	台風３号 （全域）	道路２箇所、河川１箇所	
平成 14 年 7 月 10 日 ～11 日	台風６号 （全域）	自主避難１世帯２人、床下浸水２棟、道路１２箇所、農地４箇所、農業施設５箇所、林道３箇所、治山３箇所	
平成 15 年 3 月 2 日	突　風	家屋全壊１棟１世帯２人（軽症２人）、農業施設１７箇所、道路への倒木２箇所、家屋のトタンが剥がれた家屋数棟	
平成 23 年 3 月 11 日	地　震 《東日本 大震災》	家屋全壊９４棟（うち住家５１棟）、大規模半壊１２棟（うち住家１２棟）、半壊１４８棟（うち住家７８棟）、一部損壊２，９０３棟、道路３７箇所、公園４箇所、配水池１箇所、農道８箇所、農地・ため池等１１箇所等	
平成 23 年 9 月 21 日	台風１５号 （全域）	床下浸水６棟、土砂崩れ７箇所、冠水６箇所、自主避難４世帯９人	
平成 25 年 9 月 4 日	突　風	軽傷者１人、一部損壊住宅６１棟、一部損壊非住宅１４棟、公共施設１棟病院 2 棟、文教施設３棟	
令和元年 10 月 12 日	台風１９号 （全域）	軽症者１０人、全壊非住宅１棟、半壊住宅７棟、一部損壊住宅９棟、一部損壊非住宅１棟、床上浸水非住宅２９棟、床下浸水住宅４０棟、床下浸水非住宅１３棟、公共施設 2 棟、市道・認定外道路１７０箇所、農地３０６箇所、農業施設１８１箇所、ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ２７棟、林道７箇所、河川・水路（市管理）６３箇所	

第２章　災害予防

【地域防災関係】

○個人の防災心得

第１　台風に対する心得

(1) 台風が近づくことが予測される時の準備

テレビ、ラジオなどで気象予報、台風情報、防災上の注意事項をよく確認し、その内容に応じた準備をする。 台風の進路により被害が予測されるときは、深夜でも台風情報等が放送されるので、台風の位置や進路予想、暴風雨圏を確かめる。

(2) 停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、ラジオ等を用意する。

(3) 避難場所・避難経路を確認しておく。

(4) 隣近所の人との連絡方法を決めておく。

(5) 洪水警報、避難指示などが、どういう経路で自分のところに伝達されるかをよく確かめておく。

２ 台風等が近づいてきたときの準備

(1) 飲料水を容器に入れておく。

(2) 大工道具を準備しておく。

(3) 洪水、土砂くずれ等の危険がある地域に住んでいる人は、避難に備えて次のものを用意しておく。

ア　食糧と飲料水 3 日分

イ　人と人を結べるロープ等

ウ　下着類

エ　杖となる 1.5m ほどの棒

オ　重要品、貴重品、印鑑等

(4) 屋根の点検

ア　瓦屋根の場合は、風向きの軒先、南東の側の瓦などがめくれ易いので、十分調べて、縛ったり、風の入りそうな所に漆喰を詰めるなどする。

イ トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて、止め釘の少ない所を釘を増すなどして補強する。

(5) 窓、出入口には十分注意し、雨戸を閉める。

(6) 鉄筋の入っていないブロック塀は、倒れることがあるので注意する。

柱に支柱がなく、風の吹き抜ける隙間のない木製の塀は、飛ばされることがあるので注意する。

３　台風が襲ってきた時

(1) 水害のおそれがある時は、次のことをする。

ア　畳は、高い台や机などの上に積み重ねる。

イ　たんすは、 引き出しを抜いて高い所へ置く。

ウ　押し入れの下段のものは、 できるだけ上段へ移す。

エ　電気、ガス、その他の家財道具の処理をする。特に火の元は、必ず切っておく。

オ　学用品の保存に注意する。

(2) 大雨が続くと地盤がゆるみ、 崖くずれの起きる危険があるので十分注意する。

(3) 堤防の近く に住んでいる場合は、川の水位に注意する。

※河川の水位の確認先

栃木県北部　　℡028-623-5751・5752・5753

那珂川・久慈川　　℡029-240-4102

４　避難する時の注意

(1) 平常時から、避難場所と安全な避難路をよく確認しておく。

(2) 市町村長等から避難の指示があったら、いつでも避難できるよう準備をしておく。

(3) 傷病者、高齢者、乳幼児などの避難行動要支援者は早めに避難する。

(4) 避難の指示がでたら、まず火の始末をして、戸締りを確認する。

(5) 携行品としては、非常食糧(少なくとも 2 食分程度)、飲料水、医薬品、貴重品、認印、現金、着替え衣料、 夜間には懐中電灯などが必要である。

(6) 頭は、幅子、防災頭巾、ヘルメット、座布団などで覆うようにする。

(7) 裸足、長靴は危険なので、ヒモで締める運動靴等で避難する。

(8) 洪水時には、水面下に側溝、穴などがあるので、長い棒を杖として安全を確認しながら避難する。

(9) 単独行動は避け、責任者を中心に高齢者や子どもを先にして、家族又は隣近所揃って避難する。避難に際しては、はぐれないようにお互いの体をロープでつなぐ。

(10)避難の指示は、防災行政無線、サイレン、半鐘等によるほか、巡回やラジオ放送などによって行われることになるので十分に留意するとともに、 近隣にも伝える。

５　台風下の行動について

(1) 外出するときは、目的・行き先・経路・帰宅予定時刻等を知らせておく。

(2) 壊れそうな塀のそばを通る時は、下敷きにならないよう塀から離れて歩く。

(3) 道に沿って川や池がある場合は、風に吹き飛ばされないように風上の側へ寄って通る。

(4) 嵐の中では、お互いの声が届かないので、指揮者はメガホン、携帯用拡声器等を使用する。

(5) 夜間には懐中電灯などが必要である。懐中電灯にはヒモ等を付け、できるだけ身につけておくようにする。

(6) 水びたしになり一面水となったときは、 知らない道は決して一人では通らない。

(7) 泳ぎに自信があっても、木材や畳、ゴミなどが多量に流れてきて危険なので注意する。

第２　大地震に対する心得

１　　災害時に自分を守るための行動

(1) 身の安全を守る行動

ア　机やテーブルに身をかくす

揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。

身近にある座布団などで、頭部を保護する。

イ　非常脱出口を確保する

マンションなどでは地震で扉が歪み開かなくなることがあるので、揺れを感じたら玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

ウ　あわてて外に飛び出さない

大揺れは１分程度でおさまるので、周囲の状況をよく確認し、あわてて外に飛び出すことなく落ち着いて行動する。

(2) 火災を防ぐ行動

ア　すばやく火を始末する

使用中のガス器具、ストーブなどはすばやく火を消す。

ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜く。

避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難する。

（地震により電気機器が転倒した場合、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがある。）
イ　火が出たらまず消火する。
万が一出火した場合は、消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止める。
大声で隣り近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
(3) 避難時の行動
ア　避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
避難するときは、必ず徒歩で避難する。服装は、活動しやすいものとする。携帯品は、必要品のみにして、背負うようにする。
イ　狭い路地、塀ぎわ、屋や川べりに近寄らない。
狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近寄らない。
ウ　山崩れ、がけ崩れに注意する。
山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、自分で素早く決断し、ただちに避難する。
エ　海では津波に注意する。
海岸にいる時に強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。ラジオなどの津波情報をよく聞く。
(4) 正しい情報の入手
テレビ、ラジオの報道に注意して、デマに惑わされないようにする。
市町村役場、消防署、警察署などからの情報には常に注意する。
不要、不急な電話はかけないようにする。特に、消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は、消防活動等に支障をきたすので止める。
(5) 協力しあっての救出・救護活動
災害が大きくなると負傷者も多くなり、消防署などの救急活動が間に合わないこともあるので、軽いケガなどの処置は、みんながお互いに協力しあって応急救護を行う。
地域に住んでいる高齢者や乳幼児、 障がい者などの避難行動要支援者を、みんなが協力しあって救護する。
建物の倒壊や落下物などの下敷きになっている人がいたら、地域のみんなが協力しあって救出活動を行う。
[家庭、地域で備えておきたい救出救護用資機材]
懐中電灯、毛布、スコップ、ハンマー、ロープなど。
(6) 自動車運転中の行動
道路の左側か空き地に停車し、エンジンを止める。カーラジオで災害情報を聴く。警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。避難するときは、車の鍵をつけたままにして、徒歩で避難する。
２　普段しておく対策
(1) 防災訓練への参加
市町村などで実施される防災訓練には、隣近所と誘いあって積極的に参加し、防災行動力を身につける。
(2) 家庭での防災会議の実施
大地震の時、家族があわてずに行動できるように、普段から次のことを話し合い、それぞれの分担を決

めておく。
[分担を決めておく事項]
わが家の安全点検の実施、避難場所・避難路の確認、家族の安否確認方法。
食糧、身の回り等の 3 日分相当の家庭内備蓄。救急医薬品や火気などの点検。
避難時に持ち出すものの分担、非常持出袋等の置き場所など。
避難カードを作成し、各自携帯する。
(3) 家の補強
柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているところは補強する。
ブロック塀、石塀の被害は、基準どおりの鉄筋が入っていない、転倒防止の控壁を設けていないなど、施工上の欠陥によるものが多いので、 もう一度わが家の塀を点検する。
家具等の転倒、落下防止のため、家具等はトメ金、転倒防止器具などで固定しておく。
(4) 消火器などの備え
“いざという時”のために消火器や消火用水のほか、三角バケツ、風呂水のくみ置きなど、消火に役立つものを普段から用意し、備えておく。
(5) 非常持出品の準備
避難場所での生活に最低限必要な準備をし、また負傷したときに応急手当ができるように準備をしておく。
(6) 火災を防ぐ
ア　電気火災を防ぐ
地震を感知して自動的に電源を切る感震ブレーカーを設置する場合には、避難上重要な照明器具などの電源が確保されるかを確認する。
電気機器は、どのような安全装置が付いているか確認してから購入する。
イ　ガス機器や石油機器の安全な使用
ガスマイコンメータの特性や使い方を理解しておく。石油ストーブは「対震自動消火装置付」のもの、ガスストーブは「転倒時ガス遮断装置付」のものを使用する。ガスコンロ周辺の棚等に載せてある物が落ちないようにする。
(7) 家族の安否確認方法
地震時に落ち合う場所をあらかじめ決めておく。
地震時に安否情報の取り次ぎをしてもらえる親戚、知人等（遠方に住んでいる人であることが必要）を決めておく。
ＮＴＴ「災害用伝言ダイヤル 171」の活用を家族で確認しておく。
第 3　火災に対する心得
1　火事を出さないために
(1) 外出するとき、寝るときには、必ず火の元を確認する。
(2) ストーブなどの火の側に、燃えやすいものを置かない。
(3) 風呂の水はくみ置きしておく。
(4) 消火器、三角バケツ等を家庭に常備しておく。
(5) たき火は、風の強い日、空気の乾燥している日にはしない。
また、燃えやすいものの付近は避けて、必ず水を用意する。
(6) 火災警報の出ている時は、屋内の一定の場所以外での喫煙は止める。
(7) 「寝たばこ」、「たばこの投げ捨て」はせず、喫煙場所を決めておく、灰皿に水を入れておく、火が

消えたか確認するなど心がける。
(8) 子供の火遊びは絶対にさせない。
マッチ、ライター等は子供の手の届かないところに置く。
(9) こんろから離れるときは、必ず火を止める。
(10) 電気器具は正しく使い、たこ足配線は火災の原因になるのでしない。
(11) 火薬、危険薬品、発火危険品などの使用に際しては、定められている事項を守り、消防署等に相談してから取り扱う。
(12) 消防署の予防査察には協力する。
2　出火したときのために
(1) 心を落ち着けてすぐに消防署に通報し、近所の人にも「大声」で知らせる。
(2) たとえ小さな火事でも、 消防署にすぐ通報する。
(3) 財産より人の命が大切なことを忘れない。
(4) 家庭の消火器、近所の人の協力などによる初期消火に努める。
(5) 火は、煙ほどは大きくないので、心を落ち着けて初期消火に努める。
(6) 水を煙にかけても火は消えないので、火をよく見て水をかける。
(7) 油や薬品などは、水をかけたためにかえって火事が大きくなることがある。
(8) 電気の火事は必ずスイッチを切る。
(9) 化学製品には有毒ガスが発生するものがあるので特に注意する。
(10) 着物に火がついたら、走らずに転がるか、布団または毛布をかぶる。
(11) 消防隊が来たら、燃えている場所をはっきり教える。
(12) 消防隊の指示に従い、無理な頼み、勝手な指図などの邪魔をしない。
(13) 近所で火事が発生したときは、出入口、窓などはできるだけ開けない。
(14) 近所で火事が発生したときは、自分の家が焼けないように屋根や壁等に水を大量にかける。
(15) 火の中に入るときは、濡れたものをかぶり、濡れたタオルなどで口を覆う。
(16) 煙の中を逃げるとき、煙の中に入るときは、立たないで腹這いになる。
(17) 女性の髪の毛には火がつきやすいので注意する。
第 4　雷に対する心得
雷光と雷鳴の間隔が近いときは、極めて接近している状態なので次のような点に注意する。
(1) 屋外で雷鳴が聞こえたら、遠くでもすぐに屋内に避難する。
(2) 周囲の開けた平地や、山の上等で雷にあった場合は、できるだけ姿勢を低くし、雷鳴の合間を見計らって安全な場所に移る。
(3) 金属、非金属にかかわらず、傘、ゴルフクラブ等は、頭より高く突き出さない。自転車、オートバイからは降りて避難する。
(4) 樹木や避雷針のない高い物からは直ぐに離れる。
(5) 避雷針は、接地線が完全であるかを確認する。
(6) 屋内では、電灯線、電力線、電話線など外部につながった電線とこれに接続している照明器具、電気器具、電話機等から 1m 以上、テレビからは 2m 以上離れる。水道管、ガス管も屋外に結合しているので 1m 以上離れる。
(7) 電気器具はコンセントから電気プラグを抜く。
(8) 台所、風呂場等、湿気の多い場所は避ける。
(9) 濡れた衣類や靴を身につけない。

第５　災害に備え家庭に準備すべきもの

1　照明用具・・・懐中電灯(ひもつき)、ろうそく、マッチ、ライター等

2　食　　糧・・・乾パン、飲料水、缶詰等

3　炊事道具・・・携帯用ガスコンロ、使い捨て食器等

4　応急薬品・・・消毒薬、傷薬、胃腸薬、救急絆創膏、包帯等

5　携行用品・・・リュック、風呂敷、ビニール袋等

6　情報手段・・・ラジオ、地図、鉛筆等

7　そ　の　他・・・ヘルメット、頭巾、貴重品類等

◆自主防災組織の現況

○自主防災組織一覧

Ｎｏ.	地区	組　織　名	結成年度	構成行政区
1	矢板地区	矢板二区自主防災組織	平成２４年度	矢板二区
2		矢板四区自主防災組織	平成２５年度	矢板四区
3		矢板五区自主防災組織	平成２４年度	矢板五区
4		末広町自主防災組織	平成２４年度	末広町
5		富田自主防災組織	平成２５年度	富田
6		木幡東自主防災組織	平成２４年度	木幡東
7		木幡西自主防災組織	平成２４年度	木幡西
8		川崎反町自主防災組織	平成２４年度	川崎反町
9		境林自主防災組織	平成２４年度	境林
10		館ノ川自主防災組織	平成２４年度	館ノ川
11		高塩自主防災組織	平成２４年度	高塩
12		幸岡自主防災組織	令和６年度	幸岡
13		荒井自主防災組織	平成２４年度	荒井
14		針生自主防災組織	平成２４年度	針生
15		土屋自主防災組織	平成２４年度	土屋
16		中自主防災組織	平成２４年度	中
17		ﾛﾋﾞﾝｼﾃｨ矢板自主防災組織	令和７年度	ﾛﾋﾞﾝｼﾃｨ矢板
18		東町自主防災組織	平成２４年度	東町
19		沢自主防災組織	平成２４年度	沢
20		豊田自主防災組織	平成２４年度	豊田
21		成田自主防災組織	平成２４年度	成田
22		ﾊｯﾋﾟｰﾊｲﾗﾝﾄﾞ矢板自主防災組織	平成２８年度	ﾊｯﾋﾟｰﾊｲﾗﾝﾄﾞ矢板
23	泉地区	泉自主防災組織	平成２４年度	泉
24		上太田自主防災組織	平成２４年度	上太田
25		東泉自主防災組織	平成２５年度	東泉
26		長井自主防災組織	平成２４年度	長井
27		寺山自主防災組織	平成２４年度	寺山
28		高原自主防災組織	平成２５年度	高原
29		立足自主防災組織	平成２４年度	立足

30		平野自主防災組織	平成２４年度	平野
31		下伊佐野自主防災組織	平成２４年度	下伊佐野
32		第一農場自主防災組織	平成２４年度	第一農場
33		第二農場自主防災組織	平成２４年度	第二農場
34	片岡地区	前岡自主防災組織	平成２４年度	前岡
35		後岡自主防災組織	平成２７年度	後岡
36		越畑自主防災組織	平成２７年度	越畑
37		東乙畑自主防災組織	平成２５年度	東乙畑
38		西乙畑自主防災組織	平成２５年度	西乙畑
39		つつじが丘自主防災組織	平成２５年度	つつじが丘
40		白栗自主防災組織	平成２５年度	白栗
41		上大槻自主防災組織	令和６年度	上大槻
42		下大槻自主防災組織	令和６年度	下大槻
43		石関自主防災組織	平成２４年度	石関
44		山苗代自主防災組織	平成２８年度	山苗代
45		片岡三区自主防災組織	平成２７年度	片岡三区
46		片岡四区自主防災組織	平成２８年度	片岡四区
47		コリーナ矢板自主防災組織	平成２４年度	コリーナ矢板

◆消防団の現況

〇矢板市消防団組織図

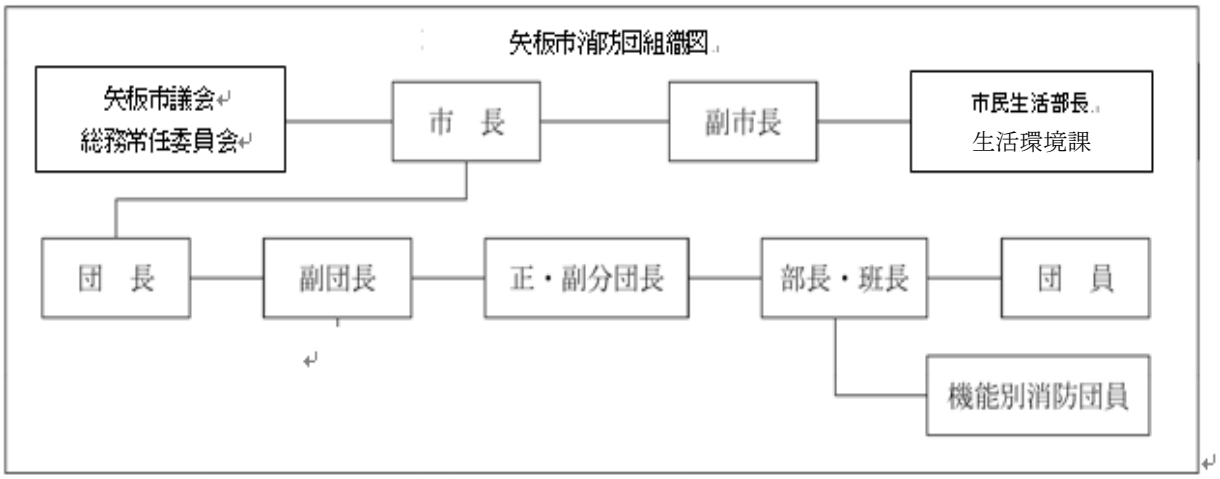

【要配慮者利用施設関係】

〇市内社会福祉施設一覧

施設の種類		箇所数	施設名称
児童福祉施設	保育所	8	泉保育所・かたおか保育園・こどもの森こころ保育園・こどもの森保育園・ちゅーりっぷ保育園・つくし保育園・

			ぴっころ保育園・矢板保育園
	幼保連携型認定こども園	3	認定こども園かしわ幼稚園・認定こども園すみれ幼稚園・やいたこども園
	児童館	2	矢板市子ども未来館・かたおか児童館
	福祉型障害児入所施設	1	たかはら学園
	児童自立支援施設	1	栃木県那須学園
老人福祉施設	老人(在宅)介護支援センター	2	アゼリア・矢板南
介護保険施設	通所介護事業所（デイサービス）	~~6~~12	デイサービス元気倶楽部、SOMPO ケア矢板通所介護、デイサービスセンターひだまり、老人デイサービスセンターやしお、デイサービス助や、老人デイサービスセンターやしお苑、さくら苑デイサービスセンター、マイホームコリーナ、片岡ケアステージとちの木、片岡デイサービスセンター、家族の家ひまわり矢板、デイサービスかさね
	通所リハビリテーション	~~11~~3	しおや通所リハビリテーション、介護老人保健施設アゼリアホーム、上田医院
	短期入所生活介護（ショートステイ）	~~16~~5	あずみ苑グランデ矢板、特別養護老人ホームひだまりの里、特別養護老人ホームつつじ苑、特別養護老人ホーム八汐苑、さざんかの家
	短期入所療養介護	~~3~~1	介護老人保健施設アゼリアホーム
	小規模多機能型居宅介護	4	ニチイケアセンター矢板やわらぎ、こもれび、あかとんぼ、たちばな
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	6	グループホーム来夢、グループホームヴィエント、グループホームラパス、グループホームあかり、ニチイケアセンター矢板ほほえみ、グループホームフロール
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4	特別養護老人ホーム八汐苑、特別養護老人ホームひだまりの里、特別養護老人ホームつつじ苑、特別養護老人ホームたかくらの里
	介護老人保健施設	1	介護老人保健施設アゼリアホーム
	有料老人ホーム	4	あずみ苑グランデ矢板、家族の家ひまわり矢板、ケアコートかさね、さくら苑
障害福祉サー	障害者支援施設	2	たかはら学園・たかはら育成園

ビス事業所等	入所系	6	メゾンたかはら、ハニーハイツたかはら、おひさま、あるめりあ扇
	通所系	14	たかはら学園、たかはら育成園、デイセンターたかはら、ワークスたかはら、いなほ、さらさ、さきがけ、SOMPO ケア矢板、サクラケアラーやいた、ライフサポートともなり、ケアステーションゆあい、訪問介護ホームヘルプ春日和やすらぎ、テトテ、地域活動支援センターながみね
その他の施設	市保健センター	1	
	認知症疾患医療センター	1	佐藤病院
	地域子育て支援拠点	3	子育て支援センターMori・つくしんぼひろば・ぴっころクラブ
	地域包括支援センター	2	やしお・すえひろ

【備蓄関係】

○主な備蓄品の目標数量及び備蓄数量

（令和８年１月１日現在）

品　　目	目　標　数　量	備　蓄　数　量
非常食（アルファ米等）	１７，７９７食	９，４００食
毛　　布	１３４枚	３００枚
水容器（ロンティナー）	２６８個	８，４００個
簡　易　浄　水　器	５０基	４３基
乳児ミルク用ペットボトル水	２９４ℓ	４，９８０ℓ
簡易トイレ	８４，８５５枚	９，０００枚

《　**参考**　》　目標数量の算出根拠

令和８年１月１日　住民基本台帳による矢板市の人口２９，６６１人

世帯数１３，３５２世帯

・非常食（アルファ米等）　　：人口の１０％の６食分
・毛　　布　　：世帯数の１％分
・水容器（ロンティナー）　　：世帯数の２％分
・簡　易　浄　水　器　　：消防団分団ごとに１０基分
・乳児ミルク用ペットボトル水：乳児９８人×１人１日１ℓ×３日分
・簡易トイレ　　：最大想定避難者数５，５６７人×５回×３日

【まちづくり関係】

○重要水防箇所一覧表

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名	延長（m）	対策水防工法	担当水防管理団体
		種別	階級		町、大字			
1	江川（烏山）	工作物	B	右	山田	前年度　50 今年度　50	積土のう	矢板市
2	宮川	堤防断面	B	左右	川崎反町	前年度 350	積土のう	矢板市

		工作物	A			今年度 350		

【災害危険箇所関係】

○災害危険箇所（総括）一覧表

地すべり防止区域								山地に起因する災害危険箇所	雪崩危険箇所				河川災害危険箇所	土砂災害警戒区域	溜池	宅地造成工事規制区域	建築基準法による災害危険区域	その他
法律指定				法律指定以外								準ずる箇所						
計	農政	環境	県土	計	農政	環境	県土	環境	計	環境	県土	県土	県土	県土	県土	農政	県土	各部
3		2	1	3		2	1	94					4	126				

○土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表

整理番号	箇所名	水系名	河川名	渓流名	大字	警戒区域	特別警戒区域	指定
211-01	寺山の湯北	那珂川	中川		平野	○		H18
211-02	寺山	那珂川	中川		平野	○		H18
211-03	寺山 B	那珂川	中川		長井	○		R２

○地すべり防止区域指定状況一覧表

(1)地すべり防止区域指定状況（県土整備部所管）　　（令和元年 5 月現在）

番号	区域名	土地（単位：ha）						人家	道路等種類別延長	指　定年月日	告示番号	所在地
		耕地			林地	耕地及び林地以外の土地	合計					
		田	畑	計								
7	寺山	0.24		0.24	5.40	0.86	6.50	2		S61.8.9	第1398号	長井

(2)地すべり防止区域指定地区一覧（環境森林部所管）

（令和元年 9 月現在）

番号	地区名	指定面積 （単位：ha）	指定年月日	告示番号	所在地
4	寺山	18.57	S61.8.2	第 1311 号	長井
7	寺前	24.73	H4.8.5	第 853 号	長井

〇山地災害危険地区一覧表（環境森林部所管）

（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区）

1　総括表

危険地区数			
計	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり
(5)	(3)		(2)
94	70	22	2

※上段（）内数字は国有林内の山地災害危険地区数

※下段数字は民有林内の山地災害危険地区数

注）危険地区の定義

山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	地形（傾斜、土層深、渓床勾配）、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	地すべり危険地区	地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

2　地区別一覧表

(1)民有林

番号	危険地区区分	地区名	位置		保全対象		
			大字	字	人家戸数	公共施設	道　　路
1	山腹崩壊	七尋沢	長井	弓張	0	0	他
2	山腹崩壊	赤滝(2)	平野	高倉山	0	0	県道
3	山腹崩壊	赤滝(1)	長井	猫町	2	0	他
4	山腹崩壊	小滝	長井	猫町	2	0	他
5	山腹崩壊	田の沢	平野	高倉山	0	0	県道
6	山腹崩壊	東山	田ノ原	東山	10	0	他
7	山腹崩壊	寺子山	長井	石切場	8	0	県道
8	山腹崩壊	宮川	長井	トヤ	0	0	他

9	山腹崩壊	牛子山	立足	牛子山	0	0	他
10	山腹崩壊	西太田	下太田	松の小屋	2	0	他
11	山腹崩壊	山田(2)	山田	ホンジャ	4	0	他
12	山腹崩壊	沢	沢		19	0	他
13	山腹崩壊	針生	針生	山ノ根	26	0	県道
14	山腹崩壊	前山	片俣	トイゴン	1	0	他
15	山腹崩壊	鳴神山(2)	幸岡	藤岡	1	1	他
16	山腹崩壊	反町(3)	川崎反町	星の宮	50	0	他
17	山腹崩壊	反町(2)	川崎反町	新地	1	0	他
18	山腹崩壊	反町(1)	川崎反町	中島	3	0	県道
19	山腹崩壊	田町	川崎反町	堂の下	14	0	県道
20	山腹崩壊	境林	境林		1	0	他
21	山腹崩壊	将軍塚	豊田	将軍塚	1	0	他
22	山腹崩壊	梶ケ沢(1)	片岡	梶ケ沢	17	0	他
23	山腹崩壊	片岡	片岡	高倉	24	0	他
24	山腹崩壊	ガケ下	大槻	ガケ下	15	0	他
25	山腹崩壊	大槻	大槻	クブウラ	55	0	他
26	山腹崩壊	弓張(1)	長井	弓張	0	0	他
27	山腹崩壊	弓張(2)	長井	弓張	0	0	他
28	山腹崩壊	赤滝(3)	長井	猫町	0	0	他
29	山腹崩壊	一本木	下伊佐野	一本木	0	0	他
30	山腹崩壊	御山	豊田	上豊田	3	0	県道
31	山腹崩壊	安沢	安沢	高倉	0	0	他
32	山腹崩壊	一本木(2)	下伊佐野	一本木	0	0	他
33	山腹崩壊	ニタクボ	立足	ニタクボ	0	0	他
34	山腹崩壊	玉田口	長井	トバシタイラ	4	0	他
35	山腹崩壊	唐竹久保	長井	カシマサカ	1	0	他
36	山腹崩壊	新戸坂	長井	沼の入	0	0	他
37	山腹崩壊	下長井	長井	幸岡境	0	0	他
38	山腹崩壊	上幸岡	幸岡		0	0	高速道路
39	山腹崩壊	権現山	幸岡	権化山	13	0	国道
40	山腹崩壊	鳴神山(1)	川崎反町	星の宮	8	0	他
41	山腹崩壊	打越	安沢	打越	0	0	他
42	山腹崩壊	寺山	長井	根古町	0	0	他
43	山腹崩壊	大槻(2)	大槻	権上裏	32	0	他
44	山腹崩壊	赤滝(4)	長井	北の口	0	0	他
45	山腹崩壊	上伊佐野	上伊佐野	ネギウチ	2	0	他
46	山腹崩壊	高塩(2)	高塩	岩下	0	0	他
47	山腹崩壊	梶ケ沢(2)	片岡	梶ケ沢	5	0	他
48	山腹崩壊	タタラド	上伊佐野	シヨナギ	0	0	他

49	山腹崩壊	下太田	下太田	フタツドウシ	17	0	他
50	山腹崩壊	七尋沢(2)	長井		0	0	県道
51	山腹崩壊	倉掛	倉掛		12	0	他
52	山腹崩壊	山下	下太田		2	0	高速道路
53	山腹崩壊	乙畑	乙畑		10	0	他
54	山腹崩壊	寺山(2)	長井	根古町	0	0	他
55	山腹崩壊	中	中		9	0	国道
56	山腹崩壊	土屋(1)	土屋		60	2	他
57	山腹崩壊	乙畑(2)	乙畑		7	0	他
58	山腹崩壊	片岡(2)	片岡		10	0	国道
59	山腹崩壊	片岡(3)	片岡		7	0	県道
60	山腹崩壊	石関(1)	石関		5	2	県道
61	山腹崩壊	石関(2)	石関		6	0	県道
62	山腹崩壊	平野(2)	平野		3	0	他
63	山腹崩壊	豊田	豊田		0	0	他
64	山腹崩壊	土屋(2)	土屋		1	1	他
65	山腹崩壊	幸岡	幸岡		9	1	他
66	山腹崩壊	片俣	片俣		42	0	他
67	山腹崩壊	石切場	長井	石切場	1	0	県道
68	山腹崩壊	弓張(3)	長井	弓張	0	0	他
69	山腹崩壊	尚仁沢	長井	弓張	0	0	他
70	山腹崩壊	寺山(3)	長井	根古町	0	0	他

小計　70 箇所

番号	危険地区区分	地区名	位置		保全対象		
			大字	字	人家戸数	公共施設	道路
1	地すべり	寺山	長井	湯沢	7	0	他
2	地すべり	寺前	長井	寺山	3	0	他

小計　2 箇所

番号	危険地区区分	地区名	位置		保全対象		
			大字	字	人家戸数	公共施設	道路
1	崩壊土砂流出	宮川	長井	弓張	2	0	県道
2	崩壊土砂流出	七尋沢(1)	長井	弓張	0	0	他
3	崩壊土砂流出	七尋沢(2)	長井	弓張	2	0	他
4	崩壊土砂流出	枝持沢(1)	長井	猫町	0	0	他
5	崩壊土砂流出	枝持沢(2)	長井	猫町	0	0	他
6	崩壊土砂流出	栗の木沢	長井	猫町	0	0	他
7	崩壊土砂流出	湯沢(1)	長井	北の口	0	0	他
8	崩壊土砂流出	湯沢(2)	長井	猫町	1	0	他
9	崩壊土砂流出	天沼川(1)	平野	大畑	11	0	他

10	崩壊土砂流出	天沼川(2)	下伊佐野	ダケ	9	0	他
11	崩壊土砂流出	金精川	下伊佐野	ダケ	8	1	他
12	崩壊土砂流出	ウスン沢	長井	弓張	0	0	県道
13	崩壊土砂流出	湯沢(3)	長井	猫町	1	0	他
14	崩壊土砂流出	湯沢(4)	長井	猫町	1	0	他
15	崩壊土砂流出	前沢	長井	立足	4	0	他
16	崩壊土砂流出	金精川支渓	下伊佐野	一本木	1	0	他
17	崩壊土砂流出	針生	針生	大久保	0	0	他
18	崩壊土砂流出	高塩	高塩	中道	4	0	他
19	崩壊土砂流出	寺山	長井	根古町	0	0	他
20	崩壊土砂流出	枝持沢(3)	長井	稗畑	0	0	県道
21	崩壊土砂流出	立足	立足	祢宜内	5	0	他
22	崩壊土砂流出	長井	長井		10	0	他

小計　22 箇所

(2)国有林

番号	危険地区区分	地区名	位置		直接保全対象	
			大字	国有林名	人家戸数	公共施設・種類
211-01	山腹崩壊	小滝	平野	湯沢国有林 354 林班	1	農地
211-2	山腹崩壊	赤滝	平野	湯沢国有林 354 林班	1	
211-3	山腹崩壊	小滝２	平野	湯沢国有林 354 林班	2	

小計　3 箇所

番号	危険地区区分	地区名	位置		保全対象	
			大字	字	人家戸数	公共施設・種類
211-001	地すべり	湯沢	平野	湯沢国有林 354 林班	2	市道／農地
211-002	地すべり	寺山	平野	湯沢国有林 354 林班	1	市道／農地

小計　2 箇所

○土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表

箇所番号	区分	形体	箇所名	所在地		実施年次		
				大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定
211-Ⅰ-001	1	自然	幸岡Ａ	塩田	幸岡	○	○	H18
211-Ⅰ-002	1	自然	赤滝Ａ	平野	湯沢	○	○	H18

211-Ⅰ-003	1	自然	小滝A	平野	湯沢	○	○	H18
211-Ⅰ-004	1	自然	四斗蒔ⅣA	倉掛	四斗蒔	○	○	H18
211-Ⅰ-005	1	自然	家前ⅡD	針生	三斗蒔	○	○	H18
211-Ⅰ-006	1	自然	西小学校ⅡB	幸岡		○		H18
211-Ⅰ-008	1	自然	上大槻ⅡC	大槻	上大槻	○	○	R2
211-Ⅰ-007	1	人工	矢板高校ⅡA	片俣		○	○	R2
211-Ⅱ-003	2	自然	立足ⅡA	立足		○	○	H18
211-Ⅱ-004	2	自然	西太田ⅡA	下太田	西太田	○	○	H18
211-Ⅱ-007	2	自然	家前ⅡB	針生	家	○	○	H18
211-Ⅱ-008	2	自然	家前ⅡC	針生	家ノ前	○	○	H18
211-Ⅱ-010	2	自然	成田ⅡA	成田	成田	○	○	H18
211-Ⅱ-017	2	自然	片俣ⅡC	片俣		○	○	H18
211-Ⅱ-018	2	自然	倉掛ⅡA	倉掛	四斗蒔	○	○	H18
211-Ⅱ-019	2	自然	小山帰ⅡA	倉掛	小山帰	○	○	H18
211-Ⅱ-020	2	自然	後岡ⅡA	片岡	角円	○	○	H18
211-Ⅱ-022	2	自然	石関ⅡA	石関	稲荷山下	○	○	H18
211-Ⅱ-023	2	自然	上大槻ⅡA	大槻	上大槻	○	○	H18
211-Ⅱ-024	2	自然	上大槻ⅡB	大槻	上大槻	○	○	H18
211-Ⅱ-026	2	自然	家前ⅤA	針生	家ノ前	○	○	H18
211-Ⅱ-027	2	自然	家前ⅤB	針生	家ノ前	○	○	H18
211-Ⅱ-021	2	人工	片岡ⅡA	片岡	高倉	○	○	H18
211-Ⅲ-004	3	自然	倉掛ⅢB	倉掛	倉掛	○	○	H22
211-Ⅲ-005	3	自然	高塩ⅢA	高塩		○	○	H22
211-Ⅲ-007	3	自然	玉田ⅢA	玉田	下山	○	○	H22
211-Ⅰ-1001	1	人工	館ノ川ⅠA	館ノ川		○	○	R2
211-Ⅰ-1002	1	自然	東土屋1A	土屋		○	○	R2
211-Ⅰ-1003	1	自然	高田入ⅠA	中		○	○	R2
211-Ⅰ-1004	1	自然	水無ⅠA	高塩		○	○	R2
211-Ⅰ-1005	1	自然	乙畑ⅠA	片岡		○	○	R2
211-Ⅱ-1001	2	人工	西田ⅡA	上伊佐野		○	○	R2
211-Ⅱ-1002	2	人工	原前ⅡA	平野		○	○	R2
211-Ⅱ-1003	2	人工	前原ⅡB	平野		○	○	R2
211-Ⅱ-1004	2	人工	松葉久保ⅡA	下伊佐野		○	○	R2
211-Ⅱ-1005	2	人工	立足ⅡB	立足		○	○	R2
211-Ⅱ-1006	2	人工	立足ⅡC	立足		○	○	R2
211-Ⅱ-1007	2	自然	宿内ⅡA	東泉		○	○	R2
211-Ⅱ-1008	2	人工	権現原ⅡA	東泉		○	○	R2
211-Ⅱ-1009	2	人工	山田ⅡA	山田		○	○	R2
211-Ⅱ-1010	2	人工	本社ⅡA	山田		○	○	R2
211-Ⅱ-1011	2	人工	本社ⅡB	山田		○	○	R2

211-Ⅱ-1012	2	人工	屋敷添ⅡA	山田		○	○	R2
211-Ⅱ-1013	2	人工	山田ⅡB	山田		○	○	R2
211-Ⅱ-1014	2	自然	田中ⅡA	長井		○	○	R2
211-Ⅱ-1015	2	人工	森山ⅡA	長井		○	○	R2
211-Ⅱ-1016	2	自然	長井ⅡA	長井		○	○	R2
211-Ⅱ-1017	2	自然	東泉ⅡA	東泉		○	○	R2
211-Ⅱ-1018	2	自然	上川原ⅡA	沢		○	○	R2
211-Ⅱ-1019	2	自然	田谷ⅡA	豊田		○	○	R2
211-Ⅱ-1020	2	自然	東成田ⅡA	成田		○	○	R2
211-Ⅱ-1021	2	自然	権現下ⅡA	成田		○	○	R2
211-Ⅱ-1022	2	自然	権現下ⅡB	成田		○	○	R2
211-Ⅱ-1023	2	自然	川口ⅡA	成田		○	○	R2
211-Ⅱ-1024	2	自然	成田ⅡB	成田		○	○	R2
211-Ⅱ-1025	2	自然	西豊田ⅢA	豊田		○	○	R2
211-Ⅱ-1026	2	自然	西成田ⅡA	成田		○	○	R2
211-Ⅱ-1027	2	自然	下成田ⅡA	成田		○	○	R2
211-Ⅱ-1028	2	自然	館ノ川ⅡA	館ノ川		○	○	R2
211-Ⅱ-1029	2	自然	水無ⅡA	高塩		○	○	R2
211-Ⅱ-1030	2	自然	後久保ⅡA	高塩		○	○	R2
211-Ⅱ-1031	2	自然	梶ケ沢ⅡA	片岡		○	○	R2
211-Ⅱ-1032	2	自然	梶ケ沢ⅡB	片岡		○	○	R2
211-Ⅱ-1033	2	自然	上町ⅡA	玉田		○	○	R2
211-Ⅱ-1034	2	自然	荒屋敷ⅡA	石関		○	○	R2
211-Ⅱ-1035	2	自然	山崎ⅡA	石関		○	○	R2
211-Ⅱ-1036	2	自然	片岡ⅡA	片岡		○	○	R2
211-Ⅱ-1037	2	自然	片岡ⅡB	片岡		○	○	R2
211-Ⅱ-1038	2	自然	乙畑ⅡA	片岡		○	○	R2
211-Ⅱ-1039	2	人工	下太田ⅡA	下太田		○	○	R2
211-Ⅱ-1040	2	自然	幸岡ⅡB	幸岡		○	○	R2
211-Ⅱ-1041	2	人工	針生ⅡA	針生		○	○	R2
211-Ⅱ-1042	2	人工	片俣ⅡD	片俣		○	○	R2
211-Ⅱ-1043	2	人工	片俣ⅡE	片俣		○	○	R2
211-Ⅱ-1044	2	自然	倉掛ⅡB	倉掛		○	○	R2
211-Ⅱ-1045	2	人工	倉掛ⅡC	倉掛		○	○	R2
211-Ⅱ-1046	2	人工	倉掛ⅡD	倉掛		○	○	R2
211-Ⅱ-1047	2	人工	幸岡ⅡA	幸岡		○	○	R2
211-Ⅲ-1001	3	自然	立足ⅢA	立足		○	○	R2
211-Ⅲ-1002	3	人工	立足ⅢB	立足		○	○	R2
211-Ⅲ-1003	3	自然	立足ⅢC	立足		○	○	R2
211-Ⅲ-1004	3	自然	西土屋ⅢA	土屋		○	○	R2

211-Ⅲ-1005	3	自然	東土屋ⅢA	土屋		○	○	R2
211-Ⅲ-1006	3	自然	上川原ⅢA	沢		○	○	R2
211-Ⅲ-1007	3	自然	上川原ⅢB	沢		○	○	R2
211-Ⅲ-1008	3	自然	上川原ⅢC	沢		○	○	R2
211-Ⅲ-1009	3	自然	熊ノ前ⅢA	豊田		○	○	R2
211-Ⅲ-1010	3	自然	成田ⅢA	成田		○	○	R2
211-Ⅲ-1011	3	自然	西豊田ⅢA	豊田		○	○	R2
211-Ⅲ-1012	3	自然	五斗蒔ⅢA	中		○	○	R2
211-Ⅲ-1013	3	自然	五斗蒔ⅢB	中		○	○	R2
211-Ⅲ-1014	3	自然	下成田ⅢA	成田		○	○	R2
211-Ⅲ-1015	3	自然	古屋敷ⅢA	高塩		○	○	R2
211-Ⅲ-1016	3	自然	水無ⅢA	高塩		○	○	R2
211-Ⅲ-1017	3	自然	水無ⅢB	高塩		○	○	R2
211-Ⅲ-1018	3	自然	後岡ⅢA	片岡		○	○	R2
211-Ⅲ-1019	3	自然	安沢山下ⅢA	安沢		○	○	R2
211-Ⅲ-1020	3	自然	幸岡ⅢA	幸岡		○	○	R2

○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表

指定箇所数	面　積 (ha)	山　　林		道路等 (m)	そ　の　他	
		国有林 (ha)	公民有林 (ha)		国有地 (ha)	公民有地 (ha)
3	4.34		2.65	0.06	0.23	1.40

○土砂災害警戒区域（土石流）一覧表

渓流番号	区分	水系名	河川名	渓流名	字	警戒区域	特別警戒区域	指定
6101	1	那珂川	宮川	ミツモチ小沢	長井	○		H18
6103	1	那珂川	天沼川	平野一号沢	兵庫畑	○	○	H18
6104	1	那珂川	天沼川	平野二号沢	兵庫畑	○	○	R2
6105	1	那珂川	内川	兄内沢	松葉久保	○	○	H18
6106	1	那珂川	内川	大木沢	大木沢	○	○	H18
J6102	1	那珂川	金精沢	金精沢	第二農場	○	○	H18
Ⅰ6-1-001	1	那珂川	宮川	館の川沢	館川	○		H18
Ⅰ6-1-002	1	那珂川	宮川	西小学校沢	幸岡	○		R5
Ⅰ6-1-003	1	那珂川	中川	小滝鉱泉沢	平野	○	○	H18
J6101	2	那珂川	江川	倉掛沢	倉掛	○	○	H18
Ⅱ6-1-001	2	那珂川	宮川	宮川一号沢	長井	○	○	H18
Ⅱ6-1-002	2	那珂川	宮川	宮川二号沢	長井	○	○	R2
Ⅱ6-1-003	2	那珂川	宮川	宮川三号沢	長井	○	○	H18

Ⅱ6-1-004	2	那珂川	中川	立足一号沢	立足	○	○	H18
Ⅱ6-1-005	2	那珂川	中川	立足二号沢	立足	○	○	H18
Ⅱ6-1-006	2	那珂川	中川	産背沢	立足	○	○	H18
Ⅱ6-1-007	2	那珂川	内川	大木一号沢	大木	○	○	H18
Ⅱ6-1-008	2	那珂川	内川	大木二号沢	大木	○	○	H18
Ⅱ6-1-009	2	那珂川	木ノ芽川	木ノ芽沢右支	上伊佐野	○	○	H18
J6100-01	3	那珂川	内川	坂ノ下沢	高塩	○	○	H23
J6101-02b	3	那珂川	宮川	大持場沢	長井	○	○	H24
J6101-03	3	那珂川	宮川	沼ノ入沢	長井	○	○	H24
J6101-07	3	那珂川	宮川	森山沢	長井	○	○	H24
ⅠF5101	1	那珂川	宮川	門前沢	館ノ川	○		R2
ⅡF5101	2	那珂川	谷川	前原沢	玉田	○	○	R2

【水防関係】

○水防倉庫・水防資機材一覧

（1）水防倉庫

No.	水防倉庫名	所　在　地
1	矢板市防災センター	本町５－４

（2）水防資機材備蓄基準　　（令和２年度　栃木県水防計画より）

	器				具			資		材			
資機材名	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数量	5丁	5丁	5丁	20丁	5丁	3丁	5丁	500袋	100枚	70本	50kg	50kg	15kg

○雨量・水位観測所一覧表（栃木県管理）

（1）雨量観測所

観測所番号	観測所名	所　在　地	関係河川名
９０４	矢板土木事務所	矢板市鹿島町 20－11	内　川
９２９	上太田	矢板市上太田字中部 397	大江川
９３０	農　場	矢板市上伊佐野字二本木 1021－12 地先	金精川
９１４	弓　張	矢板市弓張	宮　川

（2）水位観測所

観測所番号	観　測　所		所　在　地
	河川名	観測所名	
４１２	内　川	京町橋	矢板市本町 252－2 地先

４４０	宮　　川	長井	矢板市長井
４４２	内　　川	内川橋	矢板市境林

（３）危機管理型水位観測所

観測所番号	観　測　所		所　在　地
	河川名	観測所名	
危６０１	内　川	木戸崎橋	矢板市荒井８４地先
危６０３	宮　川	宮川橋	矢板市川崎反町地先
危６０６	中　川	下太田橋	矢板市下太田地先

○県が指定して洪水予報を実施する河川

河川名	区　域	基準水位観測所	基準水位観測所				区域内雨量観測所
			水防団待機水位(通常水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)	
箒川	左岸:大田原市薄葉かさね橋から大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸:矢板市沢かさね橋から那須郡那珂川町那珂川合流点まで	佐久山(大田原)	1.90	2.50	3.50	4.00	佐久山、上ノ原、新湯、塩原ダム、上塩原

○県が水位情報の通知及び周知を実施する河川

河川名	区　域	基準水位観測所	基準水位観測所				区域内雨量観測所
			水防団待機水位(通常水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)	
内川	左岸:矢板市荒井荒井橋からさくら市喜連川荒川合流点まで 右岸:矢板市荒井荒井橋からさくら市喜連川荒川合流点まで	京町橋(矢板)	1.20	1.60	2.10	2.60	農場、弓張、矢板土木

○知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所

河川名	区　域	基準水位観測所	基準水位				区域内雨量観測所
			水防団待機水位(通常水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)	
箒川	左岸:大田原市薄葉かさね橋から大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸:矢板市沢かさね橋から那須郡那珂川町那珂川合流点まで	佐久山(大田原)	1.90	2.50	3.50	4.00	佐久山、上ノ原、新湯、塩原ダム、上塩原
内川	左岸:矢板市荒井荒井橋からさくら市喜連川荒川合流点まで 右岸:矢板市荒井荒井橋からさくら市喜連川荒川合流点まで	京町橋(矢板)	1.20	1.60	2.10	2.60	農場、弓張、矢板土木

○水防警報の内容及び発表基準

種類	内　　容	発表基準
		県管理河川
待機	１不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	水位、流量等その他の河川状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

【消防関係】

○消防組織・設備の状況　　（令和７年４月１日）

分 団 名	団 員 数	区　　域	ポンプ種別
団長	1名	市内全域	
副団長	2名	市内全域	
本部分団 分 団 長 1名 副分団長 1名	本部 13 名	市内全域	指令車 救助資機材搭載車
第1分団 分 団 長 1名 副分団長 2名	第1部8名	矢板一区･二区･三区	ポンプ自動車
	第2部 13 名	矢板四区、下太田、荒井	小型動力ポンプ
	第3部 13 名	矢板五区	ポンプ自動車
	第4部 11 名	矢板六区	ポンプ自動車
	第5部 15 名	末広町	ポンプ自動車
第2分団 分 団 長 1名 副分団長 2名	第1部 12 名	豊田、成田、ハッピーハイランド矢板	ポンプ自動車
	第2部 8名	沢	ポンプ自動車
	第3部 13 名	針生、土屋、山田	小型動力ポンプ
第3分団 分 団 長 1名 副分団長 2名	第1部 17 名	越畑、石関、玉田、ｺﾘｰﾅ矢板、片岡一･二･三･四区、片岡南	ポンプ自動車
	第2部 15 名	通岡、前岡、後岡、梶ヶ沢、山苗代、こぶし台	小型動力ポンプ
	第3部 17 名	安沢、本田坪、下山根	ポンプ自動車

	第4部 17 名	東･西乙畑、つつじが丘、白栗、上･下大槻	ポンプ自動車
第4分団 分 団 長 1名 副分団長 2名	第1部 5名	富田	小型動力ポンプ
	第2部 10 名	木幡東･西	小型動力ポンプ
	第3部 14 名	川崎反町、境林、館ノ川、高塩	小型動力ポンプ
	第4部 18 名	倉掛、合会、幸岡	小型動力ポンプ
	第5部 18 名	片俣、塩田	小型動力ポンプ
	第6部 9 名	中、東町、早川町、ロビンシティ矢板	ポンプ自動車
第5分団 分 団 長 1名 副分団長 2名	第1部 15 名	泉、上太田、東泉、田野原	ポンプ自動車
	第2部 18 名	長井、寺山、高原	ポンプ自動車
	第3部 19 名	下伊佐野、上伊佐野、第一農場	小型動力ポンプ
	第4部 20 名	立足、平野、第二農場	小型動力ポンプ

（定員 408 名≒338 名）

【通信関係】

○通信手段の種類

区分	通信手段	説明
県 防 災 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク		県主要機関、市町村、防災関係機関等との通信を確保し、気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
矢板市防災行政無線施設		矢板市内において、災害情報の収集及び市長への伝達を行う無線設備 基地局（生活環境課内）：１局、移動局（車載型）：３８局、 移動局（携帯型）：４２局
N T T	災 害 時 優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
	非常・緊急 通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
NTT ドコモ	災 害 時 優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社ＮＴＴドコモと協議して事前に設定する。）
その他	消防無線	消防機関の設置する無線施設
	警察通信	警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局の設置する無線通信
	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

○栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と矢板市（以下「乙」という。）とは、栃木県防災行政ネットワーク通信施設（以下「通信施設」という。）の設置及び管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害対策に係る事務及び一般行政事務の円滑化を図るため、甲が乙の庁舎に設置する通信施設の管理運営及び経費の負担等について必要な事項を定めるものとする。

（通信施設の設置）

第２条 甲は、乙の管理する庁舎に通信施設を設置するものとする。

２ 通信施設の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、通信施設の設置に当たり必要な庁舎施設、その付属設備及び敷地を無償で甲の使用に供するものとする。

（経費の負担）

第３条 通信施設の管理運営に関する経費の負担は次によるものとする。ただし、第２号のエ、オ及びクの費用は甲が他の通信施設等の費用も含め一括支払うものとし、これに要する経費は、次条の栃木県防災行政ネットワーク運営協議会において決定した額を毎年度甲の請求により乙が負担するものとする。

（１） 甲が負担する経費

ア 通信施設の設置、増設及び変更に要する経費（乙が負担する額を除く。）

イ 多重化装置の維持管理に要する経費の２分の１に相当する額及び多重化装置を除く通信施設の維持管理に要する経費

ウ 衛星通信回線の利用に係る分担金（応益割分）

エ 甲と乙を結ぶ地上系専用回線使用料の２分の１に相当する額

（２） 乙が負担する経費

ア 通信施設の設置、増設及び変更に要する経費（甲が負担する額を除く。）

イ 乙の都合により通信施設の移設等を行う場合の当該工事に要する経費

ウ 乙の原因により生じた損傷等の補修に要する経費

エ 多重化装置の維持管理に要する経費の２分の１に相当する額

オ 甲と乙を結ぶ地上系専用回線使用料の２分の１に相当する額

カ 通信施設の電気使用料、消耗品代及び非常用発電機の燃料費

キ 気象情報ポケットベル受信システムのポケットベル購入に要する経費

ク ポケットベルの登録手数料及び使用料相当額

（栃木県防災行政ネットワーク運営協議会）

第４条 通信施設の円滑な運用及び管理運営に関し必要な事項を協議するため、栃木県防災行政ネットワーク運営協議会を設置する。

（協定期間）

第５条 この協定の期間は、平成１７年１０月１日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成１８年４月１日から１年間を有効期間として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第６条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１７年１０月１日

○栃木県非常通信用無線局局名一覧

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所（電話番号）
栃木県	基	ぼうさいはっぽうがはら	F3E	10	下伊佐野タゲ９７５

					八方ヶ原中継所
栃木県	移	やいたけんぜい１	F3E	10	鹿島町２０-２０ 矢板県税事務所 ４３－２１７１
栃木県	移	やいたりんむ１	F3E	10	鹿島町２０-２２ 矢板森林管理事務所 ４３－０４２７
栃木県	基	ぼうさいやいたどぼく	F3E	10	鹿島町２０-１１ 矢板土木事務所 ４４－２１８５
栃木県	移	やいたどぼく１～５	F3E	10	鹿島町２０-１１ 矢板土木事務所 ４４－２１８５
栃木県	固	ぼうさいなかがわ	G7W F3E	0.025 3 2	末広町３-４ 那珂川水系ダム管理事務所 ４３－５２２４
栃木県	基	ぼうさいなかがわだむ	F3E	5	〃
栃木県	移	なかがわだむ１	F3E	10	〃
矢板市	基	ぼうさいやいた	F3E	5	本町５-４ 矢板市役所 ４３－１１１４
矢板市	移	やいた 110、120～122、200～213、300～303、310～334、901～902、911～915、921～923、931～934、941～946、951～954、980～985、990～992、990	F3E	5	〃
塩広組	基	しょうぼうやいた	F3E	5	富田９４-１ 塩谷広域行政組合消防本部 ４４－２５１１
塩広組	移	やいた１～２ やいたきゅうきゅう１～３ やいたきゅうじょ１ やいたかがく１ やいたこうほう１	F3E	10	〃
国土交通省	固	けんせつやいた	G7W	0.016	扇町２-４-２３ 宇都宮国道事務所矢板出張所 ４４－０４６１
国土交通省	基	けんせつやいた	F2D F3E	10 10	〃
国土交通省	基	けんせつやいただいに	F2C F2D F2F F3C F3E	20 20 20 20 20	〃
ＮＴＴ	移	でんでんとちぎ 3608.3609	G9W	10	本町３-６ NTT-ME 栃木矢板ﾒﾝﾃﾅﾝｽ営業 ４４－３２００

○市（同報系）防災行政無線屋外拡声器設置箇所

子局番号	設置場所名	所　在　地	備　考
1	高原ランド	長井2709-55	

2	県民の森	長井2927	
3	高原公民館	長井2889－1	
4	寺山鉱泉	長井1616-2	
5	寺山観音寺	長井1875	
6	長井体育館（５－２）	長井1248	
7	上長井	長井886	
8	長井高速西	長井333-1	
9	山縣邸前	上伊佐野1022-15	
10	第一農場公民館	下伊佐野971－30	
11	金精川	下伊佐野973-171	
12	第二農場公民館	下伊佐野974-13	
13	上伊佐野体育館（５－３）	上伊佐野761－2	
14	上伊佐野南	上伊佐野541	
15	下伊佐野公民館	下伊佐野376－1	
16	平野無水	平野1081-1	
17	平野公民館	平野471	
18	立足奥	立足1141	
19	立足公民館	立足900-1	
20	田野原公民館	田野原315－1	
21	泉きずな館	泉574	
22	東泉公民館	東泉722	
23	上太田公民館（５－１）	上太田59	
24	山田公民館（２－３）	山田1415	
25	日新体育館	土屋635	
26	針生	針生469-3	
27	農村環境改善センター	沢783	
28	沢公民館	沢1041－2	
29	ハッピーハイランド矢板	成田1099-601	
30	成田公民館	成田1406	
31	旧豊田小学校	豊田802	
32	２－１消防詰所	豊田575-3	
33	豊田公民館	豊田1229-2	
34	下太田公民館	下太田86	
35	荒井公民館	荒井295－3	
36	矢板中央高校	扇町二丁目1519	
37	五区公民館	扇町二丁目1526	
38	１－２消防詰所	上町1344-25	
39	矢板市役所親局	本町5－4	
40	１－１消防詰所	本町1026-4	
41	１－５消防詰所	末広町46－3	

42	塩田公民館	塩田467－2	
43	矢板高校北	塩田145-1	
44	片俣小跡地	片俣287	
45	片俣公民館	片俣252	
46	県立矢板高校	片俣618-2	
47	やしお苑	平野1362-12	
48	倉掛入口	倉掛183	
49	倉掛公民館	倉掛815－1	
50	倉掛南	倉掛523-1	
51	たかはら森林組合	館ノ川777－1	
52	合会公民館	館ノ川852	
53	旧西小学校	幸岡1498	
54	４－４消防詰所	幸岡134-1	
55	高塩公民館	高塩175	
56	館ノ川	館ノ川250-1	
57	４－３消防詰所	川崎反町203-1	
58	旧川崎小学校	木幡1646	
59	境林公民館	境林1288	
60	なかよし公園	鹿島町432	
61	ごんげんはら公園	木幡1380-2	
62	木幡東公民館	木幡1198	
63	つくし保育園	木幡289	
64	長峰公園	中416-1	
65	ロビンシティ	中606-146	
66	東小学校	東町616	
67	ふれあい公園	東町3012-4	
68	東町公園１	東町380-276 公園東隅	
69	東町公園２	東町1212-36公園南東隅	
70	中公民館（４－６）	中1053	
71	中公園	中150-368 公園北隅	
72	山苗代公民館	山苗代339－2	
73	南産業団地公園	こぶし台19	
74	南産業団地入口	こぶし台1946	
75	片岡二区公園	片岡2096-87	
76	山苗代入口	片岡1330-1	
77	片岡トレセン	片岡1143－1	
78	後岡西	片岡552	
79	後岡公民館	片岡2882	
80	梶ヶ沢公民館	片岡40－2	
81	安沢小学校	安沢1482	

82	安沢小学校南	安沢1425-4 Ｙ字路掲示板隣	
83	安沢公民館（３－３）	安沢1129-3	
84	下山根集会所	安沢1933-1	
85	コリーナ矢板大槻	大槻2318-341	
86	コリーナ矢板玉田	玉田416-1	
87	玉田公民館	玉田143	
88	石関土地改良区	石関95	
89	鶴ケ池公園	乙畑1635-1	
90	片岡小学校	片岡2095	
91	片岡公民館	片岡2098－3	
92	片岡中学校	片岡2139	
93	矢板消防署	富田94-1	
94	越畑公民館	越畑404－2	
95	越畑分譲地	越畑229-9 公園隅	
96	大槻西	大槻472-4	
97	大槻東	大槻485-2	
98	大槻公民館	大槻1027	
99	つつじが丘	乙畑1393-208	
100	東乙畑	乙畑1972-1	
101	乙畑小学校	乙畑1902	

〇市（移動系）防災行政無線一覧表

局　　名	配備課・車両	種　　別
ぼうさいやいた	基地局	
やいた　１１０	生活環境課	統制局
やいた　１２０	生活環境課	半固定
やいた　１２１	水道課	〃
やいた　１２２	建設課	〃
やいた　２００～２１３	庁用車	車携帯
やいた　３００～３０３	生活環境課	携帯
やいた　３１０～３３４	生活環境課	〃
やいた　９０１～９０２	消防団	車携帯
やいた　９１１～９１５	消防団	〃
やいた　９２１～９２３	消防団	〃
やいた　９３１～９３４	消防団	〃
やいた　９４１～９４６	消防団	〃
やいた　９５１～９５４	消防団	〃
やいた　９８０～９８５	消防団	携帯
やいた　９９０～９９２	消防団	
やいた　９９９	矢板消防署	

〇災害時優先電話登録一覧

（１）一般電話

Ｎｏ	所在地	設置場所	担当課

1	矢板市本町５－４	矢板市役所　本庁舎	生活環境課
2	矢板市本町５－４	矢板市役所　本庁舎	生活環境課
3	矢板市本町５－４	矢板市保健センター2階	建設課
4	矢板市本町４－３９	上下水道事務所１階	水道課
5	矢板市富田９４－１	塩谷広域行政組合消防本部	
6	矢板市富田９４－１	塩谷広域行政組合矢板消防署	

（2）携帯電話

Ｎｏ	所在地	設置場所	備考
1	矢板市本町５－４	秘書広報課	
2	矢板市本町５－４	生活環境課	
3	矢板市本町５－４	生活環境課	
4	矢板市本町５－４	生活環境課	

【危険物関係】

○消防法上の危険物

類	性質	品名
第1類	酸化性個体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので政令で定めるもの ① 過よう素酸塩類 ② 過よう素酸 ③ クロム、鉛又はよう素の酸化物 ④ 亜硝酸塩類 ⑤ 次亜塩素酸塩類 ⑥ 塩素化イソシアヌル酸 ⑦ ペルオキソニ硫酸塩類 ⑧ ペルオキソほう酸塩類 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第2類	可燃性固体	1 硫化りん 2 赤りん 3 硫黄 4 鉄粉 5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので政令で定めるもの（未制定） 8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9 引火性固体
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム 5 黄りん 6 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く）及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く） 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令で定めるもの ① 塩素化けい素化合物 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第4類	引火性液体	1 特殊引火物 2 第一石油類 3 アルコール類 4 第二石油類 5 第三石油類 6 第四石油類 7 動植物油類
第5類	自己反応性物質	1 有機過酸化物 2 硝酸エステル類 3 ニトロ化合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 ヒドロキシルアミン 9 ヒドロキシルアミン塩類 10 その他のもので政令で定めるもの ① 金属のアジ化物 ② 硝酸グアニジン 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第6類	酸化性液体	1 過塩素酸 2 過酸化水素 3 硝酸 4 その他のもので政令で定めるもの ① ハロゲン間化合物 5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

○危険物の大量貯蔵所一覧表

施　設　区　分	箇　所　数
野外タンク	１０
地下タンク	１３
野外貯蔵所	1
屋内貯蔵所	2
合　　計	２６

※箇所数は、容量が 10,000 リットル以上の施設等

【公共施設関係】

○上水道施設一覧表

（１）水道事業浄水施設一覧表

浄　水　施　設　名	水源種別	処理方法	給水人口(人)
西部浄水場	深　井　戸	消　　毒	１，６０５
泉浄水場	〃	〃	２，１９５
第二農場浄水場	〃	〃	７２１
中央浄水場	〃	〃	６，８８０
片岡浄水場	〃	〃	４，８８２
寺山浄水場	表　流　水	急速濾過	１６，４７９

（２）給水用機械保有状況

水道事務所所在地	電話番号	給　水　車	給水タンク	仮設水槽	ポリタンク	ポリ(給水)袋
本町 4-39	44-1511	1.8 ㎥×１台	1.5 ㎥×１基	1.0 ㎥×２台	185L×50 個	6L× 900 枚

（３）補給水源施設一覧表

名　　称	給水能力 t/h	配　　水　　区　　域
片岡水源	１００	安沢(南)、越畑、乙畑（つつじヶ丘を除く)、大槻（コリーナ矢板を除く)、石関(東)、 片岡(東)
中央水源	３００	針生(南)、土屋（東)、中(東)、沢、豊田、成田、安沢(北)
土屋水源		扇町二丁目(東）、荒井(東)、針生(北)、土屋（西)、山田
泉水源	１１０	荒井(北)、泉、東泉、上太田、平野(一部)、下伊佐野(南)、上伊佐野(南)、田野原
西部水源	４５	館ノ川、高塩、倉掛、片俣、塩田、幸岡(西)
第二農場水源	６０	立足(北)、平野（南）(北)、下伊佐野（北)、上伊佐野（北)
寺山浄水場	３３０	扇町一丁目、扇町二丁目(西）、本町、上町、鹿島町、矢板、末広町、富田、木幡、川崎反町、境林、幸岡(東)、下太田、荒井(西)、中(西)、東町、早川町、長井、立足(南)、乙畑（つつじが丘)、石関（西)、玉田、山苗代、片岡(西)、こぶし台、大槻（コリーナ矢板)

○下水道施設一覧表

事務組合名	施　設　名	所在地	建設年度	処理量	処理方式
矢板市	矢板市水処理センター	安沢 3617	S63～H4	3210 ㎥/日	標準活性活泥法
矢板市	沢地区水処理センター	沢 282-1	H4～H7	365 ㎥/日	流量調整嫌気性濾床及び接触ばっ気を組み合わせた方式

矢板市	境林地区水処理センター	木幡 1653-2	H10～H15	416 ㎥/日	連続流入間欠ばっ気方式
矢板市	コリーナ矢板水処理センター	石関 1121-80		410 ㎥/日	活性汚泥法
矢板市	ハッピーハイランド矢板排水処理施設	成田字中山 1099-4		390 ㎥/日	活性汚泥法

【救急・救助関係】

○特殊災害消防相互応援協定書

（趣旨）

第１条 特殊災害の防ぎょ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２９条の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

（応援地域）

第２条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

（対象災害）

第３条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎょ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

（応援要請）

第４条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

（応援出動）

第５条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

（経費の負担）

第７条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

⑴ 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。

⑵ 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。

⑶ 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

（適用除外）

第８条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

（疑義等の協議）

第９条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

1　この協定は、昭和５６年６月１日から施行する。

2　この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ１通を保管するものとする。

昭和５６年５月２０日

【避難関係】

○避難場所一覧

（１）指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表　　（令和６年４月現在）

指定避難場所	電話番号	所　在　地	収容地区名	収容可能人数(人)	施設の種別〔面積㎡〕
矢板小学校	43－0043	本町 4-23	矢板市街地	453	体育館　907
東小学校	44－2515	東町 616		271	〃　543
矢板中学校	43－0144	上町 20-7		693	〃　1,386
矢板東高校	43－1243	東町 4-8		791	〃　1,582
矢板中央高校	43－0447	扇町 2-1519		801	〃　1,603
生涯学習館（※）	43－6218	矢板 106-2		227	〃　454
矢板公民館（※）	43－0469	矢板 103-1		130	会議室他　261
市武道館	44－1808	本町 2-22		427	武道場　854
矢板市文化スポーツ複合施設	46-5283	末広町 49-1		755	ﾎｰﾙ,ｱﾘｰﾅ　1,510
安沢小学校	48－1005	安沢 1482	片岡地区	286	体育館　572
片岡小学校	48－0510	片岡 2095		271	〃　543
乙畑小学校	48－0610	乙畑 1902		202	〃　405
片岡中学校	48－0410	片岡 2139		507	〃　1,015
矢板市コミュニティーホール	48－0101	片岡 2098-3		209	ホール　419
片岡トレーニングセンター	48－0680	片岡 1143-1		618	体育館　1,237
旧川崎小学校（※）		木幡 1646	西部・南部地区	242	〃　484
城の湯ふれあい館（※）	43－2115	幸岡 18		50	ホール　100
旧豊田小学校		豊田 802	東部地区	199	体育館　399
日新体育館		土屋 635		305	〃　611
農村環境改善センター	43－4675	沢 783		186	〃　372
泉小学校	43－0404	泉 378	泉地区	234	〃　469
長井体育館（※）		長井 1248		288	〃　576
上伊佐野体育館（※）		上伊佐野 761		288	〃　576
泉きずな館・泉体育館	43－0402	泉 526		478	〃　957

※　収容必要面積は、一人当たり２㎡　　（※）洪水浸水想定区域　風水害から除外

（２）その他の避難場所（自治公民館等）一覧表

避 難 場 所	電話番号	所在地	収容地区名	施設の構造	面　積
一区自治公民館		本町 16-13	矢板市街地	木造平屋建	80 ㎡
二区自治公民館		本町 14-3		木造２階建	78 ㎡
三区公民館	43－9098	本町 4-60		木造平屋建	119 ㎡
四区公民館	43－3570	上町 738-2		木造平屋建	264 ㎡
五区公民館	43－3623	扇町 2-1526		木造平屋建	143 ㎡
六区公民館	43－3970	扇町 1-1155-28		非木造２階建	60 ㎡
末広町公民館	43－3661	末広町 41-2		木造平屋建	111 ㎡

富田公民館	43－5154	鹿島町 11-14		木造平屋建	271 ㎡
富田集会所	43－5664	富田 383-6		木造平屋建	53 ㎡
下太田公民館	44－0250	下太田 86		木造平屋建	96 ㎡
荒井公民館	43－3197	荒井 295-3		木造平屋建	153 ㎡
針生公民館	43－5397	針生 545-2		木造平屋建	60 ㎡
中公民館	44－0776	中 1053		木造平屋建	210 ㎡
ロビンシティ矢板公民館		中 606-25　A27		非木造平屋建	67 ㎡
東町公民館	44－2031	東町 2-12		木造平屋建	145 ㎡
通岡公民館	48－0634	片岡 2072-1	片岡地区	木造平屋建	46 ㎡
前岡公民館	48－2165	片岡 1502		木造平屋建	69 ㎡
後岡公民館	48－2206	片岡 620-1		木造平屋建	89 ㎡
梶ヶ沢公民館	48－2730	片岡 40-2		木造平屋建	86 ㎡
安沢公民館	48－0360	安沢 1129-3		非木造平屋建	316 ㎡
越畑公民館	48－1023	越畑 404-2		木造平屋建	113 ㎡
乙畑公民館	48－1298	乙畑 925		木造平屋建	116 ㎡
白栗公民館		越畑 343-19		木造平屋建	83 ㎡
大槻公民館	48－1350	大槻 1027		木造平屋建	133 ㎡
石関公民館	48－1847	石関 351-1		木造平屋建	119 ㎡
玉田公民館		玉田 131		木造平屋建	69 ㎡
ｺﾘｰﾅ矢板公民館	48－3048	大槻 2320-71		木造平屋建	119 ㎡
山苗代公民館		山苗代 339-2		木造平屋建	86 ㎡
木幡東公民館		木幡 879	南部地区	非木造平屋建	176 ㎡
木幡西公民館	43－1316	木幡 1132		木造平屋建	99 ㎡
川崎公民館		川崎反町 202		木造平屋建	65 ㎡
境林自治公民館	48－1284	境林 632-1		木造平屋建	97 ㎡
館ノ川公民館		館ノ川 179		木造平屋建	51 ㎡
高塩公民館	43－5654	高塩 175		木造平屋建	116 ㎡
倉掛公民館	43－5916	倉掛 815-1	西部地区	木造平屋建	116 ㎡
合会公民館	43－5609	館ノ川 852		木造平屋建	103 ㎡
片俣公民館	43－6797	片俣 610		木造平屋建	116 ㎡
塩田公民館	43－3771	塩田 467-2		木造平屋建	101 ㎡
幸岡公民館	43－3770	幸岡 1383		木造平屋建	69 ㎡
土屋公民館	44－0747	土屋 822	東部地区	木造平屋建	130 ㎡
沢公民館	43－7211	沢 1041-2		木造平屋建	118 ㎡
豊田公民館	43－7344	豊田 1251		木造平屋建	169 ㎡
成田公民館	43－7450	成田 1406		木造平屋建	120 ㎡
ﾊｯﾋﾟｰﾊｲﾗﾝﾄﾞ矢板公民館		成田 1099-600		木造平屋建	186 ㎡
泉公民館	44－1227	泉 574-2	泉地区	木造平屋建	218 ㎡
上太田公民館	43－7493	上太田 189		木造平屋建	79 ㎡
東泉公民館	43－7409	東泉 593-3		木造平屋建	127 ㎡
長井公民館	43－3774	長井 1305		木造平屋建	140 ㎡
高原公民館		長井 2894-2		木造平屋建	165 ㎡
立足公民館	43－3972	立足 118		木造平屋建	99 ㎡
平野公民館	43－8463	平野 471		木造平屋建	148 ㎡
上伊佐野公民館	43－9845	上伊佐野 572-1		木造平屋建	85 ㎡
第１農場活性化施設	43－9095	下伊佐野 971-30		木造平屋建	170 ㎡
第２農場公民館		下伊佐野 974-13		木造平屋建	75 ㎡
田野原公民館	43－3772	田野原 315-1		木造平屋建	7 ㎡
山田公民館		山田 1415		木造平屋建	231 ㎡

（３）福祉避難所一覧

避 難 場 所	電話番号	所在地	運営法人名	人員
たかはら学園	48-0304	越畑 226	社会福祉法人たかはら学園	50
特別養護老人ホームつつじ苑	48-6677	東町 1200-16	社会福祉法人普照会	20
特別養護老人ホーム八汐苑	43-1872	平野 1362-12	社会福祉法人厚生会	10
特別養護老人ホームひだまりの里	43-7710	川崎反町 303	社会福祉法人ともいき会	20
介護老人保健施設アゼリアホーム	44-3033	末広町 45-3	医療法人社団為王会	10
ケアプラザ矢板（かさね）	44-2011	中 2011-4		10
小規模多機能型居宅介護施設 ニチイケアセンター矢板やわらぎ	43-6861	東町 1203-2	ニチイケアセンター矢板	3
グループホーム ニチイケアセンター矢板ほほえみ	43-4081	東町 1203-2		2
グループホーム来夢	41-8201	石関 1317-3	有限会社マイホームコリーナ	4
通所介護事業所 片岡ケアステージとちの木	47-7128	片岡 1907-1	株式会社 TLC	10
短期入所生活介護施設 さざんかの家	47-7128	片岡 1907-1		15
小規模多機能型居宅介護施設 あかとんぼ	48-6127	片岡 1174-2	医療法人社団湘風会	5
グループホームヴィエント	48-6157	片岡 1174-2		5
小規模多機能型居宅介護施設 たちばな	47-7155	鹿島町 989-1		12
グループホームフロール	47-7159	鹿島町 989-1		15
小規模多機能型居宅介護施設 こもれび	40-0226	泉 558		5
グループホームラパス	48-6480	泉 557-1		7

（4）土砂災害警戒区域（地すべり）の避難体制及び避難場所一覧表

整理番号	箇所名	位置	区域内の保全対象			連 絡 先 （消防団）	避難場所
			人家	耕地	公共施設		
211-01	寺山の湯北	平野	有	有	有	第５分団第４部	泉きずな館・泉体育館
211-02	寺　　山	平野	有	有	有		
211-03	寺　　山	長井	有		有	第５分団第２部	泉小学校

※連絡先は、消防団の他、各当該行政区長とする。

（5）土砂災害警戒区域（急傾斜地）の避難体制及び避難場所一覧表

箇所番号	箇 所 名	位　　置	人家戸数	公共建物	連 絡 先 （消防団）	避難場所
Ⅰ-001	幸　岡　A	塩田字幸岡	5		第４分団第５部	矢板小学校
Ⅰ-002	赤　滝　A	平野字湯沢	0	有	第５分団第４部	泉きずな館・泉体育館
Ⅰ-003	小　滝　A	平野字湯沢	0	有		
Ⅰ-004	四斗蒔ⅣA	倉掛字四斗蒔	6	有	第４分団第４部	矢板小学校
Ⅰ-005	家前ⅡD	針生字三斗蒔	3	有	第２分団第３部	矢板中央高校

Ⅰ-006	西小学校ⅡB	幸岡	0	有	第４分団第４部	矢板小学校
Ⅰ-008	上大槻ⅡC	大槻字上大槻	１４		第３分団第４部	乙畑小学校
Ⅰ-007	矢板高校ⅡA	片俣	0	有	第４分団第５部	矢板小学校
Ⅱ-003	立足ⅡA	立足	3		第５分団第４部	泉小学校
Ⅱ-004	西太田ⅡA	下太田字西太田	3		第１分団第２部	矢板中学校
Ⅱ-005	東原ⅡA	東泉	1		第５分団第１部	泉きずな館・泉体育館
Ⅱ-006	家前ⅡA	針生字内手	1		第２分団第３部	矢板中央高校
Ⅱ-007	家前ⅡB	針生字家	1			
Ⅱ-008	家前ⅡC	針生字家ノ前	1			
Ⅱ-010	成田ⅡA	成田字成田	3		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-015	片俣ⅡA	片俣	1		第４分団第５部	矢板小学校
Ⅱ-016	片俣ⅡB	片俣	1			
Ⅱ-017	片俣ⅡC	片俣	3			
Ⅱ-018	倉掛ⅡA	倉掛字四斗蒔	3		第４分団第４部	矢板小学校
Ⅱ-019	小山帰ⅡA	倉掛字小山帰	1			
Ⅱ-020	後岡ⅡA	片岡字角円	3		第３分団第２部	片岡中学校
Ⅱ-022	石関ⅡA	石関字稲荷山下	2		第３分団第１部	片岡小学校
Ⅱ-023	上大槻ⅡA	大槻字上大槻	1		第３分団第４部	乙畑小学校
Ⅱ-024	上大槻ⅡB	大槻字上大槻	3			
Ⅱ-026	家前ⅤA	針生字家ノ前	1		第２分団第３部	矢板中央高校
Ⅱ-027	家前ⅤB	針生字家ノ前	2			
Ⅱ-021	片岡ⅡA	片岡字高倉	3		第３分団第１部	片岡中学校
Ⅲ-001	弓張ⅢA	長井字弓張			第５分団第２部	泉小学校
Ⅲ-002	平野ⅢA	平野字兵庫畑			第５分団第４部	泉小学校
Ⅲ-003	倉掛ⅢA	倉掛			第４分団第４部	矢板小学校
Ⅲ-004	倉掛ⅢB	倉掛				
Ⅲ-005	高塩ⅢA	高塩			第４分団第３部	矢板小学校
Ⅲ-006	成田ⅢA	成田字東成田			第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅲ-007	玉田ⅢA	玉田字下山			第３分団第１部	片岡小学校
Ⅲ-008	上大槻ⅢA	大槻字上大槻			第３分団第４部	乙畑小学校
Ⅰ-1001	館ノ川ⅠA	館ノ川	5		第４分団第３部	矢板小学校
Ⅰ-1002	東土屋１A	土屋			第２分団第３部	日新体育館
Ⅰ-1003	高田入ⅠA	中			第４分団第６部	安沢小学校
Ⅰ-1004	水無ⅠA	高塩			第４分団第３部	矢板小学校
Ⅰ-1005	乙畑ⅠA	片岡			第３分団第１部	片岡小学校
Ⅱ-1001	西田ⅡA	上伊佐野	4		第５分団第３部	泉きずな館・泉体育館
Ⅱ-1002	原前ⅡA	平野	2		第５分団第４部	泉きずな館・泉体育館

Ⅱ-1003	前原ⅡB	平野	1		第５分団第４部	泉きずな館・泉体育館
Ⅱ-1004	松葉久保ⅡA	下伊佐野	3		第５分団第３部	泉きずな館・泉体育館
Ⅱ-1005	立足ⅡB	立足	1		第５分団第４部	泉小学校
Ⅱ-1006	立足ⅡC	立足	4		第５分団第４部	泉小学校
Ⅱ-1007	宿内ⅡA	東泉	1		第５分団第１部	泉小学校
Ⅱ-1008	権現原ⅡA	東泉	2		第５分団第４部	泉小学校
Ⅱ-1009	山田ⅡA	山田	3		第２分団第３部	日新体育館
Ⅱ-1010	本社ⅡA	山田	1		第２分団第３部	日新体育館
Ⅱ-1011	本社ⅡB	山田	2		第２分団第３部	日新体育館
Ⅱ-1012	屋敷添ⅡA	山田	1		第２分団第３部	日新体育館
Ⅱ-1013	山田ⅡB	山田	1		第２分団第３部	日新体育館
Ⅱ-1014	田中ⅡA	長井	1		第５分団第２部	泉小学校
Ⅱ-1015	森山ⅡA	長井	2		第５分団第２部	泉小学校
Ⅱ-1016	長井ⅡA	長井	3		第５分団第２部	泉小学校
Ⅱ-1017	東泉ⅡA	東泉	2		第５分団第１部	泉小学校
Ⅱ-1018	上川原ⅡA	沢	2		第２分団第２部	農村環境改善センター
Ⅱ-1019	田谷ⅡA	豊田	1		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1020	東成田ⅡA	成田	1		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1021	権現下ⅡA	成田	3		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1022	権現下ⅡB	成田	3		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1023	川口ⅡA	成田	2		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1024	成田ⅡB	成田	2		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1025	西豊田ⅢA	豊田	2		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1026	西成田ⅡA	成田	6		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1027	下成田ⅡA	成田	2		第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅱ-1028	館ノ川ⅡA	館ノ川	2		第４分団第３部	矢板小学校
Ⅱ-1029	水無ⅡA	高塩	2		第４分団第３部	矢板小学校
Ⅱ-1030	後久保ⅡA	高塩	2		第４分団第３部	矢板小学校
Ⅱ-1031	梶ケ沢ⅡA	片岡	2		第３分団第２部	片岡中学校
Ⅱ-1032	梶ケ沢ⅡB	片岡	2		第３分団第２部	片岡中学校
Ⅱ-1033	上町ⅡA	玉田	3		第３分団第１部	片岡小学校
Ⅱ-1034	荒屋敷ⅡA	石関	1		第３分団第１部	片岡小学校
Ⅱ-1035	山崎ⅡA	石関	4		第３分団第１部	片岡小学校
Ⅱ-1036	片岡ⅡA	片岡	2		第３分団第１部	片岡中学校
Ⅱ-1037	片岡ⅡB	片岡	3		第３分団第１部	片岡中学校
Ⅱ-1038	乙畑ⅡA	片岡	4		第３分団第４部	片岡小学校
Ⅱ-1039	下太田ⅡA	下太田	2		第１分団第２部	矢板中学校
Ⅱ-1040	幸岡ⅡB	幸岡	1		第４分団第４部	矢板小学校

Ⅱ-1041	針生ⅡA	針生	2		第２分団第１部	矢板中央高校
Ⅱ-1042	片俣ⅡD	片俣	1		第４分団第５部	矢板小学校
Ⅱ-1043	片俣ⅡE	片俣	1		第４分団第５部	矢板小学校
Ⅱ-1044	倉掛ⅡB	倉掛	2		第４分団第４部	矢板小学校
Ⅱ-1045	倉掛ⅡC	倉掛	3		第４分団第４部	矢板小学校
Ⅱ-1046	倉掛ⅡD	倉掛	2		第４分団第４部	矢板小学校
Ⅱ-1047	幸岡ⅡA	幸岡	2		第４分団第４部	矢板小学校
Ⅲ-1001	立足ⅢA	立足			第５分団第４部	泉小学校
Ⅲ-1002	立足ⅢB	立足			第５分団第４部	泉小学校
Ⅲ-1003	立足ⅢC	立足			第５分団第４部	泉小学校
Ⅲ-1004	西土屋ⅢA	土屋			第２分団第３部	日新体育館
Ⅲ-1005	東土屋ⅢA	土屋			第２分団第３部	日新体育館
Ⅲ-1006	上川原ⅢA	沢			第２分団第２部	農村環境改善センター
Ⅲ-1007	上川原ⅢB	沢			第２分団第２部	農村環境改善センター
Ⅲ-1008	上川原ⅢC	沢			第２分団第２部	農村環境改善センター
Ⅲ-1009	熊ノ前ⅢA	豊田			第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅲ-1010	成田ⅢA	成田			第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅲ-1011	西豊田ⅢA	豊田			第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅲ-1012	五斗蒔ⅢA	中			第４分団第６部	安沢小学校
Ⅲ-1013	五斗蒔ⅢB	中			第４分団第６部	安沢小学校
Ⅲ-1014	下成田ⅢA	成田			第２分団第１部	旧豊田小学校
Ⅲ-1015	古屋敷ⅢA	高塩			第４分団第３部	矢板小学校
Ⅲ-1016	水無ⅢA	高塩			第４分団第３部	矢板小学校
Ⅲ-1017	水無ⅢB	高塩			第４分団第３部	矢板小学校
Ⅲ-1018	後岡ⅢA	片岡			第３分団第１部	片岡小学校
Ⅲ-1019	安沢山下ⅢA	安沢			第３分団第３部	安沢小学校
Ⅲ-1020	幸岡ⅢA	幸岡			第４分団第４部	矢板小学校

※連絡先は、消防団の他、各当該行政区長とする。

（６）土砂災害警戒区域（土石流）の避難体制及び避難場所一覧表

整理番号	河川名 那珂川水系		位置	保全対象区域		連　絡　先 （消防団）	避難場所
	幹川名	渓流名		人家戸数	公共建物		
6106	内川	大木沢	下伊佐野 字大木沢	5	有	第５分団第３部	泉きずな館・ 泉体育館
J6102	金精沢	金精沢	上伊佐野 字第二農場	5	有		泉きずな館・ 泉体育館
6101	宮川	ミツモチ小沢	長井	１１		第５分団第２部	泉小学校
6103	天沼川	平野一号沢	平野字兵庫畑	１０	有	第５分団第４部	泉きずな館・ 泉体育館
6104	天沼川	平野二号沢	平野字兵庫畑	8	有		
6105	内川	兄内沢	下伊佐野	9		第５分団第３部	

			字松葉久保				
Ⅰ6-1-001	宮川	館の川沢	館ノ川	7		第４分団第３部	旧川崎小学校
Ⅰ6-1-002	宮川	西小学校沢	幸岡	0	有	第４分団第４部	矢板小学校
Ⅰ6-1-003	中川	小滝鉱泉沢	平野	1	有	第５分団第４部	泉きずな館・泉体育館
J6101	江川	倉掛沢	倉掛	3		第４分団第４部	矢板小学校
Ⅱ6-1-009	木ノ芽川	木ノ芽沢右支	上伊佐野	1		第５分団第３部	泉きずな館・泉体育館
Ⅱ6-1-007	内川	大木一号沢	下伊佐野字大木	3			泉きずな館・泉体育館
Ⅱ6-1-008	内川	大木二号沢	下伊佐野字大木	2			
Ⅱ6-1-001	宮川	宮川一号沢	長井	0		第５分団第２部	泉小学校
Ⅱ6-1-002	宮川	宮川二号沢	長井	0			
Ⅱ6-1-003	宮川	宮川三号沢	長井	1			
Ⅱ6-1-004	中川	立足一号沢	立足	1		第５分団第４部	泉小学校
Ⅱ6-1-005	中川	立足二号沢	立足	2			
Ⅱ6-1-006	中川	産背沢	立足	1			
J6100-01	内川	坂ノ下沢	高塩	0		第４分団第３部	旧川崎小学校
J6101-02b	宮川	大持場沢	長井	0		第５分団第２部	泉小学校
J6101-03	宮川	沼ノ入沢	長井	0			
J6101-07	宮川	森山沢	長井	2			
ⅠF5101	内川	門前沢	館ノ川	2		第４分団第３部	矢板小学校
ⅡF5101	荒川	前原沢	玉田	6		第３分団第１部	片岡小学校

〇水防法第 15 条、土砂災害防止法 8 条の２の要配慮者利用施設等

（１）土砂災害警戒区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表

箇所番号	箇所名	施設名	大字	警戒区域	特別警戒区域
211-Ⅰ-007	矢板高校ⅡA	矢板高校	片俣	○	○
211-Ⅰ-1002	東土屋ＩＡ	佐藤病院	土屋	○	○
211-Ⅰ-1005	乙畑ＩＡ	矢板南病院	片岡	○	○

（２）洪水浸水想定区域等内に立地する公共及び要配慮者利用施設一覧表

箒川（塩原ダム）	内川	宮川（寺山ダム）	荒川（東・西荒川ダム）	中川	江川	大江川	天沼川	大字	施設名
						○		泉	こもれびグループホームラパス

				○				東　泉	さくら苑
							○	平野	老人デイサービスセンターやしお苑 特別養護老人ホーム八汐苑
		○						長　井	旧長井小学校 おひさま
	○							上伊佐野	上伊佐野体育館
	○			○				矢　板	生涯学習館 矢板公民館 図書館 シルバー大学校北校 道の駅やいた エコモデルハウス 訪問介護ホームヘルプ春日和やすらぎ テトテ
	○							本　町	矢板市役所
	○							鹿島町	塩谷庁舎 矢板土木事務所 サクラケアラーやいた
	○			○				富　田	国際医療福祉大学塩谷病院 国際医療福祉大学塩谷看護専門学校 塩谷広域行政組合消防本部・矢板消防署 しおや通所リハビリテーション
	○							木　幡	矢板保育園
	○	○		○					旧川崎小学校 旧川崎小学童保育館

									デイサービスセンターひだまり
	○	○		○				川崎反町	特別養護老人ホームひだまりの里 デイサービスセンターやしお 城の湯温泉センター
	○	○						幸　岡	城の湯ふれあい館
	○							安　沢	エコパークしおや、しおやクリーンセンター、水処理センター

○避難場所ピクトグラム

（1） 図記号等

災害種別	図記号			
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号
洪水 内水氾濫	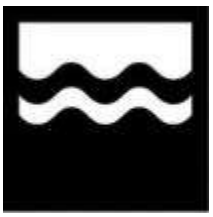	―		
土石流				
崖崩れ・地滑り				
大規模な火事		―		

（2）適不適表示マーク

適不適表示マーク	意味	色
○	この避難場所は、当該災害の種類の避難場所に適していることを表す。	黒
×	この避難場所は、当該災害の種類の避難場所に適していないことを表す。	黒

（3）適不適マークの記載例

○避難指示等の判断・伝達マニュアル

【水害編】

1 対象とする河川

避難指示等の対象となる河川は下表１のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

・不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

表１

河川名	基準観測所	備　考
箒　川	佐久山	県管理
内　川	京町橋	県管理
鬼怒川	佐貫下	国管理

浸水がすでに始まっている場合は、次に事項に留意する。

・浸水深が５０cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、２０cm 程度でも歩行不可能であること。

・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上１０cm 程度でも危険であること。

２避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表２のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な情報把握に努めること。

・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて発令する。

表２

基準観測所	箒川　佐久山観測所	内川　京町橋観測所	鬼怒川　佐貫下観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(4.0m)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位(3.5m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(2.6m)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位(2.1m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.7m)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位(3.1m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(4.0m)に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(2.6m)に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき	・水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.7m)に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき

３避難指示等の伝達内容等

⑴　避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

＜高齢者等避難情報の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、矢板市役所です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）の

ため高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、矢板市役所です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべき事由）のため避難指示を発令しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに○○公民館への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。」

⑵　避難指示等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

・住民等（住民、行政区長、民生委員、自主防災組織代表者等）
・避難行動要支援者・福祉関係機関等（要支援者の事前登録者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

・防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、メール配信、電話、ＦＡＸ等

【土砂災害編】

１対象とする区域

⑴　避難指示等の対象となる区域は、別表１のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
・自然現象のための不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

⑵　避難の際には、次の事項に留意する。

・避難所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避けること。
・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

２避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表２のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近

隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な情報把握に努めること。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて発令する。

表２

対象区域	・避難すべき区域の全部
高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤)」（警戒レベル３相当）となった場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当）に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫)」（警戒レベル４相当）となった場合 ・近隣で土砂災害の前兆現象（山鳴り、渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見された場合
緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒)」（警戒レベル５相当）となった場合 ・土砂災害が発生した場合

３避難指示等の伝達内容等

水害編３を参照のこと。

〇避難指示等の発令基準

（１）避難の指示の種類

ア　避難指示等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区　分	実　施　者	措　　置	実　施　の　基　準
高齢者等避難	市　　長 災害対策基本法第５６条第１項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難の指示	市　　長 災害対策基本法第６０条第１項・第２項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
	知　　事 災害対策基本法第６０条第６項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法第２５条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認

	管理者 水防法第２９条		められるとき
	警　察　官 災害対策基本法第６１条第１項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市町長から要求があったとき
	警　察　官 警察官職務執行法第４条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき
	自　衛　官 自衛隊法第９４条第１項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第４条の避難の措置をとる

高齢者等避難、避難指示及び災害発生情報を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル１、警戒レベル２は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

イ　住民は、警戒レベル３で高齢者等は避難、警戒レベル４で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
（警戒レベル1）	（災害への心構えを高める。）	（早期注意情報）
（警戒レベル2）	（避難に備え自らの避難行動を確認する。）	（大雨・洪水注意報等）
警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保

ウ　実施体制

警戒区域の設定は各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

	実　施　者	措　　置	実　施　の　基　準
⑴	市　　長 災害対策基本法第６３条第１項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
⑵	水防団長、水防団員、消防職員 水防法第２１条第１項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
⑶	消防吏員、消防団員 消防法第２８条第１項、第３６条	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
⑷	警　察　官 災害対策基本法第６３条第２項　他	立ち入りの制限、禁止、退去命令	⑴、⑵、⑶の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
⑸	自衛隊法第８３条第２項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法第６３条第３項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	⑴、⑷の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第６３条第１項の措置をとる

（２）避難指示等の発令の判断基準

（基準観測所：箒川　佐久山観測所、内川　京町橋観測所、鬼怒川　佐貫下観測所）

発令の種類	内　　容

高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（佐久山：４．０ｍ・京町橋：２．６ｍ、佐貫下：３．７ｍ）に達することが見込まれる場合、又は避難判断水位（佐久山：３．５ｍ・京町橋：２．１ｍ、佐貫下：３．１ｍ）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合（近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック等）が発見された場合） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（佐久山：４．０ｍ・京町橋：２．６ｍ、佐貫下：３．７ｍ）に達した場合 ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合

（３）警戒区域の設定の種類

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実施者	措　　置	実施　の　基　準
１	市長 ※災害対策基本法第６３条第１項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
２	水防団長、水防団員消防職員 ※水防法第２１条第１項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
３	消防吏員、消防団員 ※消防法第２８条第１項、第３６条	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
４	警察 ※災害対策基本法第６３条第２項他	立ち入りの制限、禁止、退去命令	１、２、３の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
５	自衛隊法第８３条第２項の規定により災害派遣を命じられた部隊 ※災害対策基本法第６３条第３項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	１、４の実施者がその場にいない場合に限り、自衛隊は災害対策基本法第６３条第１項の措置をとる。

○原子力災害屋内退避及び避難等に関する指標

予　測　線　量		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウラン又はプルトニウムによる骨表面の又は肺の等価線量	
10～50mSv	100～500mSv	住民は自宅等の屋内に避難すること。その際、窓を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子又はガンマ線に対しては、指示があれば、コンクリート

		建家に退避するか又は避難すること。
50mSv 以上	500mSv 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか又は避難すること。

※国において改定予定

【航空消防防災関係】

○飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領

（(趣旨）

第１ この要領は、栃木県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱（以下『要綱』という。）第１３条第３項に基づき、栃木県消防防災ヘリコプター（以下『航空機』という。）の離着陸場等について、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２ この要領に定める離着陸場等は次のとおりとする。

⑴ 飛行場外離着陸場： 法第７９条但し書きの規定により、飛行場以外の場所に航空法施行規則第１７２条の２（昭和２７年７月３１日運輸省令第５６号、以下『規則』という。）に基づく飛行場外離着陸許可申請を国土交通大臣に提出し、一定期間の許可を得て離着陸する場所をいう。 （一般基準、特殊地域基準、防災対応基準の３基準がある。）

⑵ 緊急離着陸場： 法第８１条の２（捜索又は救助のための特例）を適用し捜索救助を任務とするヘリコプターに限り（規則第１７６条）国土交通大臣の許可を得ることなく離着陸できる場所で、予め確保された場所をいう。

（離着陸場の指定・変更・解除の通知）

第３ 離着陸場の指定・変更・解除をしようとする市町の長、又は消防本部の長は離着陸場等指定（変更・解除）通知書（様式第１号（省略））を作成し、離着陸場の位置図、概要図、土地使用承諾書を添付して運航管理責任者に提出するものとする。

（指定・変更等の決定）

第４ 運航管理責任者は、第３の書類が提出されたときは、規則第１７２条の２に規定する飛行場外離着陸許可申請に係る調査、又は緊急離着陸場に係る調査を行うこととする。

２ 運航管理責任者は、当該飛行場外離着陸場に係る法第７９条但し書きの国土交通大臣の許可を受けた場合、又は当該緊急離着陸場に係る安全が確保できると認めた場合は、離着陸場等調査結果通知書（様式第２号（省略））により市町の長又は消防本部の長に通知するものとする。

（離着陸場一覧表の作成）

第５ 運航管理責任者は、栃木県内の離着陸場等一覧表（別記１[⇒資料２－２０ 飛行場外・緊急離着陸場一覧参照]）を作成し、地点番号にてその離着陸場が掌握できるよう管理するものとする。

（離着陸場台帳の作成）

第６ 運航管理責任者は第４の２の書類を通知する場合は、大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱・離発着場調査表（様式２（省略））・離発着場一覧（様式３（省略））を添付する。

なお、離発着場一覧（様式３（省略））は市町別、又は消防本部別区分とする。

２ 第６の書類は２部作成し、正は消防防災課（航空担当）が常備し、副は各消防本部が常備するものとする。

（離着陸場の増減）第７ 運航管理責任者は、第４条の２の書類を通知した場合は、離着陸場増減表（様式第４号（省略））に基づき、各月分を集計するものとする。

（飛行場外離着陸場の許可申請）

第８ 運航管理責任者は、航空機の離着陸の安全を確保するため、飛行場外離着陸場（防災訓練等の一時使用離着陸場は除く）は通年申請を行うこととする。

（緊急離着陸場における留意事項）

第９ 離着陸場は軟弱でない平らな地面かつ、直径４０m以上（可能な限り広い場所）を選定するとともに、離着陸場周辺の障害物の把握、飛散物の未然防止、騒音対策等必要な措置をとり、常時使用可能な状態を保つこと。

附則　この要綱は、平成１２年１０月１日から適用する。

附則　この要領は、平成１５年４月１日（一部改正）から適用する。

附則　この要領は、平成１９年４月１日（一部改正）から適用する。

附則　この要領は、平成２２年４月１日（一部改正）から適用する。

〇飛行場外・緊急離着陸場一覧

（１）　飛行場外離着陸場一覧表

番号	離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
64	矢板運動公園サッカー場	矢板市幸岡 1955	矢板市長	0287-43-1111
65	矢板運動公園陸上競技場	矢板市幸岡 1955	矢板市長	0287-43-1111

（２）　緊急離着陸場一覧表

番号	離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
108	泉運動場	矢板市立足 979-2	矢板市長	0287-43-1111
109	長峰公園	矢板市中 416-1	矢板市長	0287-43-1111
110	全国植樹祭会場跡地 駐車場及び隣接空地	矢板市長井字ザラメキ 2597-1	栃木県知事	028-623-2323
111	八方大間々駐車場	矢板市下伊佐野地内	栃木県知事	028-623-2323
112	全国育樹祭会場跡地 駐車場及び芝生広場	矢板市長井 2663-1	栃木県知事	028-623-2323

〇防災ヘリ・ドクターヘリランデブーポイント

番　号	所要時間	施設用途又は名称	所　在　地
矢板-１	１１分	塩谷広域行政組合消防本部駐車場（ドクターヘリ限定）	矢板市富田９４－１
矢板-２	１２分	矢板運動公園サッカー場	矢板市幸岡１９５５
矢板-３	１３分	泉運動場	矢板市立足９７９－２
矢板-４	１２分	矢板市長峰公園	矢板市中４１６－１
矢板-５	１４分	全国植樹祭会場跡地駐車場及び隣接空地	矢板市長井字ザラメキ２５９７－１
矢板-６	１４分	八方大間々駐車場	矢板市下伊佐野字タゲ国有林
矢板-７	１４分	全国育樹祭会場跡地駐車場及び芝生広場	矢板市長井２６６３－１
矢板-８	１２分	矢板運動公園陸上競技場	矢板市幸岡１９５５

矢板-９	９分	乙畑小学校	矢板市乙畑１９０２
矢板-10	１２分	旧豊田小学校	矢板市豊田８０２
矢板-11	１２分	日新多目的グラウンド	矢板市土屋６３５
矢板-12	１４分	泉きずな館	矢板市泉５２６
矢板-13	１５分	旧上伊佐野小学校	矢板市上伊佐野７６１-2
矢板-14	１１分	シャープ株式会社敷地内グランド	矢板市早川町１７４
矢板-15	１１分	アローエースゴルフ	矢板市成田１６２５-1
矢板-16	１５分	矢板カントリークラブ	矢板市平野１３６４
矢板-17	１５分	メイフラワーゴルフクラブ	矢板市上伊佐野１０２０
矢板-18	１１分	グリーンヘリテージ	矢板市安沢２１８０
矢板-19	１２分	沢河川敷公園駐車場	矢板市沢３０１外
矢板-20	１２分	沢河川敷公園内	矢板市沢３０１外
矢板-21	１０分	ホテルコリーナ矢板スポーツ公園	矢板市石関１１２１-１０７
矢板-22	１１分	多目的スポーツ公園	矢板市玉田３９７-１４０

【広域応援関係】

〇災害時における市町村相互応援協定書

（趣旨）

第１条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号及び第６７条第１項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条 応援の種類は、次のとおりとする。

⑴ 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

⑵ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

⑶ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

⑷ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

⑸ 火葬場の提供及びあっせん

⑹ ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん

⑺ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣

⑻ ボランティアのあっせん

⑼ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、

速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号から第６号に掲げるものの品名、数量等

⑶　前条第７号に掲げるものの職種別人員

⑷　応援の場所及び経路

⑸　応援を希望する期間

⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第４条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合かつ被災市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

２　自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

３　前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

２ 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

（経費の一時繰替え支弁）

第６条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第７条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

２ 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

（県の役割）

第８条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

（連絡の窓口）

第９条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（災害対策連絡会議の設置等）

第 10 条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

２ 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

（補則）

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成８年７月３０日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各１通を保有する。
平成８年７月３０日

〇災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）
第１条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。
（連絡の窓口）
第２条 協定第９条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表１（省略）のとおりとする。
（市町村の区分）
第３条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表２のとおり市町村を地域ごとに区分（以下「ブロック」という。）するものとする。
（応援ブロック）
第４条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表３に定める。
（応援職員の携行品）
第５条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
（応援職員に対する便宜の供与）
第６条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。
（応援職員の派遣に要する経費負担等）
第７条 協定第５条第１項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。
⑴　被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
⑵　前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に関する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。
（経費の支払方法）
第８条 応援市町村が、協定第６条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。
⑴ 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
⑵ 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
⑶ 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
⑷ 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
⑸ 施設の提供については、借上料
⑹ 協定第２条第９号に規定する事項については、その実施に要した額
２ 前号に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。

（災害対策連絡会議）

第９条 協定第１０条第２項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

２　災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。

３　災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

⑴　応援体制に関する事項

⑵　備蓄体制に関する事項

⑶　防災訓練に関する事項

⑷　その他必要な事項

４　この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則　この実施細目は、平成８年７月３０日から施行する。

別表２ 市町村の区分

ブロック名	構成市町村
北那須ブロック	大田原市（旧大田原市、旧湯津上村、旧黒羽町）、那須塩原市（旧黒磯市、旧西那須野町、旧塩原町）、那須町
日光ブロック	日光市（旧日光市、旧今市市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町）
南那須ブロック	那須烏山市（旧南那須町、旧烏山町）、那珂川町（旧馬頭町、旧小川町）
塩谷ブロック	矢板市、塩谷町、さくら市（旧氏家町、旧喜連川町）、高根沢町
県央ブロック	宇都宮市（旧宇都宮市、旧上河内町、旧河内町）、鹿沼市（旧鹿沼市、旧粟野町）
芳賀ブロック	真岡市（旧真岡市、旧二宮町）、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南ブロック	栃木市（旧栃木市、旧都賀町、旧大平町、旧藤岡町、旧西方町、旧岩舟町）、小山市、下野市（旧南河内町、旧石橋町、旧国分寺町）、上三川町、壬生町、野木町
安足ブロック	足利市、佐野市（旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町）

別表３ 応援ブロック

ブロック名	構成ブロック
北那須ブロック	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日光ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南那須ブロック	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩谷ブロック	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県央ブロック	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳賀ブロック	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県南ブロック	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安足ブロック	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

○栃木県広域消防応援等計画

第１章　総則

（本計画の目的）

第１　この計画は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条（特殊災害消防相互応援協定書（昭和５６年５月２０日締結。以下「協定書」という。）を含む。）及び第４３条に基づき、栃木県広域消防応援隊（以下「県内応援隊」という。）の効率的かつ円滑な活動及び運用ができる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２　この計画において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（１）被災地とは、大規模災害等が発生した市町をいう。

（２）被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。

（３）指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。

（４）指揮者とは、被災地の市町長又は当該市町長の委任を受けた消防長をいう。

（５）応援消防機関とは、県内応援隊を出動させる又は出動させた消防機関をいう。

（６）県内応援隊とは、被災地に対し、県内各消防機関から参集した応援隊をいう。

（７）中隊とは、第二次応援体制における、消火、救助、救急等の任務単位をいい、中隊長の職には、原則として、県内応援隊長の所属する消防本部の職員をもって充てるものとする。

（８）代表消防機関とは、栃木県内消防機関の代表として、栃木県及び各消防機関との連絡調整、情報交換を行う消防機関をいい、宇都宮市消防局がその任にあたる。ただし、宇都宮市消防局管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は、次の消防本部がこれを代行（以下「代表消防機関代行」という。）するものとする。

適用順序	消防本部名
1	小山市消防本部
2	那須地区消防本部

（９）ブロックとは、県内応援隊の編成、出動等を効率的にするため、栃木県を５つの区域に分けた地区をいう。

(10) 県内各ブロックにおける幹事消防本部及びブロック内消防機関は、次のとおりとする。なお、幹事消防本部管内での災害発生等により、その任務を遂行できない場合は幹事消防本部代行がこれを代行するものとする。

ブロック	幹事消防本部	ブロック内消防機関 （○印は幹事消防本部代行）
中央	宇都宮市消防局	－
南東	小山市消防本部	○石橋地区消防組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
北東	那須地区消防本部	○塩谷広域行政組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部
南西	足利市消防本部	○佐野市消防本部 栃木市消防本部
北西	日光市消防本部	○鹿沼市消防本部

(11) 現地合同調整所とは、災害現場において、関係機関間における情報共有及び活動調整等を

行うための拠点をいう。

（応援体制）

第３　第一次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、当該ブロック内の他の消防機関が応援出動する。ただし、宇都宮市消防局にあっては、北西ブロック幹事消防本部に要請し、当該ブロック内消防機関が応援出動する。

２　第二次応援体制では、被災地消防本部の応援要請に対し、県内の消防機関が応援出動する。

（県内応援隊統括班長及び県内応援隊長の指定）

第４　県内応援隊統括班長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、指揮本部内で県内応援隊の管理を行うため応援参集した班員の長をいい、代表消防機関職員（代表消防機関が任務を遂行できない場合は代表消防機関代行職員とする。以下同じ。）を充てるものとする。

２　県内応援隊長とは、第二次応援体制に基づく応援が決定された場合に、災害現場において県内応援隊の活動の指揮をする者をいい、代表消防機関職員を充てるものとする。

第２章　指揮体制及び情報連絡体制

（指揮系統）

第５　指揮系統については、図１のとおりとする。

２　指揮者は、指揮本部を統括し、被災地の活動隊を指揮するものとする。

３　県内応援隊統括班長は、指揮者の指揮の下で、県内応援隊の管理を行うものとする。

４　県内応援隊長は、指揮者の指揮に基づく、県内応援隊統括班長の管理の下で、当該県内応援隊の活動の指揮を行うものとする。

５　中隊長は、県内応援隊長の管理の下で、小隊の活動を管理するものとする。

６　小隊長は、中隊長の管理の下で、隊員の活動を管理するものとする。

７　第一次応援体制時の県内応援隊は、指揮者の指揮の下又は被災地消防本部指揮隊の指揮の下で消防応援活動を行うものとする。

（情報連絡体制）

第６　栃木県、被災市町、代表消防機関、被災地消防本部及び県内応援隊等は、迅速かつ効率的な広域消防応援活動を実施するため、次により、被害状況、活動状況及び活動の調整等の連絡を行うものとする。連絡窓口は、別表１－１、１－２のとおりとし、応援体制が決定した後、速やかに別記様式１により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

２　第一次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。

（１）被災地消防本部は当該幹事消防本部へ連絡し、当該幹事消防本部は、当該ブロック内消防機関、栃木県及び代表消防機関へ連絡するものとする。

（２）幹事消防本部から連絡を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。

３　第二次応援体制時の連絡系統は次に掲げるとおりとする。

（１）被災地消防本部は、栃木県及び代表消防機関へ連絡し、栃木県は被災地消防本部及び代表消防機関以外の消防機関へ連絡するものとする。

４　情報連絡の手段は、次に掲げるとおりとする。

（１）栃木県、市町、指揮本部、現地指揮所等及び関係機関等間の連絡は、電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、市町防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）とする。

（２）活動中の被災地消防本部及び県内応援隊の各隊長間の連絡は、原則として主運用波１とす

る。（別表２　県内の無線通信運用体制のとおり）

（情報共有）

第７　栃木県、被災地消防本部及び県内応援隊等は、支援情報共有ツールを活用し情報の共有に努めるものとする。

第３章　応援要請

（応援要請準備）

第８　被災地消防本部は、災害の規模等に照らし、他の消防機関の応援要請が予想される場合は、速やかに被害状況をとりまとめ、別記様式１－１、１－２により当該幹事消防本部又は栃木県及び代表消防機関へ要請の準備を行うものとする。なお、第一次応援体制、第二次応援体制の判断は、被災地消防本部の長が行うものとする。

（第一次応援体制に基づく要請）

第９　被災地消防本部は、ブロック内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、被災地の市町長に報告後、幹事消防本部に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により別記様式１－１、１－２を連絡する。

２　応援要請を受けた幹事消防本部は、その旨をブロック内消防機関に連絡し、応援出動の可否等をとりまとめ、その結果を被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関へ報告する。

３　応援消防機関は、被災地消防本部、幹事消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式５により出動隊の報告を行う。

４　出動隊の報告を受けた栃木県は、他ブロック消防機関へ連絡するものとする。

５　第一次応援体制から第二次応援体制に移行する場合は、第 10 の手続きによるものとする。

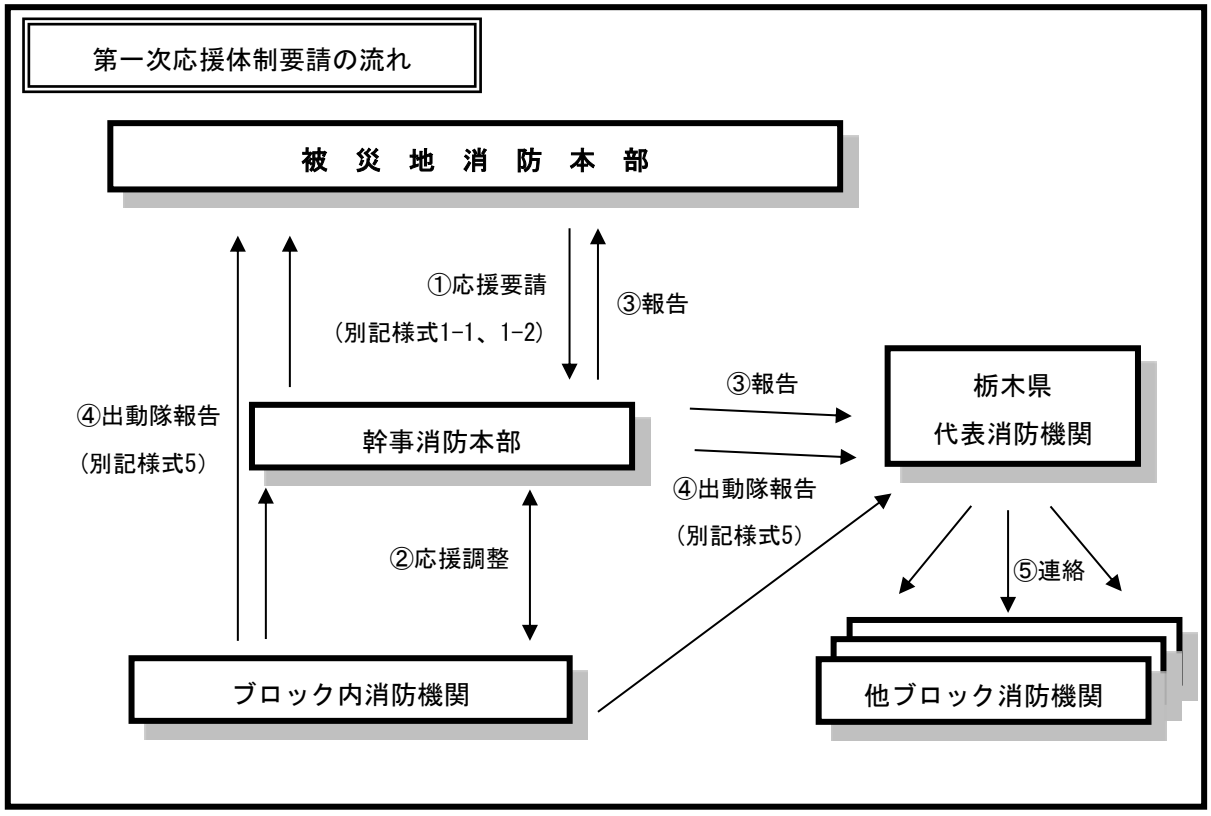

（第二次応援体制に基づく要請）

第 10　被災地消防本部は、県内の消防機関への応援要請が必要と判断した場合は、幹事消防本部及び代表消防機関と調整の上、被災地の市町長に報告後、栃木県及び代表消防機関に対して、直ちに電話により要請するものとし、災害概要及び活動内容等を把握した段階で、ファクシミリにより別記様式１－１、１－２を連絡する。

２　応援要請を受けた栃木県は、県内消防機関に対して、別記様式２により出動可能隊数の報告の求めを行う。

３　県内消防機関は、栃木県に対して、別記様式３により出動可能隊数の報告を行う。

４　栃木県と代表消防機関は、出動隊について調整の上、県内応援隊を編成する。

５　栃木県は、別記様式４により県内応援隊の出動の求めを応援消防機関に対して行い、併せて被災地消防本部へ報告を行う。

６　応援消防機関は、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式５により出動隊の報告を行う。

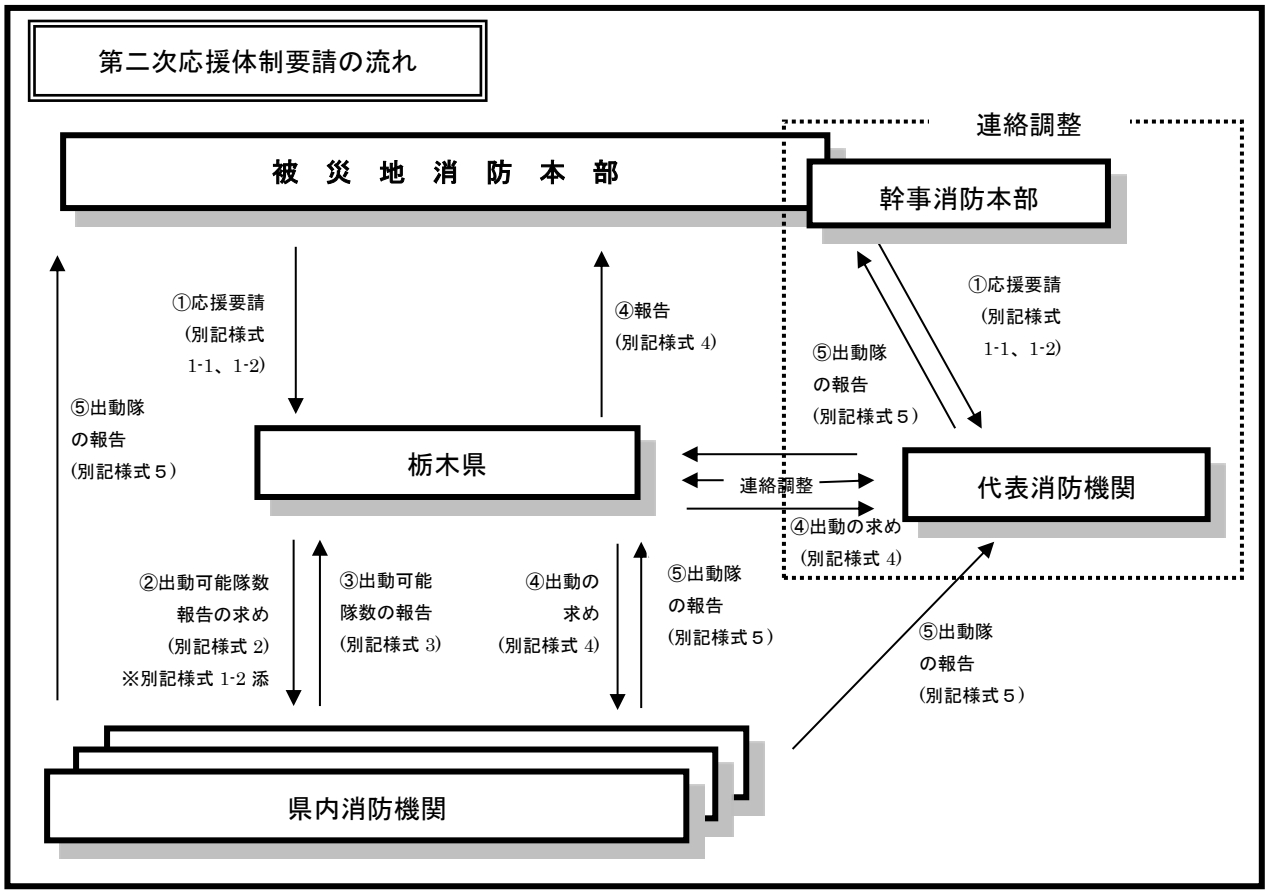

（知事による応援指示）

第11　知事は、被災地との通信断絶等により、連絡手段が取れない場合、又は、栃木県消防防災航空隊による状況調査の結果等により知事が非常事態と認めた場合は、被災地消防本部からの連絡要請を待たずに県内各消防機関に対し、出動可能隊数の調査（別記様式２）を行うものとし、代表消防機関等と協議の上、県内応援隊を編成し、出動を指示するものとする。

２　知事は、県内の被害状況、県内の消防力、被災地市町等の消防力及び県内応援隊の消防力を考慮し、緊急消防援助隊の出動が必要な非常事態と判断した場合は、法第４４条第１項に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

３　緊急消防援助隊の応援要請に係る事項については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるとおりとする。

第４章　受援体制

（指揮本部の設置）

第 12　被災地消防本部は、県内応援隊の応援出動が決定した場合において、同隊を円滑に運用し、災害防御及び人命救助等の消防活動を実施するため、指揮本部を設置するものとする。

なお、指揮本部体制等については、各消防機関受援計画で定めるものとする。

（県内応援隊統括班の設置）

第 13　指揮者は、第二次応援体制に基づく応援が決定した場合は、指揮本部内に県内応援隊統括班を設置し、次に掲げる事務を行うものとする。

（１）県内応援隊の管理及び安全管理に関すること

（２）被害状況及び災害対策等の各種情報の集約、整理及び共有に関すること

（３）緊急消防援助隊出動決定時における応援等支援班の管理に関すること

（４）その他必要な事項に関すること

２　県内応援隊統括班は次に掲げる班員で構成するものとする。

（１）代表消防機関職員（２名）

（２）当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）職員（４名）

（３）代表消防機関及び当該ブロック内消防機関（被災地消防本部を除く）のみでは班員６名を確保できない場合において、代表消防機関代行が班員の不足を補う。

３　県内応援隊統括班に派遣された代表消防機関職員は、県内応援隊統括班長として、県内応援隊統括班を統括するものとする。

（現地合同調整所の設置）

第 14　指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、栃木県ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置するものとする。

（任務付与及び情報提供）

第 15　指揮者は、指揮本部に到着した県内応援隊統括班長より県内応援隊の進出状況等の報告を受け、次に掲げる事項について任務付与及び情報提供をするものとする。

（１）災害の現況

（２）活動場所及び任務

（３）活動中の隊名、部隊数、現場指揮隊長名

（４）活動方針

（５）使用無線系統

（６）安全管理上の注意事項

（７）その他必要な事項

（市町災害対策本部への派遣）

第 16　指揮本部は、市町に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、当該市町災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

（県災害対策本部への派遣）

第 17　指揮本部及び代表消防機関は、県に設置された災害対策本部と緊密な連携を図るため、県災害対策本部へ職員を派遣するものとする。

（県内応援隊の進出拠点）

第 18　県内応援隊の活動及び集結等のための進出拠点は、次に掲げる事項を考慮し別表３のとおりとする。

（１）地理的条件の良い幹線道路の近接場所

（２）多数の隊が集結できる場所

（３）避難所と異なる場所

（４）その他進出拠点として適当と思われる場所

２　指揮本部は、必要に応じ進出拠点を設置するものとする。

（誘導員の配置）

第 19　指揮本部は、県内応援隊の誘導員を必要に応じて確保するものとする。

（その他）

第 20　医療機関の所在は、別表４のとおりとする。

２　各消防機関等は、消防活動上必要な地図を事前に整備するものとする。

第５章　応援等出動

（応援準備）

第 21　応援消防機関は、大規模災害等の発生を覚知した場合、あらかじめ定めた部隊編成等に基づき、次の事項について検討を行うものとする。

（１）応援出動の可否

（２）対応可能な災害種別

（３）応援必要資機材

（４）残留消防力

（５）その他必要な事項

（県内応援隊統括班員の派遣）

第 22　県内応援隊の応援出動が決定した場合は、第 13 第２項に定める該当消防本部は、指揮本部へ県内応援隊統括班員を派遣するものとする。

２　県内応援隊統括班は、県内応援隊及び関係機関と連絡を取り、効率的な活動を行うため、携帯無線機等の通信機器を持参するものとする。

３　県内応援隊統括班に派遣する職員については、各消防機関で事前に指名しておくものとする。

（県内応援隊の部隊編成）

第 23　県内応援隊の第一次第二次別の部隊編成は、ブロック内消防機関間で協議の上、あらかじめ定めるものとし、栃木県及び代表消防機関に報告するものとする。

（応援活動のための資機材）

第 24　県内応援活動に備え、各消防機関は保有資機材の状況を明らかにするとともに、その整備に努めるものとする。

（県内応援隊の応援出動）

第 25　県内応援隊の応援出動が決定した場合、応援消防機関は、次に掲げる事項について確認し、速やかに出動するものとする。

（１）被災地の被害状況

（２）活動地域及び任務

（３）災害対応に必要な資機材

（４）活動拠点及び出動ルート

（現場到着報告）

第 26　県内応援隊長は、現地到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について現場指揮隊長及び県内応援隊統括班長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

（１）災害の現況

（２）活動場所及び任務

（３）活動中の隊名、隊数

（４）活動方針

（５）使用無線系統

（６）安全管理上の注意事項

（７）その他活動上必要な事項

２　県内応援隊は、現地到着後、隊名、規模及び保有資機材等について、県内応援隊長に対して報告するとともに、前項の事項について情報を共有するものとする。

（応援の期間）

第 27　応援の期間は、各消防機関からの出動時から帰署（所）までの間とする。

（応援の中断）

第 28　応援消防機関の事情等で県内応援隊の派遣を中止しなければならない特別な事由が生じた場合、応援消防機関は、指揮者及び県内応援隊統括班長に連絡の上、応援を中断することができる。

第６章　後方支援活動

（後方支援体制）

第 29　指揮者は、第二次応援体制時において、県内応援隊の活動が長期化し後方支援活動が必要と判断した場合は、県内応援隊統括班長と協議の上、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制を構築するものとする。

２　栃木県及び県内消防機関は、後方支援体制の整備のため相互協力に努めるものとする。

（後方支援活動拠点）

第 30　後方支援活動拠点は別表５のとおりとする。

２　指揮本部は、栃木県及び代表消防機関と協議の上、必要に応じ後方支援活動拠点を設置するものとする。

（後方支援隊の任務）

第 31　後方支援隊は、県内応援隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

（１）後方支援場所の設置及び維持

（２）物資の調達及び搬送

（３）車両及び資機材の保守管理

（４）交代要員の搬送

（５）活動の記録

（６）その他必要な事項

（県内応援隊の交代）

第 32　応援消防機関は、県内応援隊の活動が長期化した場合、応援消防機関ごとに出動隊の活

動期間を決定し、交代要員を派遣するものとする。

２　応援消防機関は、出動隊の交代要員を派遣した場合、被災地消防本部、栃木県及び代表消防機関に対して、別記様式５により出動隊の報告を行うものとする。

第７章　活動終了

（県内応援隊引揚げの決定）

第 33　第一次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

（１）指揮者は、現地指揮所等からの活動報告を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。

（２）指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、第６の方法により関係機関へ連絡するものとする。

２　第二次応援体制における県内応援隊引揚げの決定は次のとおりとする。

（１）指揮者は、現地指揮所等及び県内応援隊長からの活動報告、県内応援隊統括班長との調整の結果等を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断するものとする。

（２）指揮者は、県内応援隊引揚げの決定をした場合、県内応援隊統括班長を経由し、各県内応援隊へ連絡するとともに、第６の方法により関係機関へ連絡をするものとする。

（活動終了報告）

第 34　第一次応援体制に基づき参集した県内応援隊は、県内応援隊引揚げの決定がされた場合、次に掲げる事項を現地指揮所等へ報告の上、被災地から引揚げるものとし、報告を受けた現地指揮所等は、指揮者へ報告するものとする。

（１）活動概要（場所、時間、隊数等）

（２）活動中の異常の有無

（３）隊員の負傷の有無

（４）車両、資機材等の損傷の有無

（５）その他必要な事項

２　第二次応援体制に基づき参集した県内応援隊長は、県内応援隊の引揚げが決定された場合、当該県内応援隊について、前項に掲げる事項を県内応援隊統括班長へ報告し、被災地から引揚げるものとし、報告を受けた県内応援隊統括班長は、指揮者へ報告するものとする。

（帰署（所）報告）

第 35　県内応援隊が帰署（所）した場合、当該隊の属する消防機関は、次に掲げる機関へ、速やかにその旨を報告するものとする。

（１）第一次応援体制　栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部

（２）第二次応援体制　栃木県及び代表消防機関

（活動結果報告）

第 36　出動した県内応援隊の属する消防機関は、別記様式６により活動結果報告を次に掲げる機関へ報告するものとする。

（１）第一次応援体制　栃木県、代表消防機関及び幹事消防本部

（２）第二次応援体制　栃木県及び代表消防機関

第８章　その他

（消防応援等連絡会議の実施）

第 37　栃木県は、消防の応援及び受援体制の円滑な推進を図るため、県内消防機関及び関係機関等と消防応援等連絡会議を開催するものとする。

（訓練）

第 38　栃木県及び代表消防機関は、第一次応援体制及び第二次応援体制の迅速かつ円滑な運用を図るため、情報伝達、県内応援隊編成及び指揮運用等について訓練を実施するものとする。

（経費の負担）

第 39　応援に要した費用は、協定書第７条に定める経費の負担とする。

附　則　　この計画は、平成３０年４月１日から施行する。

○応援協定締結一覧

番号	協定名	協定者氏名	協定年月日
1	消防相互応援協定	矢板市消防団、塩原町、塩原町消防団、塩谷町、塩谷町消防団、氏家町、氏家町消防団、高根沢町、高根沢町消防団、喜連川町、喜連川町消防団	S43.8.15
2	**サイレン制御無線局設置管理に関する協定**	**塩谷広域行政組合**	S57.12.7
3	**消防水利標識に関する協定**	**消火栓標識株式会社**	**S63.7.7**
4	災害時における市町村相互応援に関する協定	栃木県 県内市町	H8.7.30
5	栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定	栃木県	H8.12.25
6	**公益社団法人日本水道協会関東地方支部相互応援に関する協定**	**公益社団法人日本水道協会**	**H10.4.30**
7	笠間市・矢板市災害時相互応援協定	笠間市	H18.5.24
8	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H21.5.8
9	災害時における被害情報の提供に関する協定	宇都宮ヘリコプター倶楽部	H22.9.14
10	塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定	さくら市、塩谷町、高根沢町、さくら警察署、矢板警察署、塩谷広域行政組合消防本部、栃木県建設業協会塩谷支部	H24.2.2
11	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H24.3.16
12	災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局長	H24.6.11
~~8~~13	災害時における防災相互支援に関する協定	第二農場行政区 八汐苑	H27.8.1
14	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	株式会社伊藤園	H25.3.27

15	さくら市総合公園の広域防災拠点としての利用に関する協定	さくら市、塩谷町、高根沢町、塩谷広域行政組合	H25.10.21
16	災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定	とちぎコープ生活協同組合	H26.1.22
17	矢板市同報系行政無線の無線局設置等に関する協定	塩谷広域行政組合	H26.4.1
18	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送	H26.9.1
19	災害時等における防災相互支援に関する協定	学校法人矢板中央高等学校 栃木県立矢板東高等学校・付属中学校	H27.2.2
20	災害時における防災相互支援に関する協定	平野行政区、八汐苑	H27.8.1
21	災害時における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	H27.8.6
22	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人たかはら学園	H27.8.13
23	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人普照会	H27.8.18
24	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	八汐苑	H27.8.31
25	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ともいき会	H27.9.1
26	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社栃木総支社	H27.11.1
27	非常時における医療用水の緊急給水に関する協定書	国際医療福祉大学塩谷病院	H28.3.1
28	特定接種の接種体制に関する覚書	国際医療福祉大学塩谷病院	H28.11.21
29	災害救助法・住宅の応急修理制度に係る連携・協力体制の運用開始について	栃木県住宅課	H29.3.30
30	災害対策型自販機設置（郷土資料館）	株式会社伊藤園那須支店	H29.4.3
31	矢板市と矢板市内郵便局との地域における協力に関する協定	日本郵便株式会社 矢板郵便局、日本郵便株式会社 泉郵便局、日本郵便株式会社 矢板本町郵便局、日本郵便株式会社 片岡郵便局	H29.4.18
32	矢板市と作新学院大学との地方創生の推進に関する協定	作新学院大学	H29.4.21
33	災害時における物資等の緊急輸送業務及び応急対策業務に関する協定	栃木県トラック協会　塩那支部矢板地区協議会	H29.4.27
34	大規模災害時における支援協力に関する協定	矢板市退職者親和会、社会福祉法人矢板市社会福祉協議会	H29.8.1
35	原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定	栃木県大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町、茨城県常陸大宮市	H29.9.28

36	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29.10.5
37～41	災害時における福祉避難所に関する協定	医療法人社団為王会、ニチイケアセンター矢板、有限会社マイホームコリーナ、株式会社 TLC、医療法人社団湘風会	H29.10.20
42	**大規模災害発生時における代替施設利用に関する協定**	**矢板警察署**	**H30.11.1**
43	**災害時における災害応援対策の協力に関する協定**	**全建総連栃木県建設労働組合矢板支部**	**H30.11.20**
44	**災害に係る情報発信等に関する協定**	**ヤフー株式会社**	**H31.1.15**
45	災害時における防災活動相互支援等に関する協定	特定非営利活動法人 たかはら那須スポーツクラブ	H31.4.1
46	矢板市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との包括連携協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	R1.9.20
47	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定	矢板市管工事組合	R1.11.7
48	災害時における防災活動相互支援等に関する協定	株式会社グリーンヘリテージ	R2.2.17
49	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	株式会社デベロップ	R2.7.7
50	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	R2.9.1
51	災害時等における施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	R3.12.10
52	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ベイシア	R4.3.18
53～54	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	株式会社クリーン矢板、有限会社塩谷環境整美	R4.4.15
55	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人　矢板市社会福祉協議会	R4.5.20
56	災害時における物資調達に関する協定	王子コンテナー株式会社　宇都宮工場	R4.6.9
57	買い物支援・地域見守りと災害時物資供給に関する包括連携協定	矢板市社会福祉協議会、株式会社ビッグワン、株式会社ダイユー	R4.11.11
58	災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定	南東北福山通運株式会社	R5.3.17
59	**無人航空機による応急対策活動に関する協定**	**HCC ソフト株式会社**	**R6.6.14**
60	**災害時における被災者相談業務の実施に関する協定**	**栃木県司法書士会**	**R6.10.22**
61	**災害時等における電力供給に関する協定**	**金精川水力発電所合同会社**	**R6.11.15**
62	**矢板市と栃木県ＬＰガス協会矢板支部との包括的連携に関する協定**	**栃木県ＬＰガス協会矢板支部**	**R7.1.24**

63	株式会社壱番屋と矢板市との包括連携協定	株式会社壱番屋	R7.3.21
64	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	R7.4.17
65	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	R7.4.17
66	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	栃木県葬祭事業協同組合	R7.6.20
67	災害時における相互応援に関する協定	高萩市	R7.10.7
68	災害時における建築物の応急対策業務の応援協力に関する協定	一般社団法人栃木県建築士会	R7.7.18
69	災害時及び感染症まん延時における防疫活動に関する協定	エヅリン、Blissful Time、イージーライン	R7.7.28
70	災害時における施設等の利用に関する協定	認定こども園すみれ幼稚園	R7.10.17
71	矢板市における空家等対策に関する協定	矢板警察署	R7.10.17
72	災害時における支援協力に関する協定	エリエールプロダクト㈱	R7.11.14
73	災害時等における物資供給に関する協定	プラス㈱、㈱マルヤ	R7.12.12
74	矢板市と株式会社 LIFULL ArchiTech による包括連携協定	株式会社 LIFULL ArchiTech	R8.1.23
75	災害時の医療救護活動に関する協定	公益社団法人栃木県柔道整復師会	R8.2.13

第３章　災害応急対策

【活動体制関係】

〇矢板市災害対策本部条例　　昭和 37 年 12 月 24 日条例第 23 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、矢板市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則　　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 10 年条例第 31 号）　　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年条例第 30 号）　　この条例は、公布の日から施行する。

○矢板市災害対策本部組織図（令和７年４月）

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、危機管理監

	（本部員・部長）	（副部長）		
危機対策・総務部	市民生活部長 総務部長 議会事務局長	総務人事課長 選監事務局長 財政課長 税務課長 出納室長	危機対策班長	生活環境課長補佐
			総務班長	総務人事課長補佐
			議会班長	議会事務局長補佐
			管財班長	財政課（管財庁舎整備室長）
			税務班長	税務課長補佐
			財政班長	財政課長補佐
			会計班長	出納室長補佐
			環境対策班長	生活環境課 GL（生活業務）
情報部	総合政策部長	秘書広報課長	情報班長	総合政策課長補佐
			広報班長	秘書広報課長補佐
民生部	健康福祉部長	社会福祉課長 幸齢課長 こども課長 健康増進課長 市民課長 泉保育所長	福祉高齢班長	社会福祉課長補佐
			児童福祉班長	こども課長補佐
			医療救護班長	健康増進課長補佐
経済部	経済部長	農林課長	農林班長	農林課長補佐
			商工観光班長	商工観光課長補佐
土木部	建設部長	建設課長 都市整備課長 地籍調査課長	土木班長	建設課長補佐
			建築班長	建設課 GL（管理住宅）
			都市整備班長	都市整備課長補佐
上下水道部	上下水道事務所長	下水道課長	給水班長	水道課長補佐
			下水道班長	下水課長補佐
教育部	教育部長	生涯学習課長	学校教育班長	教育総務課長補佐
			生涯学習班長	生涯学習課長補佐
消防部	消防署長	消防副署長	消防班長	消防副署長

	消防団長		消防団副団長		各分団長

○災害対策本部設置時における各部各班の事務分掌　　令和７年４月現在

本部長	市　長
副本部長	副市長、教育長、危機管理監

部　名	本部員	班　名	担当課
危機対策・総務部	市民生活部長 総務部長 議会事務局長	危機対策班	生活環境課（企画・危機対策）
		総務班	総務人事課、選監事務局
		議会班	議会事務局
		管財班	財政課（管財庁舎整備室）
		税務班	税務課
		財政班	財政課（財政）
		会計班	出納室
		環境対策班	生活環境課（生活業務）
情報部	総合政策部長	情報班	総合政策課
		広報班	秘書広報課
民生部	健康福祉部長	福祉高齢班	社会福祉課（※）、幸齢課（※）、市民課
		医療救護班	健康増進課､健康福祉部(保健師)
		児童福祉班	こども課（※）、泉保育所
経済部	経済部長	農林班	農林課
		商工観光班	商工観光課
土木部	建設部長	土木班	建設課（建設、維持）、地籍調査課
		建築班	建設課（管理住宅）
		都市整備班	都市整備課
上下水道部	上下水道事務所長	給水班	水道課
		下水道班	下水道課
教育部	教育部長	学校教育班	教育総務課、各小中学校
		生涯学習班	生涯学習課、矢板公民館、泉公民館、片岡公民館
消防部	消防署長	消防班	消防署
	消防団長		消防団

（※）災害対策本部設置時、保健師は「医療救護班」に属する。

1　共通事項

区　　分	事　　務　　分　　掌
組織運営に関する事務	所属職員の動員、安否確認及び報告に関すること。 各部、各班の設置に関すること。 職員の地区支部等派遣に関すること。 職員の他部・班への応援に関すること（但し、部内を優先する）。（※） （※）災害対策本部を設置しない場合でも、避難所を設置する場合、対象課は、避難所運営への応援派遣に協力をすること。
事務執行に係わる事務	所管業務に係わる施設、団体等の被害調査、報告、応援対策及び記録に関すること。 班別事務分掌に定める事項に関すること。 所管施設への避難者の受入れ及び支援に関すること。 他地方公共団体等への応援職員の要望及び受入れに関すること。 災害復旧事業に関すること。 その他市長が特に必要と認めること。

２　班別事務分掌

危機対策・総務部（本部員：総務部長・生活環境課長）

班名	担当課	事　　務　　分　　掌
危機対策班	生活環境課（企画・危機対策担当）	災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 災害警戒本部会議、災害対策本部会議の運営に関すること。 災害救助法の適用判断に関すること。 災害救助法に基づく実施計画に関すること。 災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 災害応急対策活動の総括及び総合調整に関すること。 避難指示等の指示総括に関すること。 災害対策本部内の連絡調整に関すること。 災害（被害）に関する情報の収集、報告に関すること。 災害対応対策の取りまとめ、伝達、報告に関すること。 非常配備体制確立の指示、伝達に関すること。 地震・気象情報の収集・伝達に関すること。 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 自衛隊派遣等の応援要請並びに活動調整に関すること。 消防機関及び警察署等防災関係機関との連絡調整の総括に関すること。 国、県及び他市町への応援要請及び連絡調整に関すること。 災害対策本部の機器（無線機器含む）に関すること。 災害対策本部会議の資料作成に関すること。 被災地調査視察の日程調整に関すること。 防災会議に関すること。 部内各班の支援に関すること。 放射性物質汚染対策の総括に関すること。 放射性物質除染対策の総括に関すること。 放射線測定及び結果の公表に関すること。 放射線測定器の管理に関すること。 防犯に関すること。

総務班	総務人事課 選監事務局	本部員との連絡調整に関すること。 部内における災害応急対応の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 災害対応業務の所管調整に関すること。 民間団体に対する協力要請に関すること。 応援部隊の受入れ及び連絡、後方支援に関すること。 職員の動員・配備に関すること（各部・班間の職員の支援調整含む。）。 他の地方公共団体からの応援職員の配備に関すること。 災害対応に係わる人事異動に関すること。 災害時における政策法務に関すること。 災害関係文書の受理、配布に関すること。 職員の食料、休息、仮眠及び厚生に関すること。 職員のり災状況の把握及びその家族の安否確認に関すること。 職員の生活支援に関すること。 他の地方公共団体等からの応援職員の宿泊、厚生に関すること。 電話等による問い合わせ、要望、相談に関すること。 他の主管に属さないものに関すること。 部内各班の支援に関すること。
議会班	議会事務局	議員との連絡調整に関すること。 臨時議会に関すること。 議員の災害調査に関すること。 部内各班の支援に関すること。
財政班	財政課（財政担当）	災害応急対策予算の編成及び資金の運用計画に関すること。 災害応急対策経費の歳入歳出事務基準に関すること。 災害復旧予算に関する国及び県との連絡調整に関すること。 部内各班の支援に関すること。
管財班	財政課（管財庁舎整備室）	公有財産の被害調査及び応急対策の総括に関すること。 庁舎の電気・通信・衛生設備の応急対策に関すること。 臨時優先電話の応急仮設に関すること。 公有財産の緊急使用許可に関すること。 災害応急対策のための土地の収用及び借上げ等に関すること。 公用車の集中管理に関すること。 公用車の燃料調達に関すること。 緊急輸送車両の許可申請及び配車計画に関すること。 被災者等の緊急輸送バス等に関すること。 災害協定民間車両の手配に関すること。 緊急物品等の調達契約、配送計画に関すること。 協定業者からの調達可能在庫量の把握に関すること。 その他本部の事務に必要な施設の整備に関すること。 部内各班の支援に関すること。
税務班	税務課	被害調査の調整及び被害集計等の総括に関すること。 災害り災者調査の総括に関すること。 り災証明発行業務の総括に関すること（災害救助法適用時）。 他の地方公共団体からの被災調査の支援に関すること。 部内各班の支援に関すること。

会計班	出納室	災害応急対策に伴う出納の総括に関すること。 義援金・支援金の受付口座の開設及び一時保管の総括に関すること（収受・記録・管理・集計・支給・礼状発送)。 災害応急対策に伴う会計の収支に関すること。 部内各班の支援に関すること。
環境対策班	生活環境課（生活業務担当）	災害環境対策の指導に関すること。 衛生化学検査及び微生物検査に関すること。 災害廃棄物処理の総括に関すること。 一時集積場所の確保、瓦礫等の運搬に関すること。 生活ゴミ及びし尿の収集、運搬及び処理の総合計画の企画立案に関すること。 産業廃棄物処理業者及び清掃業者等関係団体との連絡調整に関すること。 部内各班の支援に関すること。 産業廃棄物の適正処理指導に関すること。 特別管理産業廃棄物質の取扱い施設の情報収集、提供及び指導に関すること。 災害廃棄物等の不法廃棄行為の監視及び不法処理対策に関すること。 所管車両の保全に関すること。 し尿の処理に関すること。 ペット動物の救護指導に関すること。 防疫活動に関すること。 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。 災害時の生活相談に関すること（消費生活センター)。 交通情報の収集及び情報提供に関すること。 交通安全保持に関すること。 緊急交通対策に関すること。 交通関係機関との連絡調整に関すること。 部内各班の支援に関すること。

情報部（本部員：総合政策部長）

班名	担当課	事　　務　　分　　掌
情報班	総合政策課	本部員との連絡調整に関すること。 部内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 災害情報の総括に関すること。 災害情報の受信に関すること。 災害情報の分析及び資料の作成に関すること。 災害情報の整理・加工に関すること。 各部からの災害情報受付と取りまとめに関すること。 対策本部からの災害情報発信及び指示に関すること。 復旧・復興基本計画の総合調整に関すること。 情報電算システムの保守管理に関すること。 災害時の情報ネットワークシステムの非常時運用、管理に関すること。 部内各班の支援に関すること。
広報班	秘書広報課	広報やいた、広報車両及びインターネット等による災害情報の配信に関すること。 各種情報（避難指示及び警戒区域、気象災害情報等）の市民への提供に関すること（安否情報は除く。）。 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 災害警戒記録（写真、ビデオ等）の作成、保存に関すること。 本部長、副本部長の秘書に関すること。 本部長、副本部長の現地（災害地）視察に関すること。 儀礼に関すること。 義援物資・支援物資の受付口座の開設及び一時保管の総括に関すること（収受・記録・管理・集計・支給・礼状発送）。 部内各班の支援に関すること。

民生部（本部員：健康福祉部長）

班名	担当課	事　　務　　分　　掌
福祉高齢班	社会福祉課(※) 幸齢課(※) 市民課 (※)保健師は医療救護班	本部員との連絡調整に関すること。 部内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 応援救助経費の予算執行に関すること。 社会福祉協議会及び社会福祉法人等との連絡調整に関すること。 社会福祉施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 各種社会福祉施設利用者の安否確認に関すること（各施設管理者)。 ボランティア活動センターの立ち上げ支援に関すること。 日本赤十字社に関すること。 合同慰霊祭に関すること。 遺体処理対策の総括に関すること。 遺体の埋火葬に関すること。 生活保護法対策の総括に関すること。 避難所の設置、開設及び運営管理に関すること。 避難所への避難行動要支援者の収容及び支援業務に関すること。 避難所への被災者の収容及び支援業務に関すること。 被災者の入浴、洗濯機の調達及び設置、管理に関すること。 被災地における要配慮者対策の総括に関すること。 障がい者福祉施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 災害時の障がい者への応急処置及び生活相談に関すること。 障がい者福祉施設との連絡及び総合調整に関すること。 避難所等における心身障がい者の相談に関すること。 障がい者福祉施設利用者の安否確認に関すること。 老人福祉施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 災害時の高齢者への応急措置及び生活相談に関すること。 老人福祉施設との連絡及び総合調整に関すること。 老人福祉施設利用者の安否確認に関すること。 要配慮者の福祉避難所への移動に関すること。 災害用食料物資、衣料、生活必需品の確保に関すること。 炊き出し等に関すること。 介護保険サービスに係わる総合調整に関すること。 介護保険施設及び居宅介護サービス事務所の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 救援物資の受入れ・給付の総括に関すること（収受・記録・管理・集計・支給・礼状発送)。 被災障がい者及び被災高齢者への物資の配布に関すること。 福祉事務所の支援に関すること。 年金事務所との連絡調整に関すること。 災害時の国民年金関係事務に関すること。 部内各班の支援に関すること。

医療救護班	健康増進課 健康福祉部（保健師）	医療救護本部の開設、運営に関すること。 医療救護対策の総合調整及び総括に関すること。 県、医師会、各医療機関との連絡調整に関すること。 重症患者広域搬送の応急対策調整に関すること。 応援医師団等の受入れ及び連絡調整に関すること。 他の地方公共団体等との医療支援の連絡調整に関すること。 医療機関の被害状況調査に関すること。 医療ボランティアの受入れ、調整に関すること。 被災地における感染症予防の総括に関すること。 被災者の保健対策・精神保健に関すること。 被災者の心のケアに関すること。 被災患者の調査統計に関すること。 感染症に関すること。 部内各班の支援に関すること。
児童福祉班	こども課(※) 泉保育所 (※)保健師は医療救護班	児童福祉法対策の総括に関すること。 児童福祉施設等の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 児童福祉施設等入所者及び利用者の安否確認に関すること。 保育施設等の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 災害時の保育対策（一部休止及び再開、応急保育等）に関すること。 保育所等入所児童の安否確認に関すること。 被災児童の保護に関すること。 災害時要援護者の保育所での避難生活の支援に関すること。 避難所における児童等の相談の総括に関すること。 部内各班の支援に関すること。

経済部（本部員：経済部長）

班名	担当課	事　　務　　分　　掌
農林班	農林課	本部員との連絡調整に関すること。 部内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 農業振興事務所、農業協同組合等との連絡調整に関すること。 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 家畜、畜産施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 被災農家の災害融資に関すること。 被災農家の営農指導に関すること。 地場産業の復旧支援に関すること。 応急農作物の種苗及び家畜飼料の補給に関すること。 中山間地の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 森林管理事務所及び森林組合等との連絡調整に関すること。 山林及び治山・林道施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 林産物及び林産施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 被災林家の災害融資に関すること。 復旧資材調達に関すること。 部内各班の支援に関すること
商工観光班	商工観光課	県、商工会及び商工業関係団体との連絡調整に関すること。 中小企業に対する金融支援及び相談に関すること。 産業復興計画に関すること。 被災者の雇用対策に関すること。 所管施設及び市内主要観光施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 地場産業の復旧支援に関すること。 観光客の避難等に関すること。 外国人に対する相談、情報提供及び援助に関すること。 商業・観光及び工業の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 商業・観光・工業諸団体及び労働関係機関との連絡調整に関すること。 被害商工業者の災害融資に関すること。 部内各班の支援に関すること。

土木部（本部員：建設部長）

班名	担当課	事　　務　　分　　掌
土木班	建設課（建設担当、維持担当） 地籍調査課	本部員との連絡調整に関すること。 部内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 災害応急対策の総括に関すること。 所管の公共土木施設復旧計画の総括に関すること。 道路及び橋りょうの被害調査、障害物除去及び災害応急対策の総括に関すること。 他の地方公共団体等所管の道路及び土木施設の情報の収集に関すること。 応急資機材の確保及び保管に関すること。 災害対策に必要な土木事業者等との連絡調整に関すること。 災害応急対策工事に係わる工事検査に関すること。 他の地方公共団体及び関係団体からの土木関係支援の総括に関すること。 水防対策全般に関すること。 管理河川及び河川関連施設の被害調査、障害物除去及び災害応急対策の総括に関すること。 管理河川及び河川関連施設における水位の監視に関すること。 急傾斜地関係の被害把握に関すること。 管理道路及び道路関連施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 県土木事務所との連絡調整に関すること。 避難路の確保に関すること。 交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関すること。 部内各班の支援に関すること。
建築班	建設課（管理住宅担当）	所管する建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の総括に関すること。 所管する建築物の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 所管する建築物の応急危険度判定に関すること。 建築物の耐震対策に関すること。 被災住宅の支援措置に関すること。 被害住宅復興資金（利子補給）に関すること。 応急仮設住宅の建設工事及び住宅の応急修理に関すること。 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支援に関すること。 建築、建設関係業者との連絡調整に関すること。 民間建築物及び宅地の応急補強対策及び屋内安全対策の市民相談に関すること。 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支援の受入れに関すること。 市営住宅の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 市営住宅の応急危険度判定に関すること。 市営住宅の緊急入居計画に関すること。 市営住宅の入居者の相談に関すること。 災害対策のための労務提供に関すること。 部内各班の支援に関すること。

都市整備班	都市整備課	都市施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 市街地の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 都市復旧・復興基本計画に関すること。 所管する区画整理事業地区内街路等の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 公園施設の被害調査、報告及び災害応急対策に関すること。 広域避難地（公園）の使用調整に関すること。 公園施設の応急利用（避難所の設置等）に関すること。 部内各班の支援に関すること。

上下水道部（本部員：上下水道事務所長）

班名	担当課	事　　務　　分　　掌
給水班	水道課	本部員との連絡調整に関すること。 部内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 各班の従事職員の支援調整に関すること。 飲料水の確保及び応急給水の総括に関すること。 応急給水計画の作成に関すること。 給水工事指定工事業者との連絡調整に関すること。 他の地方公共団体等からの給水支援の総括に関すること。 水道施設の被害調査、報告及び災害応急対策の総括に関すること。 水道施設の災害復旧計画に関すること。 水道事業に係わる災害広報の総括に関すること。 復旧資機材の調達に関すること。 仮設給水設備の施工に関すること。 上水道水源の確保に関すること。 飲料水の水質管理に関すること。 部内各班の支援に関すること。
下水道班	下水道課	下水道施設の被害調査、報告及び災害応急対策の総括に関すること。 下水道施設の災害復旧計画に関すること。 下水道普及地域における被災地区の下水道使用禁止等の広報に関すること。 他の地方公共団体等への下水道支援の要請に関すること。 排水設備指定工事業者との連絡調整に関すること。 仮設（簡易）トイレの調達及び設置、管理に関すること。 復旧資機材の調達に関すること。 部内各班の支援に関すること。

教育部（本部員：教育部長）

班名	担当課	事　　務　　分　　掌
学校教育班	教育総務課 各小中学校	本部員との連絡調整に関すること。 部内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 各班の従事職員の支援調整に関すること。 教育委員との連絡調整に関すること。 他の地方公共団体への応援職員の要請、従事業務に関すること。 学校教職員の動員に関すること。 学校教職員の配備に関すること。 学校教職員の支援調整に関すること。 学校教職員及びその家族の安否確認に関すること。 学校教職員の生活支援に関すること。 学校施設の被害調査、報告及び災害応急対策の総括に関すること。 応急教育実施施設の確保に関すること。 学校施設の災害復旧計画に関すること。 教育備品の被害調査、報告及び災害応急対策の総括に関すること。 被災児童及び生徒への教育対策、学用品の調達給与に関すること。 児童及び生徒の安全対策の総括に関すること。 児童、生徒の安否確認及び保護者への引渡しに関すること。 学校の教育再開（応急教育計画）に関すること。 学校の保健衛生に関すること。 災害時の学校給食に関すること。 調理員、共同調理場及び調理室を活用した応急炊き出しに関すること。 非常食料の応急炊き出しに関すること。 応急食料品の搬送に関すること。 避難所となる所管施設の管理に関すること。 各種施設利用者の安否確認に関すること（各種施設管理者）。 被災者の収容及び支援業務に関すること（避難所）。 部内各班の支援に関すること。
生涯学習班	生涯学習課 矢板公民館 泉公民館 片岡公民館	各種施設利用者の安否確認に関すること（各種施設管理者）。 被災者の収容及び支援業務に関すること（避難所）。 社会教育施設及び指定文化財等の被害調査、報告及び災害応急対策の総括に関すること。 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 災害活動に協力する生涯学習関係団体（婦人会等）との連絡調整に関すること。 避難所となる所管施設の管理に関すること。 避難所開設への支援に関すること。 義援物資の受入れ場所（市体育館）に関すること。 部内各班の支援に関すること。

消防部（本部員：消防署長・消防団長）

班名	担当課	事　　務　　分　　掌
消防班	消防署 消防団	消防車両、消防機械器具等の保管、運用に関すること。 災害の警戒、防御活動に関すること。 救護を要する者の搬送に関すること。 相互援護協力に関すること。 他市町消防隊の受入れに関すること。 他の地方公共団体等からの消防支援の総括に関すること。 団員の動員及び総括に関すること。 消防活動（消防団活動を含む。）及び救助活動に関すること。 消防関係情報の収集及び伝達に関すること。 土砂災害危険個所、河川等の監視警戒に関すること。 防災対策に関すること。 避難対象地域の避難指示及び警戒区域、気象災害情報等の市民への周知に関すること。 水防対策に関すること。 建築物の耐火対策に関すること。 被害情報の収集、報告に関すること。 災害広報に関すること。 遺体の捜索に関すること。 その他災害出動に関すること。 部内各班の支援に関すること。

○災害対策本部職員の証票等

（１）本部長腕章

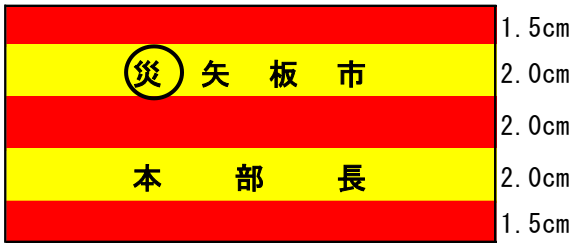

（２）副本部長腕章

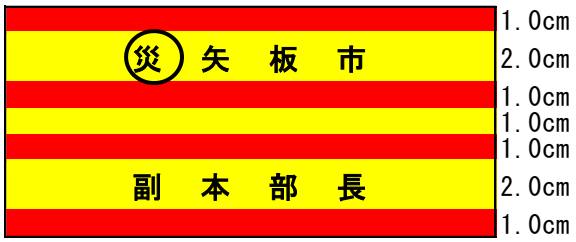

（３）本部部長腕章

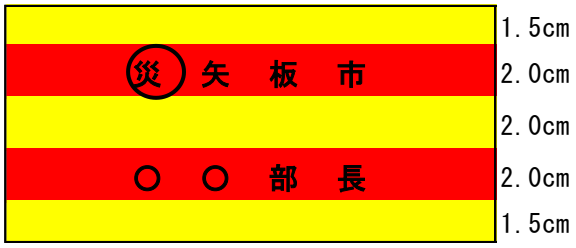

（４）本部班長腕章

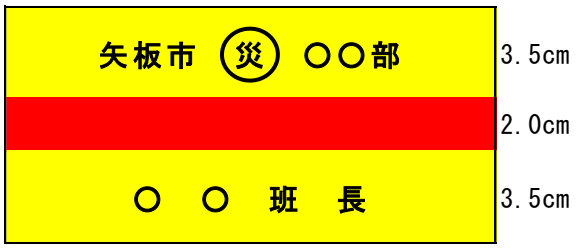

（５）本部班員腕章

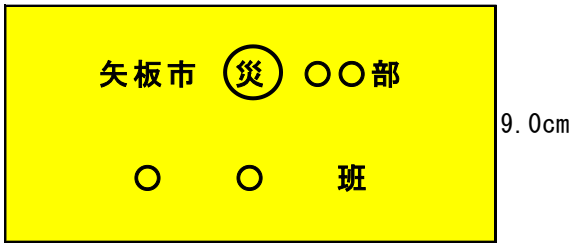

（６）本部連絡員腕章

（７）班連絡員腕章

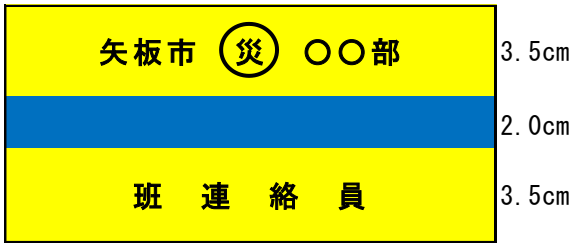

標　旗

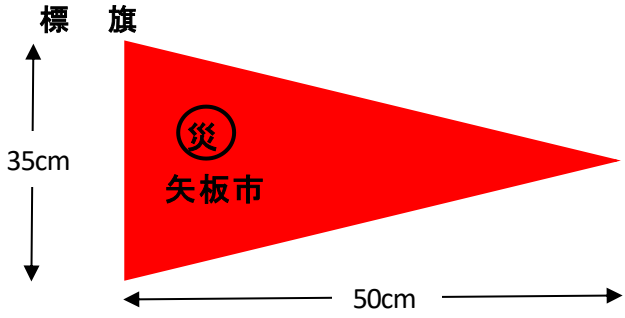

※　腕章の色調

地色・・・黄

文字・・・黒

線・・・・赤（ただし、各連絡員は青）

※　標旗の色調

地色・・・赤

文字・・・黒

〇災害警戒本部要領

（目的）

第１条　矢板市災害対策本部条例（昭和３７年矢板市条例第２３号）に規定する矢板市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、矢板市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

（組織）

第２条　警戒本部は、警戒本部長（以下「本部長」という。）、警戒副本部長（以下「副本部長」という。）及び警戒本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。

２　本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

３　副本部長は、危機管理監の職にある者をもって充てる。

４　本部員は、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、上下水道事務所長の職にある者をもって充てる。

（設置）

第３条　警戒本部は、次に掲げる場合に設置し、災害警戒体制をとるものとする。

⑴　本市内で震度５弱強の地震が発生したとき。

⑵　気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられる等災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合において、本部長が必要と認めたとき。

（役割）

第４条　警戒本部は、本部長が主宰し、次の事項について協議する。

⑴　災害対策本部の設置に関すること。

⑵　災害応急対策の実施に関すること。

⑶　災害対策事務の総合調整に関すること。

⑷　災害に関する情報の交換、整理に関すること。

⑸　その他必要と認められること。

（解散）

第５条　警戒本部は次の場合に解散する。

⑴　災害の発生するおそれが解消し、かつ災害応急対策がおおむね完了したとき。

⑵　災害対策本部を設置したとき。

（庶務）

第６条　警戒本部の庶務は、生活環境課において処理する。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則　　この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則　　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則　　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則　　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則　　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

◆自衛隊の災害派遣の態勢

○自衛隊に対する災害派遣要請の範囲

区　　分	活　　動　　内　　容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員､物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

○自衛隊に対する災害派遣要請（要請先・様式）

ア　要請先

要　請　先	担　当	電話番号	防災行政ネットワーク
栃木県知事	危機管理課	028-623-2129	8-500-2129 又は 2136
陸上自衛隊第１２特科隊	第１中隊	028-653-1551(内線 211)	8-702-02 又は 05

イ　様式

（様式）　　矢生環第　　号
年　　月　　日

栃木県知事　　様

矢板市長名

陸上自衛隊の災害派遣要請の依頼について

次により陸上自衛隊の派遣要請をお願いいたします。

１災害の状況及び派遣を要請する理由	
２派遣を希望する期間	
３派遣を希望する区域及び活動内容	
４その他参考事項	

【災害情報・伝達関係】

○栃木県火災・災害等即報要領

第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成６年４月２１日付消防災第１００号)」「災害報告取扱要領(昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号)」「救急事故等報告要領(平成６年１０月１７日付消防救第１５８号)」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

(2)「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3)「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4)「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第１報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第１報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第１報以後の報告について

は、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末（栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照）からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、⑵により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

⑴　様式

ア　火災等即報・・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ　救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

⑵　画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

⑴　市町又は消防本部は、「第２　即報基準」又は「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

⑵　市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に

配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

(6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」により行うものとする。

(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表１のとおりとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　火災

（ア）建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

(d) 特定違反対象物の火災

(e) 建物焼損延べ面積３,０００平方メートル以上と推定される火災

(f) 他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見

込みの火災

(g) 損害額１億円以上と推定される火災

(h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

（イ）林野火災

(a) 焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請又は実施したもの

(c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

（ウ）交通機関の火災

(a) 航空機火災

(b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの

(c) トンネル内車両火災

(d) 列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が５名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) ５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ　原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（例示）施設等で多数の人が避難したもの

2　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について

報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャックによる救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

4　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

エ　気象業務法第１３条の２に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

(ｱ)　当該市町の区域内で震度５弱以上を記録したもの

(ｲ)　人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　風水害

(ｱ)　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ)　洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｳ)　台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｴ)　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　雪害

(ｱ)　積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ)　積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

(ｱ)　噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(ｲ)　火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１　火災等即報

(1)　交通機関の火災

第２の１の(2)のアの（ウ）に同じ。

(2)　危険物等に係る事故

ア　第２の１の(2)のイの（ア）、（イ）に同じ

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ)　湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ)　５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3)　原子力災害等

第２の１の(2)のウに同じ。

(4)　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(5)　爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1)　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2)　バスの転落等による救急・救助事故

(3)　ハイジャックによる救急・救助事故

(4)　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急･救助事故

(5)　その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3　武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

4　災害即報

(1)　地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2)　第２の４の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1　第１号様式（火災）

(1)　火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3)　救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5)　その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

(ｱ)　死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ｱ)において同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び周囲の状況

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(ｲ)　火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ｱ)　発見及び通報の状況

(ｲ)　延焼拡大の理由

a 消防事情　b 都市構成　c 気象条件　d その他

(ｳ)　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ｴ)　り災者の避難保護の状況

(ｵ) 市町及び消防本部の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ｱ) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(ｲ) 林野の植生

(ｳ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ｴ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ　交通機関の火災

(ｱ) 車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ) 焼損状況、焼損程度

2　第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和２３年法律第１８６号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア　「死傷者等」には急病人等を含む。

イ　「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等　活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況

・避難指示の発令状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）

・被害の要因（人為的なもの）

不審物（爆発物）の有無

立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞

4　第４号様式

(1)　第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ｱ)　発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ)　災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ　応急対策の状況

(ｱ)　当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(ｲ)　消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第３９条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ｳ)　自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(ｴ)　その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

(2)　第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ｱ)　災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(ｲ)　災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ｳ)　災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(ｴ)　応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附　則　　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

別表１　連絡先

県	終　日	危機管理防災局　危機管理課・消防防災課	防災行政ネットワーク	電話	発信特番－５００－２１３６
				ＦＡＸ	発信特番－５００－２１４６
			ＮＴＴ回線	電話	０２８－６２３－２１３６
				ＦＡＸ	０２８－６２３－２１４６
消防庁	勤務時間内（平日９時３０分～１８時１５分）	応急対策室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７５２７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５３７
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３
				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３
	勤務時間外	宿直室	ＮＴＴ回線	電話	０３－５２５３－７７７７
				ＦＡＸ	０３－５２５３－７５５３
			地域衛星ネットワーク	電話	発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２

				ＦＡＸ	発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６

第１号様式（火災）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒ N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146		
第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	（TEL　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

※　特定の事故を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他			
出火場所			栃木県防災情報マップ	6-　,　- (英字)（数字）
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分	
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）		
出火箇所		出火原因		
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由		
建物の概要	構造　　建築面積 ㎡ 階層　　延べ面積 ㎡			
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha	
り災世帯数	世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人			
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。　（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒ N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146		
第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
事故名　１　危険物等に係る事故 ２　原子力施設等に係る事故 ３　その他特定の事故 （　月　日　時　分現在）		報告者名	（TEL　）

事故種別	１　火災　２　爆発　３　漏えい　４　その他（　）		
発生場所			
事業所名			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 (処理完了)	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他（　）	物　質　名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。　（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒ N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146		
※第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)	
		報告者名	（TEL　　）

（　　月　　日　　時　　分現在）

事故災害種別	1　救急事故　　2　救助事故　　3　武力攻撃災害 4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数 （見込）		救助人員	
消防･救急･救助 活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の(　　)書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒ N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。		報告者名	（TEL　　）
【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			

（　月　日　時　分現在）

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
									半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟
	119 番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況													
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他市町が講じた応急対策													

《危機管理課・消防防災課確認事項》

1　死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2　住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3　非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4　住民の避難の状況について確認する。（避難指示・自主避難の区別をはっきりさせること。）
5　道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）別紙

（避難勧告等の発令状況）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町名　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　）

終日	⇒N-W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。[県から要求した場合は除く]

市町名	避難指示（緊急）								
	対象世帯数（注）	対象人数（注）		対象世帯数（注）	対象人数（注）		対象世帯数（注）	対象人数（注）	

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課（NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136） ※第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。〔県から要求した場合は除く〕

市町名 （消防本部名）	
報告者名	………（㏠……）
災害名 ・ 報告番号	災害名 第……報 （…月…日…時現在）

区分				被害
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	一部破損		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家※1	公共建物		棟	
	その他		棟	

区分				被害
その他	田	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流出・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
	り災世帯数※2		世帯	
	り災者数※2		人	
	火災発生※3	建物	件	
		危険物	件	
		その他	件	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農業被害	千円	
	林業被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害対策本部等の設置状況	県	
	市町	
災害救助法適用市町村名	計　　　　　　　　　　　団体	
119番通報件数　　　　　　　　　　　　　　件		

災害の概況		
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	[illegible]
	自衛隊の災害派遣	その他

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯数及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上。

◎１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

○即報基準一覧

○関東地方非常通信協議会構成表

会 長：関東総合通信局長

副会長：関東総合通信局 無線通信部長

機関名	担当部・課	所在地
関東総合通信局	無線通信部陸上第二課	〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1 九段第３合同庁舎
関東管区警察局栃木県情報通信部	情報通信部機動通信課	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県警察本部	地域部通信指令課	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県	危機管理防災局消防防災課	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
	県土整備部河川課	
東日本電信電話（株）栃木支店	設備部災害対策室	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 48-2 NTT 平出 LMC ビル 2F
栃木県市長会	事務局	〒320-0032 宇都宮市昭和 1-2-16 栃木県自治会館内
栃木県町村会	事務局	〒320-0032 宇都宮市昭和 1-2-16 栃木県自治会館内
日本放送協会宇都宮放送局	技術部	〒320-8502 宇都宮市中央 3-1-2
（株）栃木放送	総務局技術部	〒320-8601 宇都宮市本町 12-11
（株）とちぎテレビ	技術局技術部	〒320-0032 宇都宮市昭和 2-2-2
（株）エフエム栃木	放送部	〒320-8550 宇都宮市中央 1-2-1
日本赤十字社栃木県支部	事業推進課	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
（株）足利銀行	総務室	〒320-8610 宇都宮市桜 4-1-25
ソフトバンクテレコム（株）	技術統括保全運用本部保全管理部	〒105-7316 港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング

（※）栃木地区非常通信協議会は平成 19 年 5 月 22 日に廃止され、関東地方非常通信協議会に統合された。

○被害状況調査票

被 害 状 況 調 査 票

日　　時	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分						
地　区　名				調査員			
人命危険の有無及び人的被害の発生状況	有 無	死者 人	負傷者 人	行方不明 人			
家屋等建物の倒壊状況	有 無	全壊 棟	半壊 棟	一部損壊 棟	流失 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟
火災等二次災害の発生状況及び危険性	有 無	全焼 棟	半焼 棟	部分焼 棟			
避難の必要の有無及び避難の状況	有 無						
住　民　の　動　向							
道路及び交通機関の被害状況	有 無						
電気、水道、電話等ライフラインの被害状況	有 無						
その他被害の発生拡大防止措置上必要な事項							

○被害の分類と判定の基準

⑴　住宅建物等の被害は、次の分類及び基準による。

分　類	基　　準
全　　焼 全　　壊 流　　失	①　損壊、焼失、流失した部分の床面積が、延面積の７割以上に達したもの ②　①には達しないが、改築しなければ居住できない状態になったもの
半　　焼 半　　壊	被害面積の２割以上７割未満のもの 修理によって住家に使用できる程度のもの
床上浸水	床上の浸水、土砂、竹木等の堆積により、一時的に使用できないもの
床下浸水	床上浸水に至らないもの

○矢板市被災宅地危険度判定実施要綱　　平成２５年４月１日制定

（目　的）

第１条　この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成１７年３月３０日制定。以下「県要綱」という。）第７条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって二次災害を防止又は軽減し、もって住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定の実施に関し必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「宅地」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第２条第１項に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び矢板市被災危険度判定実施本部長（以下「実施本部長」という。）が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

（２）「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿に登録したもの者をいう。

（３）「被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）」とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

（４）「矢板市危険度判定実施本部」（以下「実施本部」という。）とは、危険度判定を実施するため、矢板市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）の下に組織される宅地の判定を実施するための組織をいう。

（５）「危険度判定支援本部」（以下「支援本部」という。）とは、被災した市町の実施する危険度判定活動を支援するため、県災害対策本部県土整備部営繕班（県県土整備部建築課）内に設置する組織をいう。

（６）「被災宅地危険度判定業務調整員（以下、「判定調整員」という。）」とは、危険度判定の実施に当たり、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督等を行うため県が認定した宅地判定士をいう。

（危険度判定の実施主体）

第３条　市の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て市が主体的に実施するものとする。

２　県要綱第７条第５項の規定に基づき、県が本市を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

（震前対策）

第４条　市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を矢板市地域防災計画に位置付けるものとする。

２　建設課を危険度判定所管課とし、建設課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

３　建設課長は、建設課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

４　建設課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。
５　建設課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

（危険度判定実施の決定）

第５条　市災害対策本部長は、大地震等によって多くの宅地が被災し、危険度判定の実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。
２　前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

（実施本部）

第６条　第５条第１項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建設課に実施本部を設置するものとする。
２　前項の実施本部には、次の各号の機関を置き、当該各号に掲げる者をもってあてる。
（１）実施本部長　　建設課長
（２）連絡調整班長　　建設課管理住宅担当ＧＬ
（３）実施支援班長　　都市整備課長
３　実施本部は、危険度判定実施に当たり次に掲げる事項を行うものとする。
（１）危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
（２）現地危険度判定拠点との連絡調整
（３）危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
（４）危険度判定実施についての被災地住民への周知
（５）危険度判定活動の際の現地案内人の確保
（６）その他の現地での危険度判定活動の補完作業

（危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）

第７条　危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

（県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第８条　市災害対策本部は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班(県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。
２　実施本部長は、宅地判定士の資格を有するものに危険度判定活動を要請するものとする。
３　危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。

（宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第９条　市職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。
２　実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第１０条　市長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第１１条　実施本部長は、実際の危険度判定活動又は危険度判定の訓練活動において、市職員及

び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

２　市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附　則　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

〇矢板市震災建築物応急危険度判定要綱　　平成２５年４月１日制定

（目　的）

第１条　この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成１７年３月３０日制定。以下「県要綱」という。）第４条第１項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「建築物」とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条１号に規定する建築物のうち、住居である建築物及び矢板市震災建築物応急危険度判定実施本部長が震災建築物応急危険度判定の必要を認める建築物をいう。

(2)「震災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）」とは、大地震等により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

(3)「応急危険度判定士（以下「判定士」という。）」とは、判定を実施する者として、栃木県震災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき登録された者及び他の栃木県以外の都道府県で登録された被災建築物応急危険度判定士をいう。

(4)「矢板市震災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）」とは、矢板市災害対策本部の下に組織される建築物の判定を実施するための組織をいう。

(5)「震災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）」とは、被災した市町が行う判定の実施を支援するために、栃木県災害対策本部（以下「支援本部」という。）内に設置される組織をいう。

(6)「応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）」とは、判定の実施に当たり、実施本部と判定士との連絡調整並びに判定士に対する指導・助言に当たる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体に属する者をいう。

（判定の実施主体）

第３条　市の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て市が主体的に実施するもの

とする。

（震前対策）

第４条　市長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を矢板市地域防災計画に位置付けるものとする。

２　建設課を判定所管課とし、建設課長は、判定の実施体制の整備を図るものとする。

３　建設課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成し、登録するよう指導するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たす者を判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

４　建設課長は、判定士及び判定コーディネーターの確保に努めるものとする。

５　建設課長は、判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

（判定実施の決定）

第５条　市災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

２　市災害対策本部長は、県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）が県要綱第５条第２項に基づき、判定を実施するよう市災害対策本部に進言した場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

３　第１項及び第２項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

（実施本部）

第６条　第５条第１項又は第２項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設課に実施本部を設置するものとする。

２　前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 実施本部長　　建設課長

(2) 連絡調整班長　　建設課長補佐

(3) 実施支援班長　　都市整備課長

３　実施本部は判定実施に当たって支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。

４　実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保

(2) 現地判定拠点との連絡調整

(3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供

(4) 判定実施についての被災地住民への周知

(5) 判定活動の際の現地案内人の確保

(6) その他の現地での判定活動の補完作業

（判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準）

第７条　判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

（県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第８条　災害対策本部は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部土木部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

２　実施本部長は、判定士の資格を有する者に判定活動を要請するものとする。

３　判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

（判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第９条　市職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

２　実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

（他市町村への応援等）

第１０条　市長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（判定活動時における安全及び補償等）

第１１条　実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、市職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

２　市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附　則　　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　　この要綱は、令和４年８月１７日から施行する。

【広報関係】

○関係報道機関一覧表

番号	社　局　名	所　　在　　地	電話番号	ファクシミリ番号
1	下野新聞社 （矢板支局）	宇都宮市昭和１－８－11 （矢板市扇町 1-13-7）	028-625-1111 40－1023	028-621-4444 40－1024
2	朝日新聞社 宇都宮総局	宇都宮市本町 10－10	028-622-1761	028-622-1764
3	読売新聞社 宇都宮支局	宇都宮市河原町１－４	028－638-4311	028－638-8300
4	毎日新聞社 宇都宮支局	宇都宮市宮町３－５	028-622-4231	028-622-4233
5	産経新聞社 宇都宮支局	宇都宮市塙田１－３－９	028-621-3611	028－650-1559
6	日本経済新聞社 宇都宮支局	宇都宮市昭和１－２－19	028-622-1745	028-625-0071

7	東京新聞 宇都宮支局	宇都宮市本町 9－12 亀田ビル３階	028-624-1122	028-625-2681
8	日刊工業新聞社 栃木支局	宇都宮市本町 7－2	028-622-0307	028-622-0308
9	共同通信社 宇都宮支局	宇都宮市昭和 1－8－11 下野新聞社内５階	028-622-3420	028－627-2988
１０	時事通信社 宇都宮支局	宇都宮市本町 10－3 ＴＳビル３階	028-622-1731	028-622-1732
１１	ＮＨＫ 宇都宮放送局	宇都宮市中央 3－1－2	028-634-9160	028-633－5388
１２	栃木放送	宇都宮市本町 12－11 栃木会館８階	028-622-1111	028-625-4446
１３	日本テレビ	宇都宮市河原町 1－4 （読売新聞社宇都宮支局内）	028-638-5300	028-627-7660
１４	フジテレビ 宇都宮支局	宇都宮市大通り 2－3－1 千代田生命ビル３階	028-632-1183	028-666-3153
１５	ＴＢＳテレビ	宇都宮市宮町 3－5 （毎日新聞社宇都宮支局内）	028-622-4231	028-637-1976
１６	テレビ朝日	宇都宮市本町 10－10 （朝日新聞社宇都宮総局内）	028-622-1761	028-670-3102
１７	エフエム栃木	宇都宮市一条 3－1－19 大東京火災宇都宮ビル内	028-638-7640	028-638-7675
１８	とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2－2－2	028-623－0034	028－650-6731

【災害救助法関係】

○災害救助法適用基準一覧表

市町村の人口（直近の国勢調査人口）	滅 失 世 帯 数
５，０００人未満	３０世帯以上
５，０００人以上　　１５，０００人未満	４０世帯以上
１５，０００人以上　　３０，０００人未満	５０世帯以上
３０，０００人以上　　５０，０００人未満	６０世帯以上
５０，０００人以上　　１００，０００人未満	８０世帯以上
１００，０００人以上　　３００，０００人未満	１００世帯以上
３００，０００人以上	１５０世帯以上

○矢板市人口（平成２７年国勢調査人口）　　３３，３５４人

（注）１　住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の減失世帯換算率は、半焼、半壊にあっては１／２世帯、床上浸水にあっては１／３世帯とする。

２　人口は、地方自治法第２５４条又は地方自治法施行令第１７６条及び第１７７条に規定する人口である。

○災害救助法施行細則

昭和３５年５月２日栃木県規則第３５号災害救助法施行規則を次のように定める。

災害救助法施行細則

（災害の程度に係る報告等）

第１条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村にお

ける災害が、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号。以下「令」という。）第１条第１項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

２　知事は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第２条　令第３条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第１のとおりとする。

（物資の保管等に係る公用令書等）

第３条　災害救助法施行規則（昭和２２年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「規則」という。）第１条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

１　公用令書（別記様式第１号の１から別記様式第１号の４まで）

２　公用変更令書（別記様式第二号）

３　公用取消令書（別記様式第三号）

２前項第１号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第４号）に登録しなければならない。

３第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあっては、変更事項を記録しなければならない。

（受領調書の作成）

第４条　当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第２条第３項の規定により、受領調書（別記様式第５号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第５条　規則第３条第１項の規定による損失補償請求書は、別記様式第６号による。

２　損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（従事命令に係る公用令書等）

第６条　規則第４条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

１　公用令書（別記様式第７号）

２　公用取消令書（別記様式第８号）

２前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第９号）に所要事項を登録しなければならない。

３第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

（救助に従事できない場合の届出）

第７条　規則第４条第２項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

１　負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

２　天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

（実費弁償）

第８条 令第５条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第２のとおりとする。

（実費弁償請求書）

第９条 規則第５条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第１０号による。

（立入検査証票）

第１０条 法第１０条第３項において準用する法第６条第４項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第１１号による。

（扶助金支給申請書等）

第１１条 規則第６条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第１２号による。

２ 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

１ 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

２ 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

３ 法第８条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第１２条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第６条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

（市町村長への通知）

第１２条 法第１３条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第１７条第１項の規定に基づく通知は、別記様式第１３号により行うものとする。

２ 前項の場合においては、当該市町村長は、第３条、第４条、第５条第２項、第６条及び第７条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

（災害救助事務）

第１３条 法第１８条第１項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、別表第３のとおりとする。

附 則（平成２８年規則第８号）

この規則は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（令和元年規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第２の（１）の項の表（医師及び歯科医師、救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分に限る。）の規定を除く。）は、平成３１年４月１日から適用する。

附 則（令和元年規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年１０月１日から適用する。

別表第１（第２条関係）

救助の程度、方法及び期間

１ 避難所及び応急仮設住宅の供与

⑴ 避難所

１ 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

2　避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施するものとする。

3　避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ　賃金職員等雇上費

ロ　消耗器材費

ハ　建物の使用謝金

ニ　器物の使用謝金、借上費又は購入費

ホ　光熱水費

ヘ 仮設便所等の設置費

4　避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

１人１日当たり　３３０円

5　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

6　避難所を開設する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

⑵　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

1　建設型応急住宅

イ　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

ロ　建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、５，７１４，０００円以内とする。

ハ　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する敷地内におおむね５０戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、５０戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

ニ　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

ホ　建設型応急住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ヘ　建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条第３項又は第４項に規定する期限までの期間とする。

ト　建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

２　賃貸型応急住宅

イ　賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて１のロの規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、公益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。

ロ　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。

ハ　賃貸型応急住宅を供与できる期間は、１のへの期間と同様の期間とする。

２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

⑴　炊き出しその他による食品の給与

１　炊き出しその他による食品の給与は、１の⑴の１により避難所に避難している者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して現物をもって行うものとする。

２　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ　主食費

ロ　副食費

ハ　燃料費

ニ　雑費

３　炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、１人１日当たり１，１６０円以内とする。

４　炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

⑵　飲料水の供給

１　飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

２　飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

３　飲料水の供給を実施する期間は、２の⑴の４の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

⑴　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

⑵　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ　被服、寝具及び身の回り品

ロ　日用品

ハ　炊事用具及び食器

ニ　光熱材料

⑶　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

1　住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期　間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

2　住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期　間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

⑷　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

4　医療及び助産の給付

⑴　医療の給付

1　医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

2　医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ　診療

ロ　薬剤又は治療材料の支給

ハ　処置、手術その他の治療及び施術

ニ　施設病院又は診療所への収容

ホ　看護

3　医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

4　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から１４日以内とする。

⑵　助産の給付

1　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

2　助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

ニ　分べんの介助

ホ　分べん前及び分べん後の処置

ヘ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3　助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の８割以内の額とする。

4　助産の給付を実施する期間は、分べんした日から７日以内とする。

5　被災者の救出

⑴　被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

⑵　被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

⑶　被災者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

6　被災した住宅の応急修理

⑴　住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

⑵　住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

⑶　住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

1　２の世帯以外の世帯にあっては、１世帯当たり５９５，０００円

2　半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあっては、１世帯当たり３００，０００円

⑷　住宅の応急修理は、災害発生の日から１月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

7　生業資金の貸与

⑴　生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。

⑵　生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

⑶　生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ　生業費　１件当たり　３０，０００円以内

ロ　就職支度費　１件当たり　１５，０００円以内

⑷　生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から１月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

⑸　生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

１　貸与期間　二年以内

２　利子　無利子

8　学用品の給与

⑴　学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又は毀損して、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

⑵　学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

１　教科書

２　文房具

３　通学用品

⑶　学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

１　教科書代

イ　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

２　文房具費及び通学用品費

イ　小学校児童にあっては、１人当たり、４，５００円

ロ　中学校生徒にあっては、１人当たり、４，８００円

ハ　高等学校等生徒にあっては、１人当たり、５，２００円

⑷　学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については１月以内、その他については１５日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

9　死体の捜索及び処理

⑴　死体の捜索

１　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

２　死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

３　死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から１０日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

⑵　死体の処理

１　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

２　死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ　死体の一時保存

ハ　検案

３　検案は、原則として救護班が行うものとする。

４　死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料　１体当たり３，５００円

ロ　死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、１体当たり５，４００円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、５，４００円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

ハ　検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

５　死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から１０日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

１０　埋葬

⑴　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

⑵　埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

１　棺

２　埋葬又は火葬

３　骨つぼ及び骨箱

⑶　埋葬のため支出する費用は、１体当たり大人２１５，２００円以内、小人（満１２歳に満たない者をいう。）１７２，０００円以内とする。

⑷　埋葬を実施する期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

１１　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

⑴　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

１　被災者の避難

２　医療及び助産

３　被災者の救出

４　飲料水の供給

５　死体の捜索

６　死体の処理

７　救助用物資の整理配分

⑵　応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

⑶　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

１２　災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

⑴　自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

⑵　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

⑶　障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、１世帯当たり１３７，９００円以内とする。

⑷　障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第２（第８条関係）

⑴　令第４条第１号から第４号までに規定する者

法第７条第５項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職　種	日　当	超過勤務手当（１時間当たり）	費用弁償額
医師歯科医師	21,900 円	4,380 円	職員の給与に関する条例（昭和２７年栃木県条例第１号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師臨床検査技師 臨床工学技士歯科衛生士	16,000 円	3,200 円	
保健師助産師看護師 准看護師	15,700 円	3,140 円	
救急救命士	14,200 円	2,840 円	
土木技術者建築技術者	15,500 円	3,100 円	
大　工	26,000 円	5,200 円	
左　官	26,700 円	5,340 円	
とび職	24,000 円	4,800 円	

⑵　令第４条第５号から第１０号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その１００分の３の額を加算した額以内とする。

別表第３（第１３条関係）

救助事務費

⑴　救助事務費に支出する範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

１　超過勤務手当

２　賃金職員等雇上費

３　旅費

４　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

５　使用料及び賃借料

６　通信運搬費

７　委託費

⑵　各年度において、⑴の救助事務費に支出する費用は、法第２１条に定める国庫負担で行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る⑴の１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４３条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の１から７までに掲げる区分に応じ、それぞれ１から７までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

１　３千万円以下の部分の金額　１００分の１０

２　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額　１００分の９

３　６千万円を超え１億円以下の部分の金額　１００分の８

４　１億円を超え２億円以下の部分の金額　１００分の７

５　２億円を超え３億円以下の部分の金額　１００分の６

６　３億円を超え５億円以下の部分の金額　１００分の５

７　５億円を超える部分の金額　１００分の４

⑶　⑵の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第１に規定する救助の実施のため支出した費用及び別表第２に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第９条第２項において準用する法第５条第３項に規定する損失補償に要した経費の額、令第８条第２項に定めるところにより算定した法第１２条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第１９条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第２０条第１項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

（令和２年10月23日）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり ３３０円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避

				難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○　建設型仮設住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり 5,714,000円以内 3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から２０日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は２年以内。
		○　借上型仮設住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、供与	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり １，１６０円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季(４月～９月)冬季(１０月～３月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から１０日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

		区　　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算

		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から１４日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 ５９５，０００円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 ３００，０００円以内	災害発生の日から１ヵ月以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　４，５００円 中学校生徒　４，８００円 高等学校等生徒 ５，２００円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） １５日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１人当たり 大人（１２歳以上） ２１５，２００円以内 小人（１２歳未満） １７２，０００円以内	災害発生の日から１０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から１０日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり ３，５００円以内 一　既存建物借上費 時　通常の実費 保　既存建物以外 存　１体当たり ５，４００円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から１０日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり １３７，９００円以内	災害発生の日から１０日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の提供 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第１０条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 ２１，９００円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 １６，０００円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 １５，７００円以内 救急救命士 １４，２００円以内 土木技術、建築技術者 １５，５００円以内 大工 ２６，０００円以内 左官 ２６，７００円以内 とび職 ２４，０００円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	１　時間外勤務手当 ２　賃金職員等雇上費 ３　旅費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７ま		

	4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費	でに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　３千万円以下の部分の金額については 100 分 10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト　５億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、 方法及び期間を定めることができる。

○費用の限度額

〔住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯〕　（単位：円）

季別	期　間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	４月～９月	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
冬季	１０月～３月	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

〔住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯〕　（単位：円）

季別	期　間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	４月～９月	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬季	１０月～３月	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

【給食・給水・生活必需品供給関係】

◆米穀

○「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づく協定書

栃木農政事務所長農林水産技官（以下「甲」という。）と栃木県知事（以下「乙」という。）とは、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（昭和６１年２月１０日付け６１

食糧第１２０号（需給・経理）食糧庁長官通知。以下「災害救助用米穀の引渡要領」という。）に基づき次の事項を協定する。

１　甲は乙から災害救助用米穀の引渡要領第２に規定する災害救助用米穀（以下「災害救助用米穀」という。）の緊急引渡の要請があった場合には、延納措置による売買契約を締結のうえ現品を引渡すものとする。

２　災害を受けた市町村の長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の供給について乙の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡を受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、農林水産省指定倉庫を管轄する栃木農政事務所主管課長並びに地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡を要請することができるものとする。

３　市町村長が２により緊急引渡を要請し、災害救助用米穀の引渡を受けた場合には、乙は、すみやかに当該市町村長から倉庫別引取数量を取りまとめ、当該物品の全量について所定の価格により買い受けるものとする。

４　災害救助用米穀の売買代金の納付については、３０日以内の延納とし担保及び金利は徴しない。

５　災害救助用米穀の引渡に関する価格及び具体的取扱の方法は、災害救助用米穀の引渡要領によるものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲、乙各々その１通を所持するものとする。

平成１６年９月１日

甲　栃木農政事務所長 農林水産技官

乙　栃木県知事

◆給水

○上水道施設一覧表

（１）水道事業浄水施設一覧表

浄　水　施　設　名	水源種別	処理方法	給水人口(人)
西部浄水場	深　井　戸	消　　毒	1,605
泉浄水場	〃	〃	2,195
第二農場浄水場	〃	〃	721
中央浄水場	〃	〃	6,880
片岡浄水場	〃	〃	4,882
寺山浄水場	表　流　水	急速濾過	16,479

（２）給水用機械保有状況

水道事務所所在地	電話番号	給　水　車	給水タンク	仮設水槽	ポリタンク	ポリ(給水)袋
本町4-39	44-1511	1.8㎥×１台	1.5㎥×１基	1.0㎥×２台	185L×50個	6L×　900枚

（３）補給水源施設一覧表

名　　称	給水能力t/h	配　　水　　区　　域
片岡水源	１００	安沢(南)、越畑、乙畑、大槻（コリーナ矢板を除く）、石関(東)、片岡(東)
中央水源	３００	針生(南)、土屋（東)、中(東)、沢、豊田、成田、安沢(北)
土屋水源		扇町二丁目(東）、荒井(東)、針生(北)、土屋（西)、山田

泉水源	１１０	荒井(北)、泉、東泉、上太田、平野(一部)、下伊佐野(南)、上伊佐野(南)、田野原
西部水源	４５	館ノ川、高塩、倉掛、片俣、塩田、幸岡(西)
第二農場水源	６０	立足(北)、平野（南）(北)、下伊佐野（北)、上伊佐野（北)
寺山浄水場	３３０	扇町一丁目、扇町二丁目(西）、本町、上町、鹿島町、矢板、末広町、富田、木幡、川崎反町、境林、幸岡(東)、下太田、荒井(西)、中(西)、東町、早川町、長井、立足(南)、つつじが丘、石関（西)、玉田、山苗代、片岡(西)、こぶし台、コリーナ矢板

○市内プール設置状況一覧表

No	所　在　地	名　　称
1	幸岡１９５５	矢板運動公園プール

【医療救護関係】

○医療機関の収容能力一覧表

〔塩谷郡市医師会〕

番号	医療機関名	所　在　地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
1	矢板南病院	矢板市乙畑 1735－9	0287-48-2555	2	－	
2	きうち産婦人科医院	矢板市富田 548-1	0287-43-5600	4	－	有
3	国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市富田 77	0287-44-1155	40	8	
4	尾形クリニック	矢板市末広町 45－3	0287-43-2230	3	1	
5	佐藤病院	矢板市土屋 18	0287-43-0758	2	－	
6	村井胃腸科外科クリニック	矢板市木幡 1308-20	0287-40-3055	2	1	
7	黒須病院	さくら市氏家 2650	028-682-8811	30	5	
8	菅又病院	高根沢町花岡 2351	028-676-0311	5	－	
9	高根沢中央病院	高根沢町光陽台 3-16-1	028-675-1133	5	－	
合　　計				93	15	

〔那須郡市医師会〕

番号	医療機関名	所　在　地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
1	那須赤十字病院	大田原市中田原 1081-4	0287-23-1122	80	30	有
2	那須中央病院	大田原市下石上 1453	0287-29-2121	15	3	
3	室井病院	大田原市末広 1-2-5	0287-23-6622	15	－	
4	原眼科医院	大田原市末広 1-5-27	0287-24-0011	6	－	
5	藤田医院	大田原市野崎 2-7-14	0287-29-0010	4	－	

6	菅間記念病院	那須塩原市大黒町 2-5	0287-62-0733	40	10	有
7	黒磯病院	那須塩原市高砂町 3-5	0287-62-0961	3	1	
8	那須脳神経外科病院	那須塩原市野間 453-14	0287-62-5500	10	2	
9	福島整形外科病院	那須塩原市弥生町 1-10	0287-62-0805	12	2	
10	栃木県医師会温泉研究所付属塩原病院	那須塩原市下塩原 1333	0287-32-4111	20	5	
11	国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口 537-3	0287-37-2221	50	20	有
12	見川医院	那須町湯本 212	0287-76-2204	4	－	
13	那須塩原クリニック 健康増進センター	那須塩原市前弥六 51-1	0287-67-1570	3	1	
合　　計				262	74	

【廃棄物処理関係】

○がれき等処理

（１）ごみ収集運搬車両所有状況一覧表　　（令和５年４月１日現在）

直営				委託業者				許可業者			
収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
台数	積載量（ｔ）	台数	積載量（ｔ）	台数	積載量（ｔ）	台数	積載量（ｔ）	台数	積載量（ｔ）	台数	積載量（ｔ）
－	－	－	－	5	11.75	1	3.75	53	147.55	93	240.61

（２）ごみ焼却施設一覧表　　（令和５年４月１日現在）

事務組合名	施設名	所在地	規格	処理方法	排煙処理施設
塩谷広域	エコパークしおや	矢板市	114ｔ／日	連続	乾式ろ過式集塵

（３）粗大ごみ処理施設一覧表　　（令和５年４月１日現在）

事務組合名	施設名	所在地	理方式(破砕・圧縮・併用)	処理能力	建設年度
塩谷広域	エコパークしおや マテリアルリサイクル推進施設	矢板市	併用	30ｔ／日	令和元年度

（４）資源化等を行う施設一覧表　　（令和５年４月１日現在）

事務組合名	施設名	所在地	処理内容	処理能力	建設年度
塩谷広域	エコパークしおや マテリアルリサイクル推進施設	矢板市	圧縮・梱包	0.25ｔ／日	令和元年度

（５）し尿処理施設一覧表　　（令和５年４月１日現在）

事務組合名	施設名	所在地	建設年度	規模	処理方式
塩谷広域	しおやクリーンセンター	矢板市	平成 10 度	110ｋℓ／日	高負荷（凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過、活性炭吸着）

【文教対策関係】

○学校安全計画の概要

（文部科学省安全教育参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より抜粋）

●学校安全の定義

学校安全は、学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体（自分自身）や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成される。

また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要である。

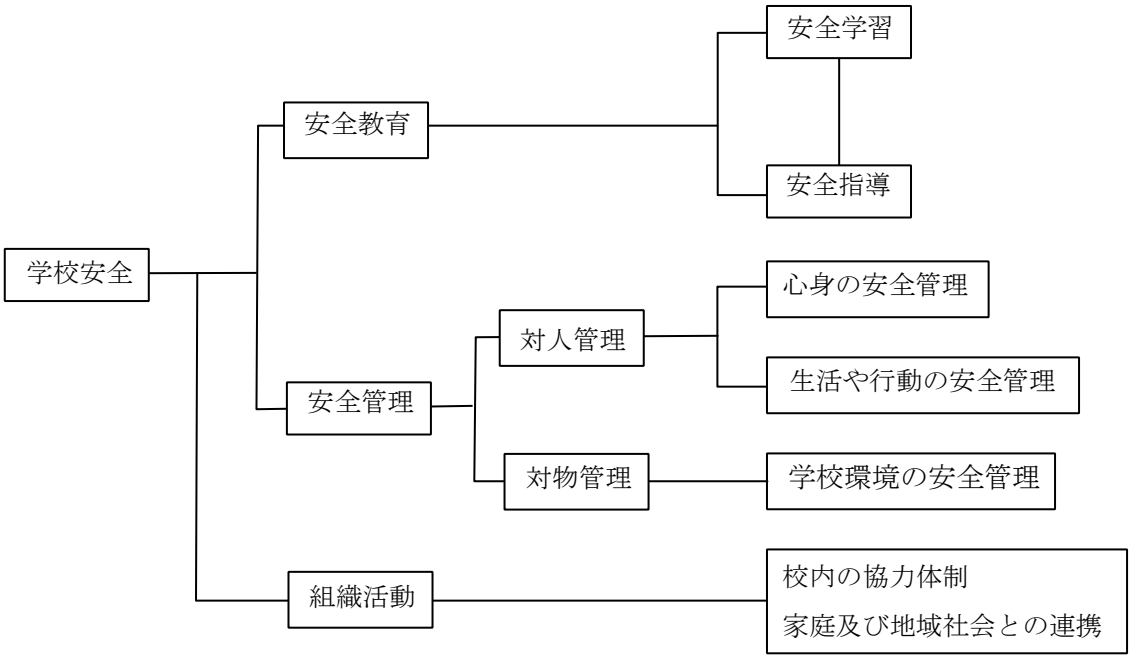

また、学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の３つの領域が挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取扱い、近年、児童生徒等が犯罪の被害に遭うことも少なくないことから、防犯も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

●学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法で作成が義務付けられている。学校安全計画は、一般に安全管理を内容として作成される場合が多い。しかしながら、学校における安全管理は安全教育と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであり、学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全校的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

※学校安全計画の内容として考えられる事項

1　安全教育に関する事項

ア　学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

イ　学年別・月別の安全指導の指導事項

ウ　学級（ホームルーム）活動、学校行事、児童（生徒）会活動、クラブ活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

エ　課外における指導事項オ 個別指導に関する事項カ その他必要な事項

2 安全管理に関する事項

⑴ 生活安全（省略）

⑵ 交通安全（省略）

⑶ 災害安全

ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定

イ 避難場所避難経路の設定と点検・確保

ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査オ その他必要な事項

なお、災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げることとする。

3 安全に関する組織活動

ア 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催

イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項

ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項

エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全に関する具体的な活動オ その他必要な事項

〇学校等一覧

（1）小学校

Ｎｏ	学　校　名	所　在　地	電話番号	プールの有無
1	矢板小学校	本町 4-23	43-0043	○
2	東小学校	東町 616	44-2515	○
3	泉小学校	泉 378	43-0404	○
4	片岡小学校	片岡 2095-79	48-0510	○
5	乙畑小学校	乙畑 1902	48-0610	○
6	安沢小学校	安沢 1482	48-1005	○

（2）中学校

Ｎｏ	学　校　名	所　在　地	電話番号	プールの有無
1	矢板中学校	上町 20-7	43-0144	
2	矢板中学校（沢分校）	沢 800	43-0090	
3	片岡中学校	片岡 2139	48-0410	
4	矢板東高等学校付属 矢板東中学校	東町 4-8	43-1243	○

（3）高等学校

Ｎｏ	学　校　名	所　在　地	電話番号	プールの有無
1	矢板高等学校	片俣 618-2	43-1231	○
2	矢板東高等学校	東町 4-8	43-1243	○
3	矢板中央高等学校	扇町二丁目 1519	43-0447	

（4）認定こども園・保育所

Ｎｏ	学　校　名	所　在　地	電話番号	プールの有無
1	認定こども園すみれ幼稚園	末広町 2-1	44-2390	
2	認定こども園かしわ幼稚園	荒井 432-1	43-5830	
3	やいたこども園	本町 8-13	43-0470	
4	泉保育所	泉 429	43-0435	
5	矢板保育園	木幡 1552-1	43-0033	
6	こどもの森保育園	石関 1204-1	48-1934	
7	つくし保育園	木幡 289	43-2411	
8	ちゅーりっぷ保育園	中 150-389	44-0763	
9	こどもの森こころ保育園	石関 1181-5	48-1966	
10	ぴっころ保育園	富田 530-4	43-0266	
11	かたおか保育園	乙畑 1439	48-0951	

【住宅応急対策関係】

○災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣 旨）

第１条 この協定は、栃木県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、栃木県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）第２条 この協定書において「住宅」とは、災害救助法第２３条第１項第１号に規定するところのものをいう。

（所要の手続）

第３条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協 力）

第４条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第５条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第６条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が、負担するものとする。

２ 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、栃木県土木部住宅課、乙においては、社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

（報 告）

第８条 乙は、住宅建設において、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。

ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提出）

第９条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協 議）

第１０条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（摘 要）

第１１条 この協定は、平成８年１１月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年１０月２４日

甲 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番２０号　　栃木県知事

乙 東京都千代田区霞が関３丁目２番６号　　社団法人 プレハブ建築協会 会長

【自発的支援受入関係】

○災害ボランティアセンターの概要

「災害ボランティアセンター」とは

災害時にボランティアの活動拠点となるところ。

ボランティアに関する問合わせの対応、ボランティアの受入窓口、被災者のニーズ把握、ニーズに対するボランティアの需給調整等を行う。

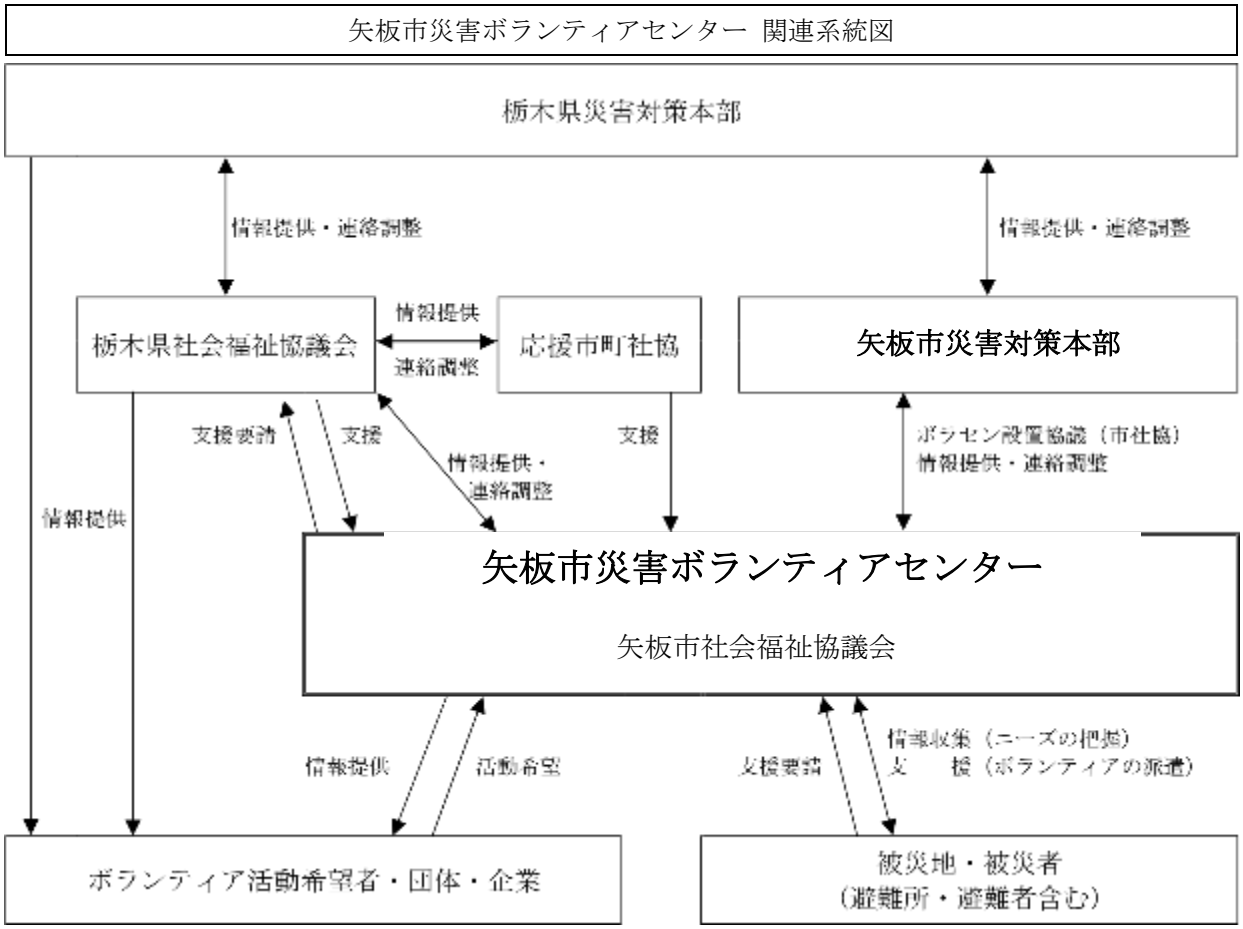

第４章　災害復旧・復興

【主な金融支援制度】

○栃木県の主な金融支援制度

（１）　生活支援制度

災害弔慰金		
	適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
	実施主体	市町村（費用負担 国２分の１ 県・市町村各４分の１）
	対象災害	一定の自然災害
	制度の対象者基準・条件等	１　概 要 ２の災害により死亡した者がある場合に、市町村が、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。 ２　支給の対象となる災害 ⑴　一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯数が５以上である災害 ⑵　被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する災害 ⑶　被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、災害救助法第２条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われた災害 ⑷　救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある災害 ３　支給の対象となる死亡 ⑴　２の災害により死亡した場合 ⑵　２の災害により、３ヶ月以上行方不明となった場合（死亡の推定） ４　支給額（非課税である） ⑴　生計維持者　　500 万円 ⑵　⑴以外の者　　250 万円 ５　支給の対象となる遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ６　支給順位 ⑴　死亡当事に、主として死亡者により生計を維持していた者を先にする。 ⑵　⑴の場合において同順位の者については、５の順序とする。 ７　支給されない場合 ⑴　死亡が、本人の故意又は重大な過失による場合 ⑵　賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合 ⑶　⑴及び⑵以外で、市町村長が支給を不適当と認める場合
	備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
	所轄部局課室係名	危機管理防災局　危機管理課

災害障害見舞金		
	適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
	実施主体	市町村（費用負担 国２分の１ 県・市町村各４分の１）
	対象災害	一定の自然災害
	制度の対象者基準・条件等	１　概 要 ２の災害により、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。 ２　支給の対象となる災害 災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害 ３　支給の対象となる障害 ⑴　両眼が失明したもの ⑵　咀嚼及び言語の機能を廃したもの ⑶　神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑷　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑸　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑹　両上肢の用を全廃したもの ⑺　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑻　両下肢の用を全廃したもの ⑼　精神又は身体の障害が重複する場合に、当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの ４　支給額（非課税である） ⑴　生計維持者　250 万円 ⑵　⑴以外の者　125 万円 ５　支給されない場合　災害弔慰金の場合と同様
	備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
	所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

災害援護資金貸付金		
	適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
	実施主体	市町村（費用負担 国３分の２ 県３分の１）
	対象災害	県内で災害救助法による救助が行われた自然災害
	制度の対象者基準・条件等	１　概 要 ２の災害により３に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行う。 ２　貸付の対象となる災害 県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 ３　貸付対象者 ⑴　療養に要する期間が概ね１ヶ月以上の負傷を負った世帯主 ⑵　被害額が当該住居又は家財の価額のおおむね３分の１以上である損害を受けた世帯主 ４　所得による制限 前年の所得を基準とし、市町村民税の算定基準となる所得が、同一の世帯に属する者が１人であるときは 220 万円、2 人の時は 430 万円、3 人の時は 620 万円、4 人の時は 730 万円、5 人以上の時は 730 万円に世帯人員が 4 人を超えて 1 人増加するごとに 30 万円を加算した額をもって限度とする。但し、その世帯の住居が滅失した場合、1,270 万円を限度とする。 ５　貸付限度額（単位：万円） ⑴　世帯主の１ヵ月以上の負傷 150 ⑵　家財の 1／3 以上の損害 150 ⑶　住居の半壊 170(250) ⑷　住居の全壊 250(350) ⑸　住居の滅失 350 250 270(350) 350 ※住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等の特別の事情がある場合は、（ ）内の額とする。 ６　貸付の条件 (1)　利　　率　　年 3%以内で条例で定める率（据置期間は無利子） (2)　据置期間　　3 年（特別の事情のある場合は 5 年） (3)　償還期限　　10 年（据置期間を含む） (4)　償還方法　　年賦又は半年賦又は月賦
	手続き期間	災害発生時から３ヶ月以内
	備考	生活福祉資金貸付制度の福祉資金と重複して貸付けることはできるが、生活福祉資金貸付制度と重複して貸付けることはできない。
	所轄部局課室係名	危機管理防災局　危機管理課

市町村災害援護資金原資貸付制度		
	適応法制度等名	市町村災害援護者資金原資貸付制度
	実施主体	県（費用負担 県３分の２ 市町村３分の１）
	対象災害	自然災害（災害救助法が適用される場合を除く）
	制度の対象者基準・条件等	１　概 要 　災害により、２に定める被害を受けた市町村が住民に対し貸付を行なう場合、その原資の一部を無利子で貸付ける。 ２　貸付の対象となる市町村 ⑴　全壊、全焼及び流失　　１市町村あたり 10 世帯以上 ⑵　半壊及び半焼　　１市町村あたり 20 世帯以上 ⑶　床上浸水　　１市町村あたり 30 世帯以上 ⑷　知事が特に必要があると認めたもの ３　貸付対象者 　２の災害により被害を受けた世帯で、前年の所得（市町村民税における総所得金額）が政令で定める額に満たない世帯とする。 ４　貸付限度額（単位：万円） 　災害援護資金貸付金の場合と同様 ５　貸付の条件 ⑴　利　率　　年 3%（据置期間は無利子） ⑵　据置期間　　６月 ⑶　償還期限　　８年６月（据置期間を含む） ⑷　償還方法　　年賦又は半年賦
	手続き期間	災害発生後速やかに
	備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
	所轄部局課室係名	危機管理防災局 危機管理課

生活福祉資金		
	適応法制度等名	生活福祉資金貸付制度
	実施主体	栃木県社会福祉協議会
	対象災害	火災及び風水害等不慮の災害
	制度の対象者基準・条件等	1　対象となる世帯 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取扱うものである。 2　貸付対象経費及び限度額 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費に対して 150 万円以内の貸付 3　貸付の場合 ⑴　利子　　保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合 1.5 年%（据置期間を除く。） ⑵　償還期間等　7年以内・元利均等・月賦、半年賦、年賦 ⑶　据置期間　　6月以内 4　その他の資金について 生業費、技能修得費、修学資金等の資金が必要と認められる場合には、併せて貸付を行う。
	備考	貸付金については、平成 31 年 4 月 1 日現在の額である。
	所轄部局課室係名	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉担当

災害復興住宅融資		
	適応法制度等名	独立行政法人住宅金融支援機構法
	実施主体	独立行政法人住宅金融支援機構
	対象災害	・地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ・自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
	制度の対象者基準・条件等	1　対象者 ・　自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 ・　被災者自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者（被災者に貸すために建設、購入又は補修する場合を含む。） 2　融資内容 ⑴　災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地取得又は整地に対する融資 ⑵　災害復興住宅の新築購入及びこれに付随する土地取得に対する融資 （リ・ユース購入を含む） ⑶　災害復興住宅の補修及びこれに付随する整地または移転に対する融資 3　融資金利 0.63%（H30.2 現在）
	申込受付期間	「罹災証明書」に記載された「罹災日」から２年間（東日本大震災関係 H30.3.31 まで）
	所轄部局課室係名	県土整備部 住宅課 企画支援担当

勤労者生活資金	
適応法制度等名	勤労者生活資金貸付制度
実施主体	県
対象災害	一般災害
制度の対象者基準・条件等	1　貸付対象者 勤務年数が1年以上及び県内に1年以上居住する勤労者 2　貸付使途 貸付対象者又はその世帯員が災害のために必要となった資金 3　貸付限度額　100万円 4　貸付利率　年1.7% 5 償還方法　5年以内月賦均等償還（半年賦償還併用可） 6 取扱金融機関　中央労働金庫 ※ 無担保 ※ 保証人不要（ただし、日本労働者信用基金協会の保証を要す。 保証料0.7%又は1.2%）
備考	貸付利率は、平成31年4月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当

（2）事業者支援制度

経営安定資金（基盤強化融資（罹災対策)）	
適応法制度等名	経営安定資金（基盤強化融資）制度
実施主体	県（金融機関が窓口）
対象災害	故意又は重過失によらない火災、地震又は風水害等
制度の対象者基準・条件等	1　融資対象者 県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者等 2　資金の使途 罹災への対応及びＢＣＰの策定等を含め災害等の未然防止対策に必要な運転・設備資金 3　融資条件 ⑴ 融資限度額 ・運転資金　3,000万円 ・設備資金　5,000万円 ⑵ 融資期間 7年以内（うち据置1年以内） 4 融資利率 年1.6%以内（栃木県信用保証協会の保証付・責任共有制度対象外） 年1.8%以内（栃木県信用保証協会の保証付・責任共有制度対象） 5 手続等 市町村長等の罹災証明書が必要
手続き期間	金融機関が窓口となるため特になし
備考	利率は平成31年4月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 経営支援課 金融担当

天災融資制度（天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給補助事業）

適応法制度等名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
実施主体	市町村（費用負担 天災の都度定める）
対象災害	政令で指定する災害

制度の対象者基準・条件等

経営資金（災害後の再生産に必要な資金）

1　借受資格者

⑴　農業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定をうけたもの。

ア　天災による農産物等の減収量が平年収穫量の 30%以上であり、かつ、その者の平年における農業総収入額の 10%以上であるもの。

イ　天災による果樹等の流失等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の 30%以上であるもの。

⑵　漁業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定を受けたもの。

ア　天災による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の 10%以上であるもの。

イ　天災によりその所有する漁船等の沈没等による損失額が当該施設の被害時における価格の 50%以上であるもの。

2　貸付限度額、償還期間、貸付利息

天災の都度定める。

⑴　貸付条件

貸付対象者			貸付限度額AかBのどちらか低い額			貸付利率別償還期限（年以内）				
			A (%)	B（万円） 個人	B（万円） 法人	年 6.5% 新規	年 6.5% 重複	年 5.5% 新規	年 5.5% 重複	年 3%
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者		55	500	2,500	5	5	5	6	6
			80	600	2,500	6(7)	6(7)	7	7	7
	一般農業者		45	200	2,000	3	4	5	6	6
			60	250	2,000	4(7)	5(7)	6(7)	7	7
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500			5	6	6
			80	600	2,500			7	7	7
		一般開拓者	45	200	2,000			5	6	6
			60	250	2,000			6(7)	7	7
漁業者	漁具購入資金		80	5,000	5,000	3	4			6
			80	5,000	5,000	4	5			7
	漁船建造取得資金		80	500	2,500	5	5			6
			80	600	2,500	6	6			7
	水産動植物養殖資金		50	500	2,500	5	5	5	6	6
			60	600	2,500	6	6	7	7	7
	一般漁業者		50	200	2,000	3	4	5	6	6
			60	250	2,000	4	5	6	7	7

天災融資制度（天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給補助事業）		
		（注） ア 各欄の上段は、天災融資法が適用された場合、下段は天災融資法に係る激甚災害法が適用された場合（貸付限度額及び償還期限の特例措置） イ Ａは、市町村長の認定する損失額に対する割合 ウ 牛又は馬を所有する被害農業者については、上記貸付限度額にさらに３万円（乳牛所有者については５万円）を加算した額を貸付限度額とする。 エ 償還期間欄の（ ）は政令に掲げる果樹植栽資金として貸し付けられる場合の期限である。 オ「重複」とは、重複被害者のことで貸付限度額及び償還期限の特例が設けられている。 カ「果樹栽培者」とは、果樹栽培による収入額が、その者の平年における農業による収入の 100 分の 50 以上であるか、又は果樹の栽培面積がその者の耕作の事業に供している農地の総面積 100 分の 40 以上であり、かつ、市町村長が認定する損失額のうち果樹の栽培に係る部分が 100 分の 50 以上であるもの。 キ 経営資金の各利率対象者 「3.0%以内資金」 特別被害農業者（特別被害地域内） 特別被害漁業者（特別被害地域内） 「5.5%以内資金」 開拓者、損失額３割以上被害農漁業者 「6.5%以内資金」 その他の場合（果樹栽培者、家畜等飼養者、損失額１割以上被害農漁業者等） （注１）「特別被害地域」 旧市町村（又は大字）単位に 特別被害農漁業者数／被害農漁業者数＝10／100 以上で知事が農林水産大臣の承認を受けて指定する区域 （注２）「特別被害農業者」 被害農業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの ①天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の 100 分の 50（開拓者にあっては 100 分の 30）以上であるもの ②天災による果樹、茶樹もしくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の 100 分の 50（開拓者にあっては 100 分の 40）以上であるもの （注３）「特別被害漁業者」 被害漁業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの ①天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上であるもの ②天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が被害時における価格の 100 分の 70 以上であるもの ３ 融資機関 農業協同組合等
	手続き期間	天災の都度定める
	所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当

災害復旧支援資金（農業近代化資金）		
	適応法制度等名	農業近代化資金融通法
	実施主体	金融機関
	対象災害	農業災害
	制度の対象者基準・条件等	（全般） 1　貸付条件の変更 償還期限の延長（法定期間の範囲内） （災害復旧支援資金） 1　借受資格者 市町村長の認定を受けた農業者等 2　資金使途 被災した施設・家畜等に対する再投資 3　貸付限度額 18,000 千円（知事特認で 2 億円） 4　償還期限 7～20 年（据置き 2～7 年） 5　貸付利率 災害発生時の基準金利に基づき設定 6　その他 災害復旧とともに生産施設等の整備拡充を行うことが想定されること
	手続き期間	災害の都度定める
	所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当

○融資・貸付・その他資金等の概要

	資　金　名　等	対　　象　　者	窓　　口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市
	災害障がい見舞金	災害により精神・身体に重度の障がいを受けた者	市
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市
	生活福祉資金（災害援護資金）(住宅資金)	災害により被害を受けた低所得世帯	市社会福祉協議会
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
	中小企業融資	災害により被害を受けた中小企業者	県、市、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫、金融機関
	災害復興住宅融資	住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
	災害条例資金制度（災害経営資金）(施設復旧資金)	災害条例の適用市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合等
	農業近代化資金（災害復旧支援資金）	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合等
	災害により被害を受けた農林漁業者向け融資 日本政策金融公庫資金 (農業経営維持安定資金) (農林漁業セーフティネット資金)(林業基盤設備資金)(林業経営安定資金)（災害）	市町村長が発行する罹災証明書の交付を受けた農林漁業者	日本政策金融公庫

○災害復旧事業の種類

災　害　復　旧　事　業　名	関係省庁
1　公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	
⑴ 河川	国土交通省
⑵ 砂防設備	国土交通省
⑶ 林地荒廃防止施設	農林水産省
⑷ 地すべり防止施設	国土交通省・農林水産省
⑸ 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省
⑹ 道路	国土交通省
⑺ 下水道	国土交通省
⑻ 公園	国土交通省
2　農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	
⑴ 農地・農業用施設	農林水産省
⑵ 林業用施設	農林水産省
⑶ 共同利用施設	農林水産省

3　文教施設等災害復旧事業 ⑴ 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） ⑵ 私立学校施設（激甚災害法） ⑶ 公立社会教育施設（激甚災害法） ⑷ 文化財	 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省
4　保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省
5　社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省
6　廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省
7　医療施設災害復旧事業 ⑴ 公的医療機関 ⑵ 民間医療機関（資金融資）	 厚生労働省 厚生労働省
8　水道施設災害復旧事業	国土交通省
9　都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） ⑴ 街路 ⑵ 都市排水施設 ⑶ 堆積土砂排除事業 ⑷ 湛水排除事業	 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
１０　住宅災害復旧事業（公営住宅法） ⑴ り災公営住宅の建設 ⑵ 既設公営住宅の復旧 ⑶ 既設改良住宅の復旧	 国土交通省 国土交通省 国土交通省
１１　災害関連緊急事業 ⑴ 災害関連緊急治山事業 ⑵ 災害関連緊急地すべり防止事業 ⑶ 災害関連緊急砂防事業 ⑷ 災害関連緊急地すべり対策事業 ⑸ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ⑹ 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特） ⑺ 災害関連緊急雪崩対策事業 ⑻ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	 農林水産省 国土交通省・農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
１２　その他の災害復旧事業等 ⑴ 鉄道施設（鉄道軌道整備法） ⑵　公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 ⑶ その他の復旧事業	 国土交通省 （関係省庁）

○栃木県農漁業災害対策特別措置条例による農作物等災害助成

補　助　の　種　類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病害虫防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1/2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	
	果樹桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	

農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類（収穫直前）	70%以上	
果実の選果等作業費補助	果樹	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類に係る農作物育成管理用施設等	70%以上	

◆激甚災害適用

○災害適用措置と指定基準

ア　激甚災害

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助　〈法第3条、第4条〉	次のいずれかに該当する災害。 〔A基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1　県分査定見込額＞県の標準税収入×25% 2　県内市町村の査定見込額総計＞県内市町村標準税収入総計×5%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉	次のいずれかに該当する災害。 〔A基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1　都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% 2　都道府県の事業費査定見込額＞10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例　〈法第6条〉	次のいずれかに該当する災害。 ただし、5,000万円以下と認められる場合は除く。 1　激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 2　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額×1.5%で激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例〈法第8条〉	次のいずれかに該当する災害。 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮。 〔A基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%
森林災害復旧事業に対する補助　〈法第11条の2〉	次のいずれかに該当する災害。 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）

	＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×5% 〔B基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5%　かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1　一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% 2　一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.0%
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 〈法第15条〉	次のいずれかに該当する災害。 〔A基準〕 中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ）＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2% 〔B基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の中小企業関係被害＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 一つの都道府県の中小企業関係被害＞1,400億円
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈法第16条〉 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈法第17条〉 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例　〈法第19条〉	激甚災害法第2章の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 〈法第22条〉	次のいずれかに該当する災害。 〔A基準〕　滅失住宅戸数＞4,000戸以上 〔B基準〕 次のいずれかに該当する災害。ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 1　被災地全域の滅失住宅戸数＞2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で200戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2　被災地全域の滅失住宅戸数＞1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で400戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等　〈法第24条〉	1　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚災害法第2章の措置が適用される災害 2　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚災害法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

イ　局地激甚災害

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助　〈法第 3 条、第 4 条〉	査定事業費＞当該市町村の当該年度の標準税収×50%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置　〈法第 5 条〉 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例　〈法第 6 条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）
森林災害復旧事業に対する補助　〈法第⑾条の 2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5 倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね 0.05%未満の場合を除く。 かつ、大火にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300ｈａの市町村その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）×25%の場合
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例　〈法第 12 条〉 中小企業者に対する資金の融通に関する特例〈法第 15 条〉	中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% （ただし、当該被害額が 1,000 万円未満の場合を除く。） ただし、当該被害額を合算した額が概ね 5,000 万円未満の場合は除かれる。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等　〈法第 24 条〉	法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合適用

【被災者生活再建支援制度】

○被災者生活再建支援制度の支援金支給事務手続

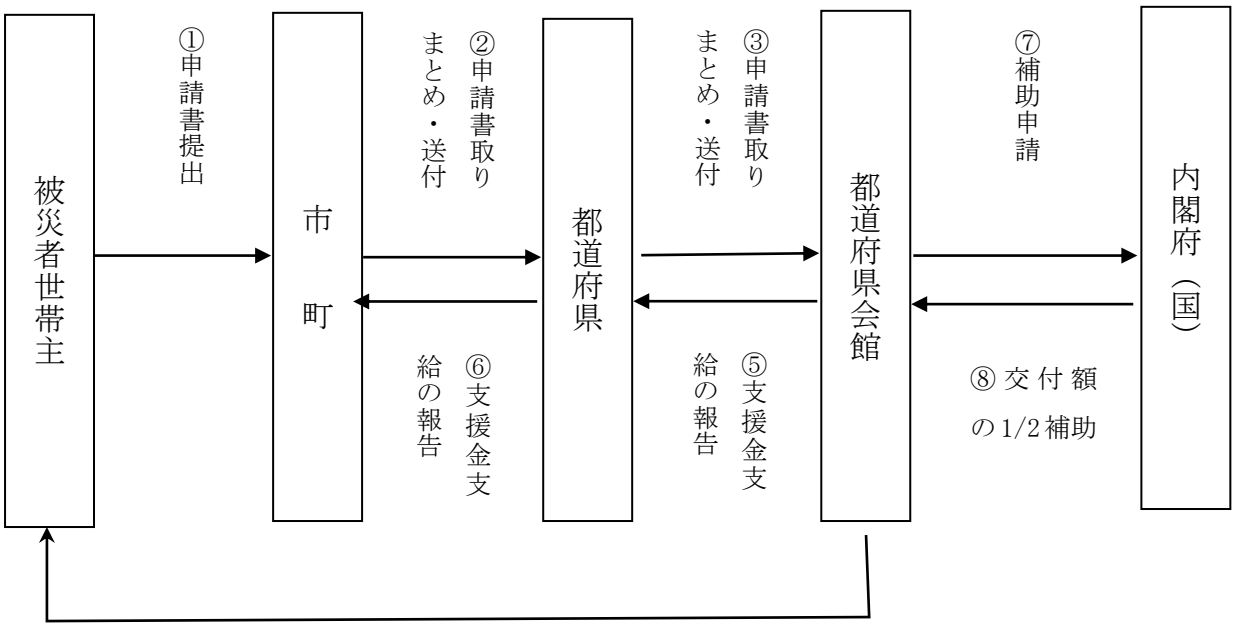

④支援金の支給決定及び支給

○栃木県被災者生活再建支援制度の支援金支給事務手続

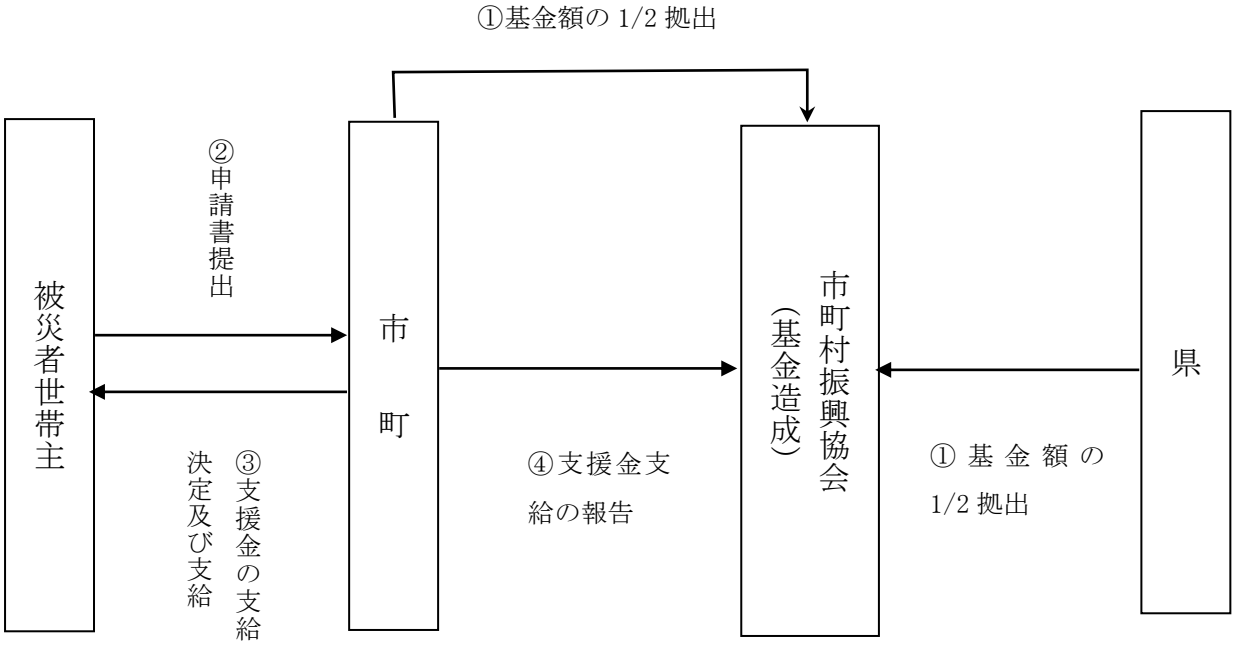

第５章　原子力災害対策

【原子力災害対策関係】

○避難・屋内退避等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h（地上１m で計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	OIL２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h（地上１m で計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施

○人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm β線：13,000cpm 【１ヶ月後の値】	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染

○飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h （地上１m で計測した場合の空間放射線量率）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核　種	飲料水牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2，000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	

		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	に実施
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう

○近隣県における原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距　離	約８２ｋｍ					
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機	６号機
熱出力	138 万 kw	238.1 万 kw				329.3 万 kw
電気出力	46 万 kw	78.4 万 kw	78.4 万 kw	78.4 万 kw	78.4 万 kw	110 万 kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備　考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距　離	約７７ｋｍ				３２ｋｍ
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	－
熱出力	329.3 万 kw				329.3 万 kw
電気出力	110 万 kw	110 万 kw	110 万 kw	110 万 kw	110 万 kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備　考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距　離	約９３㎞						
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機	６号機	７号機

熱出力	329.3 万 kw					392.6kw	
電気出力	110 万 kw	110 万 kw	110 万 kw	110 万 kw	110 万 kw	135.6 万 kw	135.6 万 kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備　考	定期検査中						

○避難等の基準

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	５００ μSv/ｈ（地上１ｍ で計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	OIL２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	２０ μSv/ｈ（地上 １ｍ で計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施

１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のもに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

（１） 警戒事態（ＥＡＬ１）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態

① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。

② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第４３条の３の２４に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。

③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。

④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。

⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。

⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。

⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。

⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

⑨　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。

重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。

⑩　燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

⑪　当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。

⑫　当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。

⑬　オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。

⑭　当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

（２）施設敷地緊急事態（ＥＡＬ２）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態

①　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

②　原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。

③　原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。

④　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。

⑤　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。

⑥　原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。

⑦　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

⑧　原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

⑨　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

⑩　火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。

⑪　原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

⑫　原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

⑬　燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

（３）全面緊急事態（ＥＡＬ３）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
①　原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ③　原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④　原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤　原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑦　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 ⑧　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨　原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑩　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪　原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫　燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

２．東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済み燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

（１）警戒事態（ＥＡＬ１）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在地市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在地市町村沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

（２）施設敷地緊急事態（ＥＡＬ２）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

（３）全面緊急事態（ＥＡＬ３）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

３．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子力炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの。

（１）警戒事態（ＥＡＬ１）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態

① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。
② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。
③ 原子炉制御室その他の箇所から原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ。）
⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ。）
⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
⑨ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

（２）施設敷地緊急事態（ＥＡＬ２）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態

① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術水準に関する規則第７２条第１項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、５分以上）継続すること。
② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。
③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。

④　原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
⑤　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
⑥　火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
⑦　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
⑧　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

（3）全面緊急事態（ＥＡＬ３）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態

①　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術水準に関する規則第７２条第１項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。
②　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。
③　使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
④　原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
⑤　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
⑥　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

４．原子炉（１．～３．に掲げる原子炉を除く。）運転等のための施設
（1）警戒事態（ＥＡＬ１）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
① 当該原子力事業所所在地市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ)。 ② 当該原子力事業所所在地市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ)。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		

（２）施設敷地緊急事態（ＥＡＬ２）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

（３）全面緊急事態（ＥＡＬ３）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	

○用語集

用　　語	説　　明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても（放射性ヨウ素）が甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。
ＥＡＬ	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたＥＡＬの設定については、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みに基づき原子力事業者が行う。
ＥＰＺ	原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。ＥＰＺは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約８～１０㎞の距離、再処理施設を中心として半径約５㎞の距離などがそれぞれの目安とされている。
ＯＩＬ	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。 緊急時モニタリングの結果をＯＩＬに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。 屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。

確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れない「しきい線量」が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。 ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でも、しきい値に達しないようにすることが必要である。
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってＤＮＡに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。
原子力防災管理者	当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキャンニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ＩＣＲＰ（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して５００mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ＩＣＲＰの１９９０年勧告では、水晶体に対して１５mSv/年、皮膚に対して５０mSv/年としている。

特定事象	原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に規定する次の基準または施設の異常事象のこと。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により５μSv/ｈ以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した５μSv/ｈ相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、５０μSv/ｈの放射線量か５μSv/ｈ相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から１ｍ離れた地点で１００μSv/ｈを検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること等
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の１つまたは幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射能量が半分になる時間）に依存する。
ＰＡＺ	予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述のＥＡＬに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。ＰＡＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から３～５㎞の間で設定すること（５㎞を推奨）とされていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね半径５㎞」を目安とする。
ベクレル（Bq）	放射能の強さを表す単位で、単位時間（１秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	Ｘ線、γ線などの電磁波（光子）並びにα線、β線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に崩壊して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り１壊変を１Bq（ベクレル）と定めている。
ＵＰＺ	緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective action Planning Zone）。ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを低減するため、ＥＡＬ，ＯＩＬに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。ＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から５～３０ｋｍの間で設定されていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね３０ｋｍ」を目安とする。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

参考文献　・原子力災害対策指針（平成２４年１０月３１日　原子力規制委員会）
・(財)高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典 ATOMICA」
・文部科学省　原子力防災基礎用語集
・原子力規制委員会　環境防災Ｎネット